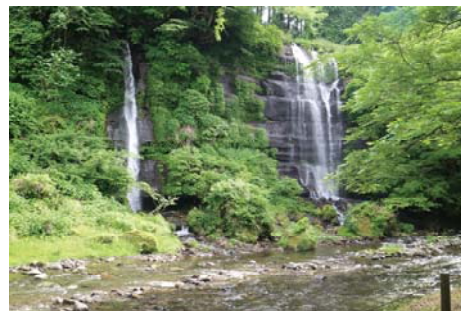
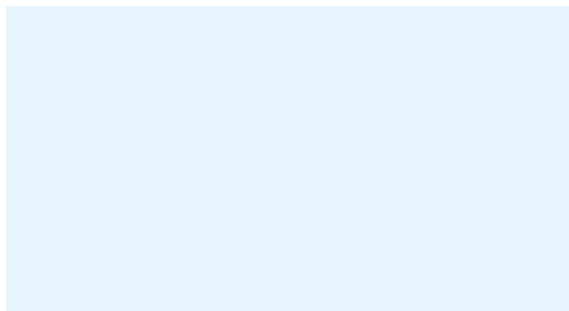
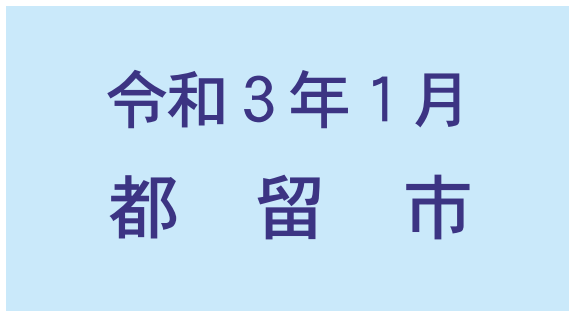


都留市景観計画

LANDSCAPE PLAN OF TSURU CITY



はじめに



私たちが暮らす都留市は、高川山を始めとする二十一秀峰の山々、平成の名水百選に選出された十日市場・夏狩湧水群や名勝田原の滝などの水辺景観、城跡や陣屋跡などの城下町の面影を残す歴史的景観、公立大学法人都留文科大学を始め3つの大学を擁し、多くの学生が集い研鑽に励む様子が伺えるまちなみ景観など、特色ある景観が形成されております。

これらの都留市らしい良好な景観の保全・形成を図るため、本市は、平成28年1月に景観法で定める景観行政団体となり、市の望ましい景観の姿と守るべきルールなどを定めた「都留市景観計画」を策定いたしました。

この計画では、ふるさとのかげがえのない美しい景観を見つめ直し、先人たちから受け継いだ景観を大切に守り、育て、後世に継承していくとともに、多くの人の交流と協働により、心地よい良好な景観を創出していくため『住むひとにとっても、訪れるひとにとっても心地よい 誇りと交流を育む景観まちづくり』を基本理念としております。

この基本理念を共有し、本計画に基づき、市民、事業者、行政などが協働で取り組むことにより、「ふるさとへの愛着と誇りを持てる魅力ある景観づくり」を実現してまいりたいと考えております。

最後に、本計画の策定にあたりまして、市民アンケート調査にご協力いただきました皆様を始め、貴重なご意見、ご提言を賜りました景観まちづくり市民懇談会会員及び景観計画策定委員会委員の皆様に心より感謝申し上げます。

令和3年1月

都留市長 堀内 富久

目 次

はじめに

序 章 景観計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景	2
2. 目的と位置づけ	4
(1) 計画の目的	4
(2) 計画の位置づけ	5
(3) 計画の期間	5
3. 景観計画の構成	6
4. 景観計画の区域	7

第1章 景観特性と課題

1. 都留市の概況	10
(1) 立地特性と概況	10
(2) 都留市の成り立ち	11
2. 都留市の景観特性	13
(1) 都留市らしさが表れている景観	14
(2) 暮らしや営みが映し出す身近な景観	20
3. 景観形成に係わる主な市民意向	24
(1) 景観市民アンケート調査	24
(2) 景観まちづくり市民懇談会	25
4. 景観まちづくりに向けた主要課題	26

第2章 景観まちづくりの方針

1. 景観まちづくりの理念と目標	30
(1) 基本理念	30
(2) 景観まちづくりの目標	32
(3) 都留市の景観構造	33

2. 景観まちづくりの方針	40
(1) 特徴ある地形や山紫水明の景観を守り、活かす	41
(2) 郷土の多彩な眺望景観を守り、育む	44
(3) 先人たちの営みに培われた歴史文化資産を継承し、活かす	46
(4) 里地・里山・里水が織りなす農山村景観を守り、活かす	48
(5) 地域の表情を映す、心地よさと魅力ある暮らしの景観を育む	50
(6) まちが元気になる、交流・おもてなしの景観まちづくりを進める	53
3. 景観形成推進ゾーンの方針	57
(1) 景観形成推進ゾーンの選定	57
(2) 景観形成推進ゾーンの景観形成方針	58

第3章 良好な景観形成に向けた行為の制限

1. 行為の制限に関する基本的な方針	62
(1) 行為制限の基本的な考え方	62
(2) 景観計画で定める事項	63
(3) 建築物等の行為制限に関する基本的な方針	66
2. 景観形成地域ごとの行為の制限事項	68
(1) 市街地景観形成地域	68
(2) 集落景観形成地域	72
(3) 森林景観形成地域	76

第4章 景観資源等の質的向上に向けて

■ 基本的な考え方	82
1. 景観法で定める事項	83
(1) 景観重要建造物・景観重要樹木に関する事項	83
(2) 景観重要公共施設に関する事項	84
(3) 屋外広告物の表示・設置等に関する事項	86
(4) 農の景観の保全・活用に関する事項	87
2. 都留市で定める事項	89
(1) 歴史的景観の保全・活用に関する事項	89
(2) 文化的景観の保全・活用に関する事項	91
(3) 眺望景観の保全・活用に関する事項	92
(4) その他の効果的な取り組み	93

第5章 計画の推進に向けて

1. 協働による景観まちづくりの推進	96
2. 景観計画の推進に向けた施策	97
(1) 景観に対する市民意識の醸成	98
(2) 市民等の主体的な活動、協働による景観まちづくり活動の促進	98
(3) 景観行政の体制や仕組みの充実	100
3. 景観まちづくりの実現に向けて	102
(1) 先導的な景観まちづくりの推進	102
(2) 景観計画の見直しと進行管理	108

参 考 資 料

1. 策定経過	110
2. 策定体制	111
(1) 策定体制と組織	111
(2) 策定メンバー	112
3. 景観まちづくり市民懇談会の概要	114
(1) 目的と進め方	114
(2) 開催経過と市民懇談会名簿	114
(3) 景観まちづくり市民意見書	115
4. 色彩基準について	116
(1) 色彩の表示方法	116
(2) 色彩の許容範囲のイメージ	117
5. 用語解説	118

序 章

景観計画の策定にあたって



序章 景観計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

都留市は、周囲を個性ある山々に囲まれ、豊かな緑と清らかな水の流れることのできる自然環境に恵まれたまちです。古くは郡内地域の中心地として栄えた歴史をもち、城下町の面影にそれらをしのぶことができます。現在は、リニア実験線の拠点基地があることで知られるとともに、人口約3万人規模の都市では全国唯一といえる公立大学法人都留文科大学を擁し、多くの学生が集い研鑽に励む、歴史と文化が融合した知的風土を醸し出すまちでもあります。

この伝統と文化が息づく自然豊かなまちは、自然と共生しながら歴史を刻み、これまで先人たちのためめ努力と英知の積み重ねにより、多彩な景観を育んできました。

近年、経済性や効率性を追い求める社会を見直し、心豊かな暮らしや美しく心地よい環境が求められるようになり、先人たちが守り・育ててきた本市のこうした景観の価値を今一度見直し、まちの資産として次世代に継承し、これらを活かすまちづくりを進めていくことが必要となってきました。

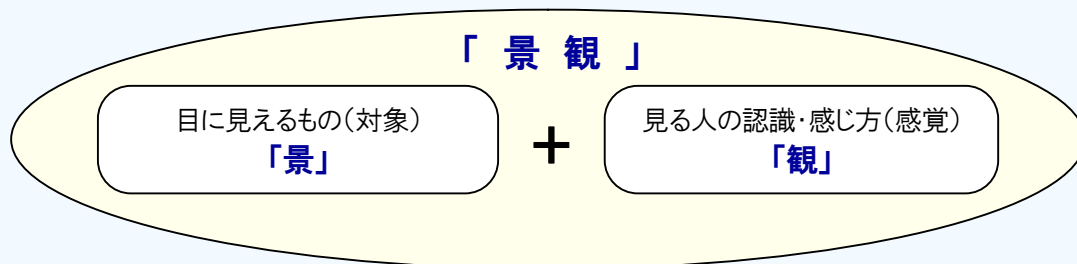
一方、こうした動向は全国的にも同様であり、国は平成15年7月に「美しい国づくり政策大綱」を公表し、美しい国づくりのための基本的考え方と具体的な施策を示すとともに、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力のある地域社会の実現を図ることを目的とし、基本理念や市民・事業者・行政の責務を明確に宣言しました。また、これを受け、平成16年6月には、わが国初の景観に関する総合的な法律である景観法が制定されました。このことにより、良好な景観形成のための行為の制限や支援の仕組みを法制度として整備しました。

全国的なこうした流れを受け、本市においても、平成28年1月に景観行政団体となったことを契機として、景観計画の策定及び景観条例の制定に向けた取り組みを始動しました。

■景観とは…

○「景観」とは、私たちが見て認識した眺め(視覚像)のことで、目に映るものはすべて景観といえます。ここでいう景観とは、一般的に使われている風景や景色とほぼ同じ意味と考えてさしつかえありません。

また、広義には、目に見える事象だけでなく、風景や景色の感じ方や心象、価値観までもを含めたとらえ方をすることもあります。



■景観づくりとは…

○目に映るものは、すべて「景観」であるため、景観に公私の区別はありません。たとえ私的な空間であっても、人に見られる部分については、一定の公共性を持つところに景観の特徴があります。このため、景観づくりは、住民一人ひとりが景観の公共性を認識し、景観に「配慮」していくことが重要となります。

○また、景観づくりは、一朝一夕にできるものではなく、息の長い取り組みが必要です。景観を慈しむ「配慮」の積み重ねが、ここに暮らす私たちの暮らしの質を豊かにし、個性ある文化を育み、地域の価値を高めることにつながっていきます。

《参考》景観法とは

国では、平成 15 年 7 月に公表した「美しい国づくり政策大綱」及び「観光立国行動計画」を受け、これまでの、例えば道路等の都市基盤施設の整備などの「量的な充足」を目的としたものから、道路空間の快適性や美しさ、適切な維持管理などの「質の確保」を重視した都市づくり・地域づくりを進めるため、景観に関わる取り組みの根拠となる法律として「景観法」を成立・公布しました。これにより、地方自治体による自主的な景観形成の取り組みが、法律によって担保されることとなりました。

これまでは・・・

- 地方自治体の取り組みが先行
(景観条例→地方自治法に基づく自主条例)
- 法的担保がなく、実現性に乏しい
(自主条例は強制力に限界がある)

景観法の制定により・・・

- 地域の個性や特徴に応じた、柔軟な規制内容とすることが可能
- 景観法を根拠に、強制力を発揮することが可能な措置を規定

〈景観法の基本理念〉

基本理念1

良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠な国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるように整備及び保全を図る

基本理念2

良好な景観は、適正な制限の下に、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等が調和した土地利用がなされるように整備及び保全を図る

基本理念3

良好な景観は、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するように多様な形成を図る

基本理念4

良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うことから、地域の活性化に資するよう、地方公共団体、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的な取組がなされるようにする

基本理念5

現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むものであることを旨として、良好な景観の形成を行うようにする

■景観法を活用した景観まちづくりのイメージ



〔出典：景観法の概要（平成 17 年 9 月、国土交通省）〕

2. 目的と位置づけ

(1) 計画の目的

人は、常に自分以外の外の世界を認知（外界認知）しながら生活しています。この外界認知は「五感」によって行われますが、その約7～8割が「視覚」によって行われています。そのため、景観は「まちの善し悪しを“見ること”によって図る“ものさし”」といわれます。暮らしやすいまち、訪れる価値のあるまちという評価を得るためには、心地よく魅力的な景観が不可欠です。

また、景観は単に表面的な美しさを繕うということではなく、時には「つくらない」、「取り除く」といった空間デザインも必要となります。都留市らしい景観の価値を高めていくことは、市民生活に潤いを与え、ふるさとへの愛着や誇りを持たせてくれるとともに、交流・定住人口の拡大や観光産業などの原動力ともなり、活力あるまちづくりや本市の発展を牽引するために必要不可欠な取り組みです。

景観計画は、良好な景観形成のために必要な事項を定める法定計画です。この計画を策定することにより、土地の開発や建築等の行為に関する一定のルールを定め、本市の良好な景観形成を誘導することができます。

本計画は、本市の景観形成に関する基本的な考え方や方針、基準等を明らかにし、都留市らしい景観形成を総合的かつ計画的に推進するため、市民、事業者、行政等の協働の指針としての役割を果たし、良好な景観まちづくりの実現を図ることを目的とします。

■都留市景観計画の特徴

■都留市の景観形成に関する総合的な計画です

本計画は、景観法に基づく法定計画として市が定めるもので、本市の景観形成に関する総合的な計画です。本市の景観形成は、今後、この計画に基づいて進めていくことになります。

■市民意見を反映して策定する計画です

本計画の策定にあたっては、「都留市景観まちづくり市民懇談会」の設置、景観市民アンケート調査の実施、広報やホームページによる策定経過や計画案の公表、パブリックコメント（意見公募手続）を実施するなど、広く市民の意見を反映しています。

■景観まちづくりを推進する市民、事業者、行政の協働の指針となります

本計画に定める内容は、本市の良好な景観形成を推進していくための市民、事業者、行政等の協働の指針となるものです。



・九鬼山中腹から望む富士山

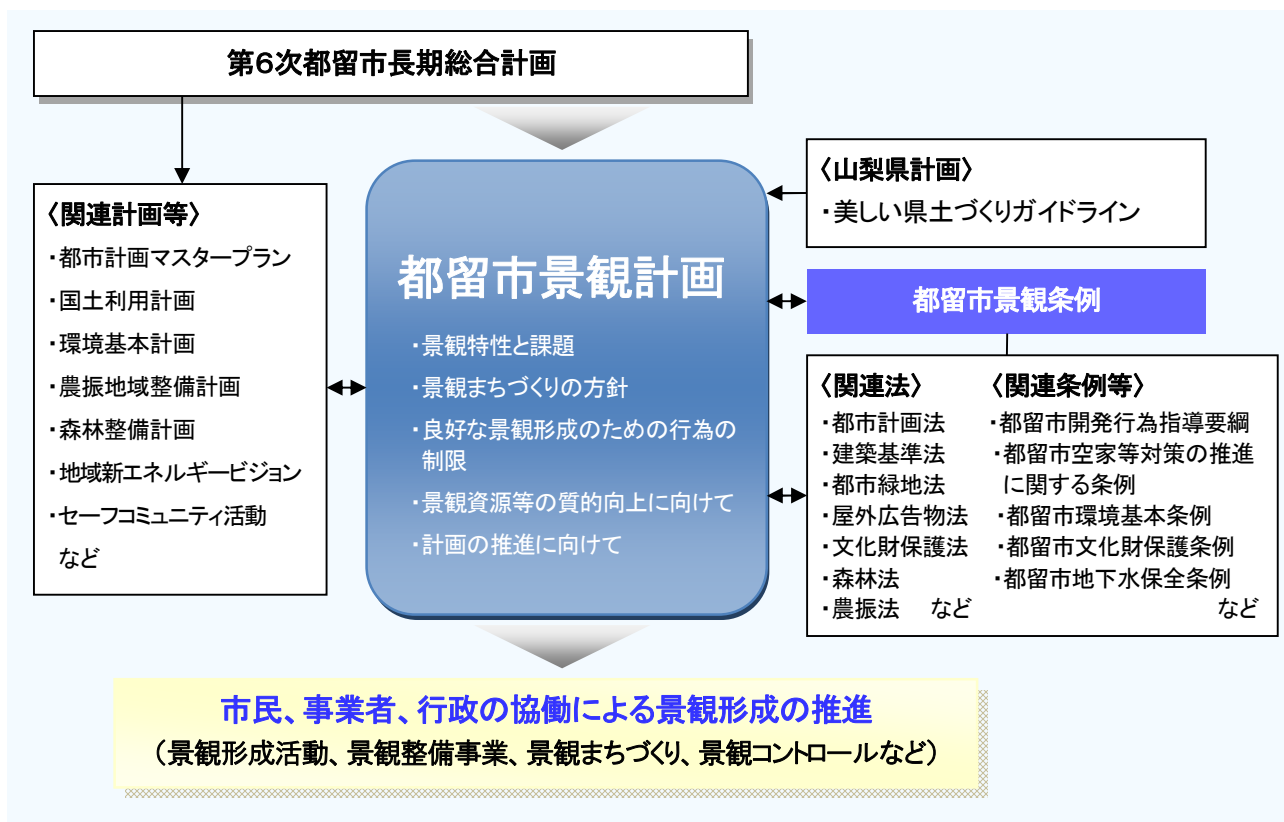
(2) 計画の位置づけ

「都留市景観計画」は、景観法に基づく法定計画として定めるもので、上位計画である「第6次都留市長期総合計画」に則した、本市の景観形成に関する総合的な計画として位置づけられます。

今後、市民が行う景観形成活動、行政が行う景観施策や景観形成事業などは、本計画に沿って進めていくことになります。

また、計画の実効性を高め、景観形成をより強力に推進していくため、次に示す関連計画との連携を図るとともに、市の関連条例等との整合性を図る中で、都市計画法、建築基準法、都市緑地法、屋外広告物法、文化財保護法、森林法などの景観形成に係わる法制度の活用を図ります。

■都留市景観計画の位置づけ



(3) 計画の期間

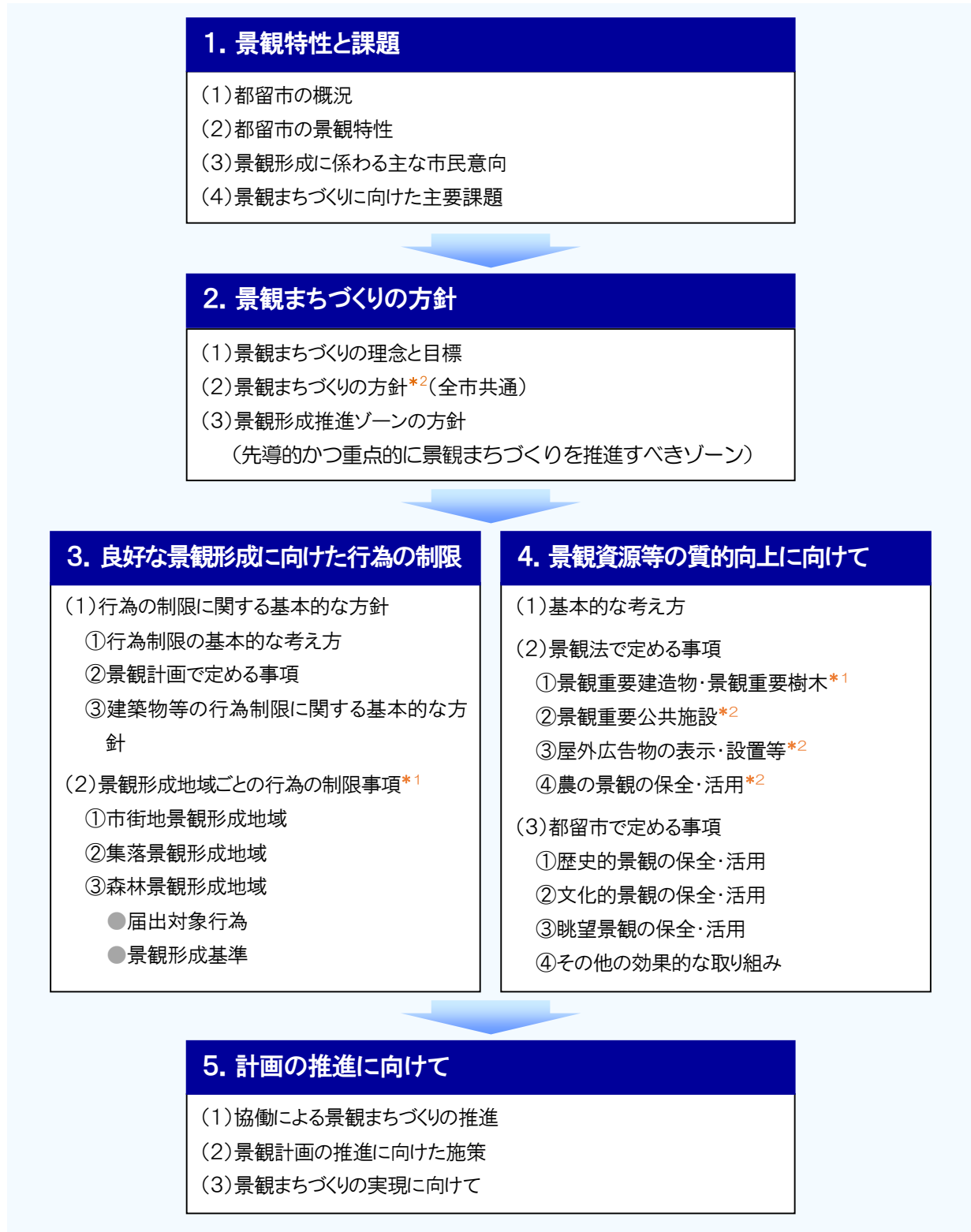
景観づくりは「百年の計」といわれています。景観形成には、長い時間を要することや、長期的な施策から短期的な施策までを含むことから目標年次は定めないこととします。

このため、計画内容については、今後の市民ニーズや本市をとりまく社会・経済環境の変化、上位・関連計画の改定、国や山梨県の景観施策の変更、景観形成の取り組み状況など、必要に応じて、適宜、見直しを行うこととし、成長型の計画として内容を充実し、運用することとします。

3. 景観計画の構成

本計画は、景観に関する総合指針として、景観法に定める法定事項だけでなく、本市独自で定める任意事項も含め、次のとおり、大きく5つの内容で構成します。

■都留市景観計画の構成



注) ^{*1} 景観法に基づき必ず定めなければならない必須事項です。

^{*2} 景観法に基づき必要に応じて定めることができる選択事項です。

^{*3} 上記^{*1}、^{*2}以外の項目は任意事項で、本市独自のものとなっています。

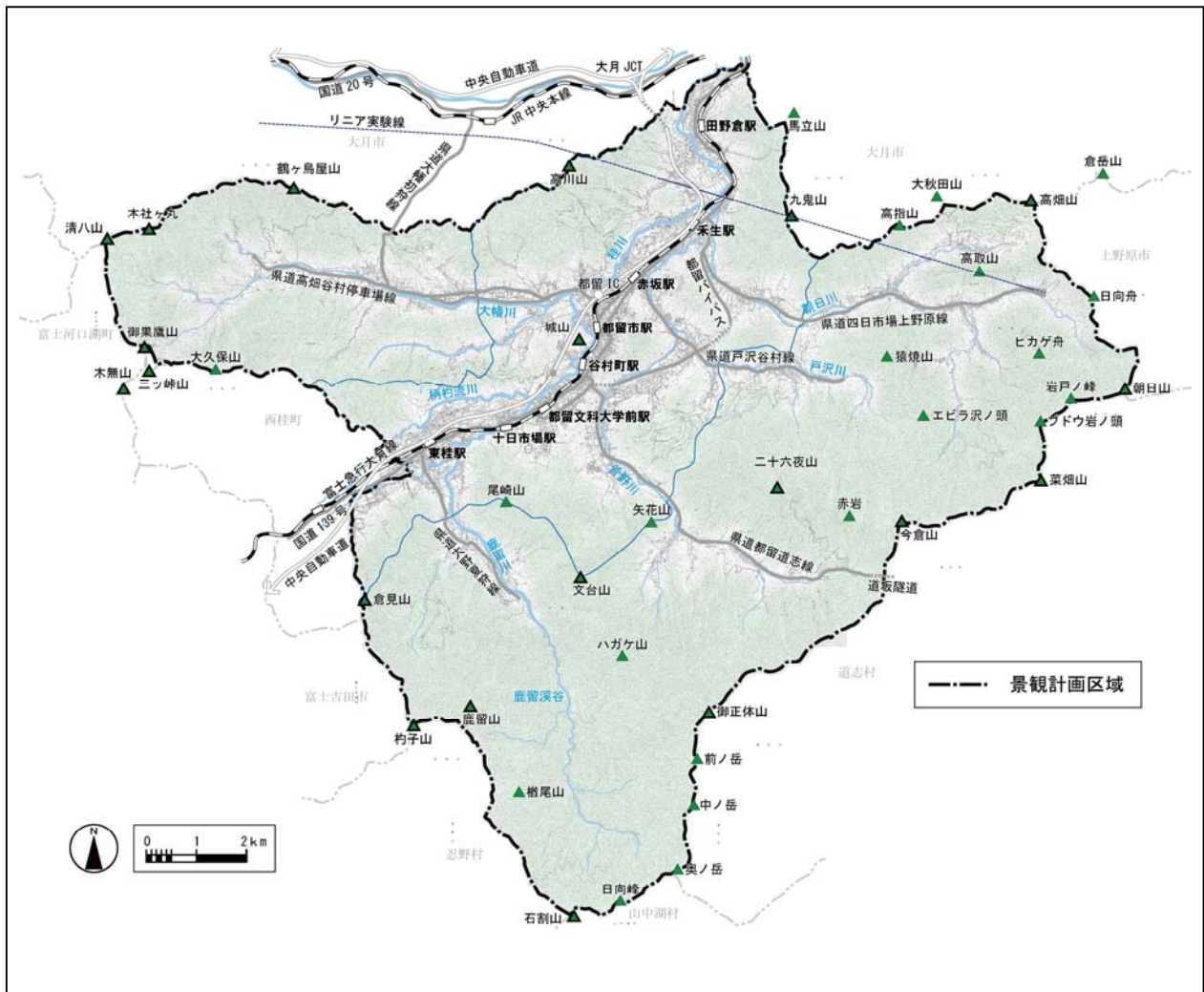
4. 景観計画の区域

本市は、豊かな水環境と個性ある山々の緑に囲まれ、暮らしの中で身近に自然を感じる風光明媚なまちであることが大きな特徴です。自然景観、眺望景観、都市的景観、歴史文化的景観、里山集落景観など、多様な景観が重層的に重なりあい、地域ごとに特色ある景観を呈しています。

このような本市の景観的な特徴を踏まえ、総合的な景観行政に取り組む観点から、景観計画の区域は都留市全域とします。

景観計画の区域は、都留市全域とします

■景観計画の区域





・河岸段丘の緑の中を流れる桂川

第1章

景観特性と課題



第1章 景観特性と課題

1. 都留市の概況

(1) 立地特性と概況

本市は、山梨県の東部に位置し、北側は大月市、南側は忍野村、山中湖村、東側は上野原市、道志村、西側は富士吉田市、西桂町、富士河口湖町にそれぞれ接し、県都甲府市より約 50km の距離、また、都心から約 90km の東京圏の近郊に位置しています。

面積は 161.63km²、森林が市域の約 85% を占め、市域の大半が山地となっています。標高は中心地で 490m、周囲を 1,000m 級の山々に囲まれ、市域の中央を山中湖に水源を発する桂川が西から東に貫流しており、市街地はこの桂川沿いの平坦地に帯状に形成されています。また、周囲の山岳を源とするいく筋もの中小河川が桂川に合流し、それぞれの河川に沿った緩傾斜地に集落や農地が点在し、山あり谷ありの変化に富む山峡の景観が展開しています。

富士急行線が市域の中心部を桂川とほぼ並行して走り、市内には 8 つの駅があります。車窓にはローカル線特有の魅力ある風景が展開しています。また、中央自動車道富士吉田線と国道 139 号が鉄道と同じく並行して走り、市内には、都留 IC が位置しています。その他、県道都留道志線、県道四日市場上野原線、県道高畑谷村停車場線等の幹線道路が河川と並行し、本市と周辺地域を結んでいます。本市の北側にリニア実験線の県立リニア見学センターがあり、富士山を遠望する里山を背景とした田園の中に近代的なリニア実験線の施設がある特徴的な景観を見ることができます。

一方、本市は古くから城下町として栄え、かつては絹織物産業を中心に発展し、山梨県東部地域の政治・経済の中心地として歩んできました。そうした歴史的風土に加え、現在は、都留文科大学やリニア実験線の立地といった近代的な景観要素も都市のイメージを牽引しています。また、身近な山々と、富士の豊かな伏流水が湧き出る湧水やまち中を流れる清流は、昔も今も本市の景観の基調を成しています。このような山紫水明の風土を活かした景観形成及び観光・交流の拡大が期待されています。

■都留市の広域的位置



(2)都留市の成り立ち

【古代～江戸時代】一城下町の形成、絹織物のまちとしての繁栄一

本市の古代は、平安時代に編まれた「和名抄」に記載されている多良（田原）郷と加美郷の一部にあたり、交通の要衝として郡内の中心を成していました。

中世、戦国時代までの郡内は、小山田氏が勢力を伸ばし、その後、都留郡は徳川氏の領地となり、豊臣政権による支配を経て、慶長6年（1601年）以後約100年間、幕府諸侯の封地となりました。

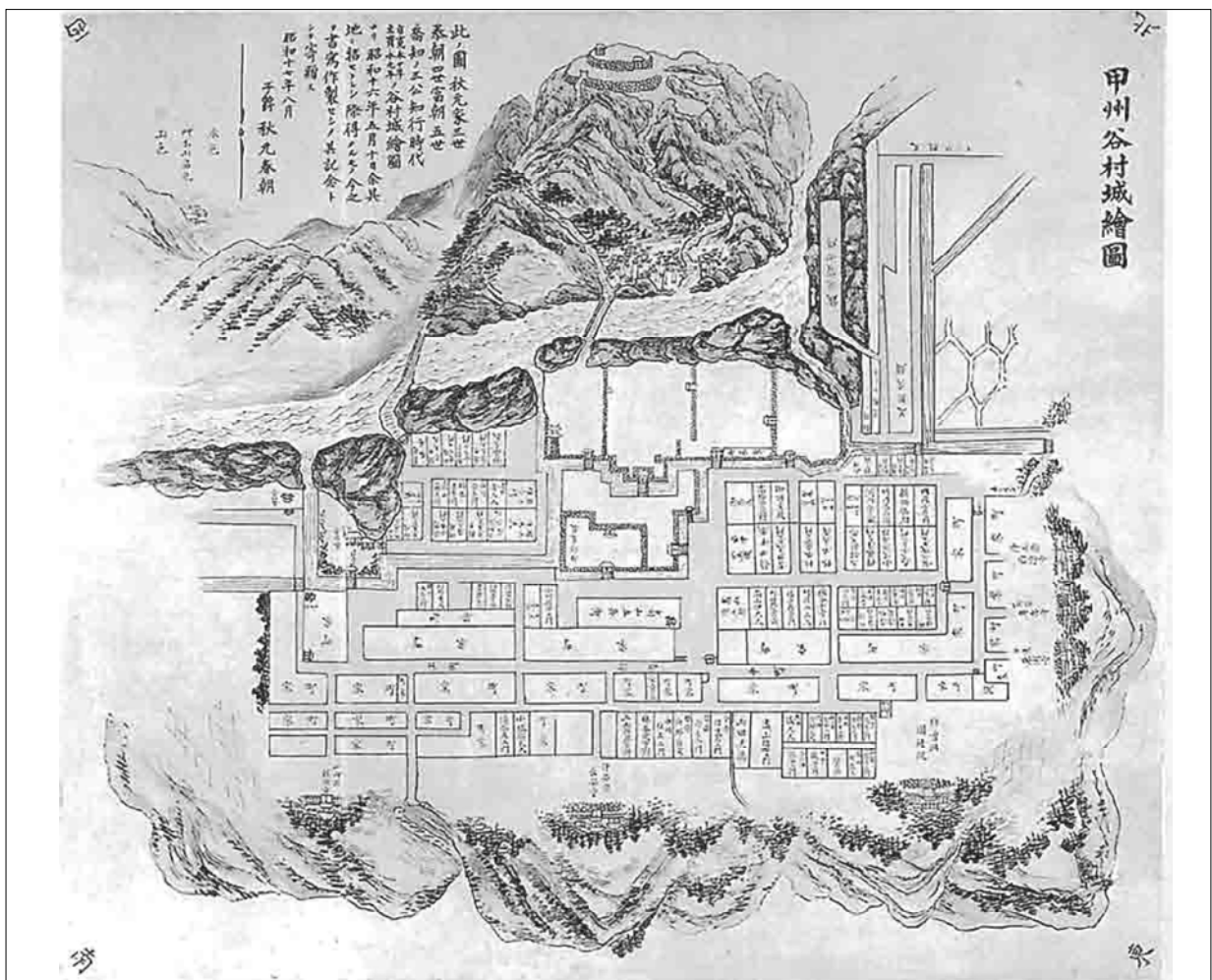
谷村は、小山田氏が居館を構えて以来、一貫して都留郡支配の中心でしたが、その後、家臣居住地が桂川右岸に変更されたことを契機に城下町の発達を遂げ、現在も城下町特有の地名が残されています。

小山田氏3代の統治が江戸期の発展の基礎を築き、その後、秋元家の統治により「谷村大堰」や「五ヶ堰」事業が行われ、郡内最大の穀倉地帯を生みだしました。また、江戸時代中期に幕府の直轄領となり、山間部農村地域の養蚕から絹織物の一大産地となるなど、甲府に次ぐ甲斐国第2の都市として発展しました。秋元氏の治世に感謝して農民の間から生まれたとされる「八朔祭」は、本市を代表する生出神社の秋の例祭として、現在もなお引き継がれています。

また、江戸時代には産業や流通の発展に伴い、甲州街道や駿豆州往還、脇街道等の街道も整備され、山梨県東部地域の政治・経済の中心地、交通の要衝地として繁栄を遂げました。質の高い甲斐絹は、江戸から近いこともあり「郡内織」のブランドとして全盛を迎え、絹織物産業を核とする商業活動を中心に独自の文化・歴史を育みました。

この他、江戸時代には、俳聖松尾芭蕉が本市に滞在し、多くの名句を詠み、蕉風俳句の開眼を果たした地とも伝えられています。

■ 甲州谷村城絵図



【明治～大正】－交通、産業、生活の近代化－

明治維新後、町村の合併により、谷村、三吉村、開地村、宝村、盛里村、禾生村、東桂村の7ヵ村が成立しました。その後、明治29年に谷村に町制が施行され、谷村町となりました。

明治35年には中央線が大月まで延伸し、明治36年には富士馬車鉄道が開通するとともに、道路の整備も進みました。これに伴い、まちの形態も変化を遂げ、昭和4年に富士山麓電気鉄道の開通により、町の人口も増加しました。明治期には宝鉾山が開発され活況を呈しましたが、現在は閉山し、宝の山ふれあいの里のレクリエーション施設となっています。また、大正13年に競馬場が建設され、市民の貴重な娯楽となっていました。昭和8年頃に廃止され、その跡地が都留文科大学となっています。

【昭和～現在】－交通機関の高速化と都市化の進展－

昭和初期の谷村町は、南都留郡では唯一の町であり、上水道も整備され、電燈事業の町営化も実現しましたが、その後、水害や震災、甲斐絹の暴落、戦争、大火など、苦難の歴史が続きました。

太平洋戦時下での大きな戦災は受けませんでしたが、昭和24年に谷村町で大火があり、それを機に道路の拡幅整備等が進められ、昭和29年には1町4ヵ村が合併し、現在の都留市が誕生しました。「都留」という名前は、本市の位置する桂川流域が富士山の裾野を「蔓」のように延びた様という由縁や、この地に多く生息したとされる長寿の鶴の名にあやかったといわれています。

昭和30年には、市立都留短期大学が開学し、昭和35年に4年制の都留文科大学になりました。

高度成長期には、モータリゼーションの影響を受け、国道139号等の市内各地の道路整備が進み、これに伴い市街地が拡大していきました。

昭和40年以降、農地の宅地化や基盤整備の進捗とともに、桂川沿いの集落が徐々に連担し、現在の都市構造が形成されてきました。本市は山峡にある河川沿いに関かれ、元来平坦地が少ないという地形的な制約を負い、この希少な平坦地に都市化が進展してきています。

交通では、中央自動車道富士吉田線や富士急行線（元富士山麓電気鉄道）が開通し、周辺都市との広域的な連携を担っています。また、平成8年に開設された山梨リニア実験線の拠点基地があることも知られています。



・中央自動車道やリニア実験線が走る今日の市街地

2. 都留市の景観特性

本市は、ランドマークとなる山や山稜と河川水系が景観の大きな自然骨格を形成しており、山の緑に囲まれた、暮らしのすぐ身近に山紫水明の風景が展開していることに特色があります。

このような景観的特徴を踏まえ、景観的な骨格や基調となる景観を現している主要な景観を「都留市らしさが表れている景観」、これに地域らしい特色を添えている主要な景観を「暮らしや営みが映し出す身近な景観」とし、大きく2つの分類ごとに景観特性を整理しました。

都留市らしさが表れている景観

- ①富士山から連なる特徴的な地形が織りなす景観
- ②山地に囲まれ身近に山の緑を抱く景観
- ③清冽な水に刻まれる湧水の里の景観
- ④変化に富む地形が魅せる多彩な眺望景観
- ⑤城下町と水の文化を受け継ぐ歴史文化的な景観
- ⑥歴史文化を体感する伝統的な祭り・行事の景観
- ⑦里地・里山の農山村景観

暮らしや営みが映し出す身近な景観

- ①地域の成り立ちがしのばれる中心市街地の景観
- ②活気と文化の薫る学園都市の景観
- ③古くからの農村集落景観と近代的なまちなみ景観が併存する景観
- ④山合いの風景が連続的に展開する移動景観（シークエンス*）
- ⑤交流を育む施設の景観
- ⑥四季折々の彩りや句（歌）にうたわれる景観



・リニア実験線小形山架道橋と富士山

注）＊ シークエンス：乗り物から見る景観など、移動する視点から連続して変化する景観のこと。

(1)都留市らしさが表れている景観

①富士山から連なる特徴的な地形が織りなす景観

- 本市は、周囲を 1,000m級の山々に囲まれ、そこから派生するいくつもの中小河川が、市中央部を流れる桂川に合流しています。平坦地は、桂川沿いとその支流沿いに枝を伸ばすように展開しており、流域ごとに**圍繞景観***や谷筋景観を形成し、地形によって分節化されているところに特徴があります。
- 市域を貫流する桂川に併行して鉄道や中央自動車道、国道等が通り、带状の平坦地に市街地が展開するなど、景観的にも大きな構造軸となっています。また、桂川から放射状に展開する5つの谷筋に沿って、集落景観や田園景観が展開しています。
- 山稜と谷筋がいくつも組み合わせられた地形的な特徴から、市街地や集落地と山地が近く、溪流や溪谷が身近に存在するなど、暮らしの中に多彩な景観が展開しています。
- 十日市場周辺では、約 8,500 年前に富士山から流下した溶岩流の露頭や特徴的な溶岩造形を見ることができます。また、国道 139 号に近接する名勝田原の滝周辺は、富士山の火山活動に由来する美しい柱状節理が刻まれ、古くから溪流美を誇る名瀑布となっています。



・朝日川沿いの谷筋景観

②山地に囲まれ身近に山の緑を抱く景観

- 本市は8割以上が森林で占められ、市域は標高 1,785 mの三ツ峠山をはじめとする 1,000m級の急峻な山岳に囲まれ、その地形は複雑で変化に富み、細やかに伸びる山稜と谷筋が自然景観の骨格を形成しています。
- 山梨百名山の一つであり桃太郎伝説の残る九鬼山、日本二百名山で信仰の山とされる御正体山、新富岳百景の高川山、杓子山、道志山塊から上がる月を待つ行事に由来する二十六夜山など名山も多く、中心市街地に近接する城山の頂上からは市内を一望することができます。
- 本市は、景観が優れた 21 座を「都留市二十一秀峰」として定めており、どの山も個性的で登山者やハイカーに親しまれています。その多くは、地域のランドマークとして市民の心象景観に影響を与えています。
- 中心市街地の後背に連なる標高 500～650mの比較的低い山稜は「都留アルプス」と名付けられ、地元山岳会の発案により全長約8km のハイキングコースが整備されました。身近な自然環境に親しみ、市街地や周辺の山々の眺望を楽しめる場所として本市の新たな魅力の一つとなっています。
- 奥行きのある森林や溪谷、起伏に富む地形を背景に、里山の森林は、ニホンリスやニホンカモシカの生息地、ミツマタの群生地など、多様な動植物の生息の場となっています。市内には多くのムササビが生息しており、特に、禾生地域の生出神社では、日本最長の滑空距離を持つムササビの滑空を見ることができます。地域住民の環境保全活動や保護活動もあり、本市は、野生の動植物と身近に共生できるということも景観的な魅力の一つです。
- 二十六夜山の懷にある「戸沢の森和みの里」や宝鉢山跡地にある「宝の山ふれあいの里」は、森林にふれあい自然を体感するレクリエーションの場であるとともに、観光拠点ともなっています。また、多彩な登山道やトレッキング、ハイキングに四季を通じて訪れる人も多く、豊かな自然環境は市民にとっても来訪者にとっても交流・ふれあいの場となっています。



・都留アルプスから望む中心市街地と富士山

注) * 圍繞 (いによ) 景観: 圍繞とは「かこいめぐらすこと」を意味しており、圍繞景観とは、一定の範囲を有する空間領域の中での視覚的な環境状況を意味する。山に囲まれた盆地状の景観は、代表的な例である。

③清冽な水に刻まれる湧水の里の景観

■河川・水辺景観

- 本市の河川は急流で、河道やみお筋も地形に沿って屈曲しているものが多くなっています。こうしたことから、市内の河川には、滝や渓谷など水景に関する景勝地が多くあります。
- 富士山麓の山中湖に水源を発する桂川は、市の中央を西から東へ貫流し、市域を囲む山岳から流入する鹿留川・柄杓流川・菅野川・朝日川・大幡川等の支流を一つに集め、豊富な水量と大きな高低差から、急流や滝などの変化のある河川景観を見せています。また、古くは鮎川と呼ばれ多くの釣り客を集め、その豊かな水は市内3ヶ所で発電に利用されるほか、飲料水・灌漑用水・工業用水としても良質な水資源となっています。
- 桂川は浸食が盛んなことから、兩岸に奇岩が続く蒼竜峡などの渓谷や、名勝田原の滝などの景勝地を形成しています。支流では、山岳からの湧水が流れ込み、美しい渓谷や、希少な動植物の生息環境を形成するとともに、キャンプや溪流釣りなど、多くの自然レクリエーションの場を提供しています。
- 富士山麓の湧水が流れ込む清流では、アユやヤマメ、イワナ、ウグイをはじめ、カワセミ、ヤマセミ等が生息し、桂川にはコサギの群れが飛来します。また、溪流や湧水の清澄な水辺にはホタルが生息し、農村を舞うホタルの風景は郷愁を誘うものがあります。



・田原の滝

■暮らしに身近な湧水の里の景観

- 本市は富士山に降り積もった雪が、長い年月をかけ湧き出る湧水の里でもあります。この水環境は、景観的な要素のみならず、「水」そのものが貴重な資産として市民に愛され、日々の暮らしになくてはならない「命の水」として守られてきていることに重要な意味があります。
- 富士山の溶岩流の痕跡が、露頭や崖などに多く見られる十日市場周辺は、富士の地下水が流れ出る一大湧水地帯であり、「十日市場・夏狩湧水群」として平成の名水百選にも選定されている「名水の里」です。周辺は、溶岩の隙間から絶え間なく豊富な湧水が湧き出す水源山永寿院、地域の上水道の水源となっている熊太郎水源、梅花藻の群生池がある長慶寺、落差約 20mの断崖を湧水が滴り流れ落ちる太郎・次郎滝など、清澄な富士山の伏流水が作り出す多様で希少な景観を見ることができます。
- また、十日市場・夏狩湧水群に代表される湧水は、上水道の水源や農業用水、生活用水として利用されています。在来作物である水掛菜の栽培や、わさび田や川魚の養殖など、湧水の恵みを享受して暮らす人々の営みの風景を見せています。
- 平成の名水百選の選定に際しては、親水性とともに、市全域で実施されている「定式（じょうしき）」と呼ばれる寛永次代から続く用水路等の保全活動や、地域や市民組織による様々な保全活動が高く評価されています。



・太郎・次郎滝

④変化に富む地形が魅せる多彩な眺望景観

- 本市は、山稜と谷筋が複雑に入り組み、谷筋の平坦地に沿って市街地や集落が帯状に展開しています。このため、山地や河川の豊かな自然がまちや暮らしに近く、身近に富士山やランドマークの山々を眺めることができるとともに、少し登ればまちを俯瞰する眺望景観を楽しむことができます。
- 谷村地区*は、城下町のまちなみや町割りが残っており、富士山の山あてによる道路の軸線などを確認することができます。東漸寺の山門からは、谷村の市街地と道路軸の延長線上に富士山を遠望する特徴的な眺望景観を見ることができます。
- 三ツ峠山や高川山をはじめ、山頂や稜線からは、山ひだの重なりとその向こうに見える雄大な富士山の遠望、裾野に広がるまちなみの眺望など、秀逸な眺望景観を楽しむことができます。
- 山頂や稜線などにある多くのビューポイントだけでなく、市街地や郊外地周辺の比較的低い山々にも、多くのビューポイントが点在しています。都留アルプストレッキングルート上の展望台からは、手前に市街地を望みながら、周囲の山並みの重なりの中に富士山を遠望する、奥行き感のある眺望を楽しむことができます。
- また、中心市街地に近接する標高 571mの城山（勝山城跡）からは、眼下の桂川、谷村地区の市街地を一望でき、四季折々の眺望を楽しむことができます。
- 中央自動車道や富士急行線の車窓からは、山峡ののどかな風景とともに時折垣間見る絶景など、変化に富む多彩な眺望景観を連続的に楽しむことができます。また、九鬼山と高川山のあいだの田園集落地帯の中にリニア実験線の高架橋が横断する風景は、本市の特徴的な眺望景観の一つとなっています。
- その他、橋や道路、公園や施設、段丘や山麓の高台など、まちの至る所から、身近に富士山の遠望や多彩な景観資源の良好な眺望景観を楽しむことができます。



・城山（勝山城跡）からの眺望

⑤城下町と水の文化を受け継ぐ歴史的な景観

■城下町の景観

- 郡内地域の政治・経済・文化の中心地として歩んできた谷村地区は、勝山城跡である城山や、城下町の町割りや地名、寺社が集積するたたずまい、溶岩石の野面積みの石垣、水路や堀などにみられるように、城下町としての礎を築き上げてきました。桂川に内橋をかけて背後の勝山城と連絡していた谷村城は、現在は谷村第一小学校となっています。
- 昭和 24 年の谷村大火により、由緒ある寺社や建造物、歴史的なまちなみは殆ど消失してしまいましたが、歴史的背景をしのばせる町割りや川・水路は現在も変わることなく残され、主だった社寺は再建されて寺町の風情を醸し出しています。
- 谷村陣屋は、石和代官所の出張陣屋として郡内一円の支配を行い、現在の裁判所の位置にありました。
- 谷村地区の市街地の後背にある、蟻山には堀切など烽火台に関する遺構が残されています。



・円通院



・勝山城跡

注) * ここでは、旧城下町にあたる上谷、中央を谷村地区と表記します。

■水の文化を受け継ぐ景観

- 市内を流れる桂川水系の河川は、古くから灌漑や生活用水として利用され、市民生活を支える重要な役割を果たすとともに、産業、経済の発展に貢献しており、「水のまち都留」の礎を形成してきました。特に、多くの人々の手によって開削された用水は、水車による精米や甲斐絹織物の動力、染色などに利用されたほか、明治中期以降、複数の発電所の開発が行われるなど、当時の用水路や施設は、近代化遺産としての景観をみせています。



・元気くん2号

- 名勝田原の滝から延長約 14km の開削工事により完成した谷村大堰（十日市場大堰）は、地域の生活用水・農業用水、また谷村城の堀水として用いられてきたほか、水車の動力源として、明治以降には織機の動力に活躍しました。大堰はのちに延長され、五ヶ堰として猿橋（大月市）まで潤し、郡内に広大な穀倉地帯を生みだしました。今日も、家中川、寺川、中川には田原の滝から取水した豊富な湧水が流れており、人々の暮らしとともにある水の風景をみせています。
- 本市は、家中川を利用し小水力発電の普及・啓発を図ることを目的に、また、「水のまち」をPRする一つのシンボルとして、平成 18 年度に小水力発電施設「元気くん1号」を設置しました。現在、家中川には3基の小水力発電施設が稼働しています。

■遺跡・史跡、歴史的建造物・遺構等の景観

- 「駒橋発電所落合水路橋」は国登録有形文化財で、明治 40 年に完成した優美な7連アーチの煉瓦造りの水路橋であり、現役の水路橋として使用されています。川茂発電所は、現在は無人発電所ですが堰堤を約 300 本の桜が彩り、親しまれています。谷村発電所は、水路橋とともに本市の産業遺構であり、往時の姿をとどめ、地域のランドマークとなっています。水路橋は、地元では橋脚の意味を持つ「ピーヤ」と呼ばれ、親しまれています。



・駒橋発電所落合水路橋

- 山梨県指定文化財である明治 10 年建築の藤村式建築の旧尾県学校は、現在は「尾県郷土資料館」として地域の人々の協力により運営されています。



・尾県郷土資料館

- 市有形文化財に指定されている「旧仁科家住宅」は、郡内織の絹問屋であり、大正時代の谷村の商家の様子を今に伝え、現在は「商家資料館」として公開されています。その他、登録有形文化財の「旧明治医院」など、歴史文化を物語る建造物が多く残されています。また、松尾芭蕉逗留時に縁あったとされる「桃林軒」が市民有志により再建されています。
- こうした景観は、単に歴史文化的な価値にとどまらず、地域の個性や成り立ちを知り景観に時間的な奥行きという価値を与える重要な景観資源でもあります。

■古道・旧道の景観

- 本市を貫通し大月市方面と富士吉田市方面を結ぶ国道 139 号は、かつて「富士道」といわれ、富士講の人々が行き交った信仰の道です。
- 谷村地区は、現在の大月市を通る甲州道中と、現在の富士吉田市を通る鎌倉往還の中間に位置し、この2つの往還を結ぶ駿豆州往還（富士道）が市の中央を貫通していました。そのため、3つの街道との関係を持つ地理的な優位性から、政治・経済的に重要な地域として繁栄しました。この他、谷村地区と初狩を結ぶ近ヶ坂往還など、市内には多くの古道・旧道が残されています。
- しかし、戦後のモータリゼーション以降、道路整備や開発が進み、往時の面影を残す古道・旧道の景観は、時とともに少なくなっています。

■社寺や身近な歴史文化的景観

- 城下町と富士山を直線状に眺められる東漸寺や円通院などの由緒ある社寺が連なる寺町周辺をはじめとし、小山田氏の菩提寺である桂林寺や郡内地方の名刹長生寺、梅花藻が湧水池に群生する長慶寺など、地域住民の拠り所となっている社寺や鎮守の森が、身近に親しまれるランドマークとなっています。
- また、市内には六十一基の道祖神が確認されているほか、馬頭観音や石仏、塚、古民家や蔵、水路や小川、堰など、自然や暮らしに溶け込んだ身近な歴史的景観資源が数多くみられます。
- 本市は、古くから豊富な水資源を利用した絹織物や染色業が盛んで、甲斐絹の伝統を今に伝える甲州織物が伝統産業として受け継がれ、文化的景観の一つとなっています。

⑥歴史文化を体感する伝統的な祭り・行事の景観

- 八朔祭りは、三百年ほど前に始まったとされ、郡内三大祭りの一つに数えられる本市を代表する生出神社の例祭です。毎年9月1日に行われ、地元では「おはっさく」と呼ばれて親しまれています。八朔祭りは各町が競い、お囃子が流れる市内を豪華絢爛な幕に彩られた大型の祭屋台と大名行列が巡行し、市民をはじめ多くの観光客が江戸時代の祭りの賑わいを体感することができます。例祭の締めくくりは、大輪の花火が打ち上がり、夏の終わりを惜しむひとときで、まちなかが幻想的な風景に包まれます。
- 国道 139 号沿いの「八朔祭屋台展示庫」では、3台の大型屋台を年間を通じ常時見ることができます。
- 城山は、将軍家御用の茶壺を保管した「茶蔵」が設けられていました。秋の「つる産業まつり」では、江戸時代徳川将軍家御用達のお茶を京都から江戸へ運んだ「お茶壺道中行列」が再現されています。
- その他、各地域に伝わる小正月や獅子舞・神楽、御嶽神社の祭礼であるお天王さん（祇園さん）、節分祭などの行事・祭事が行われ、本市や地域のイメージを発信する景観要素となっています。



・八朔祭り

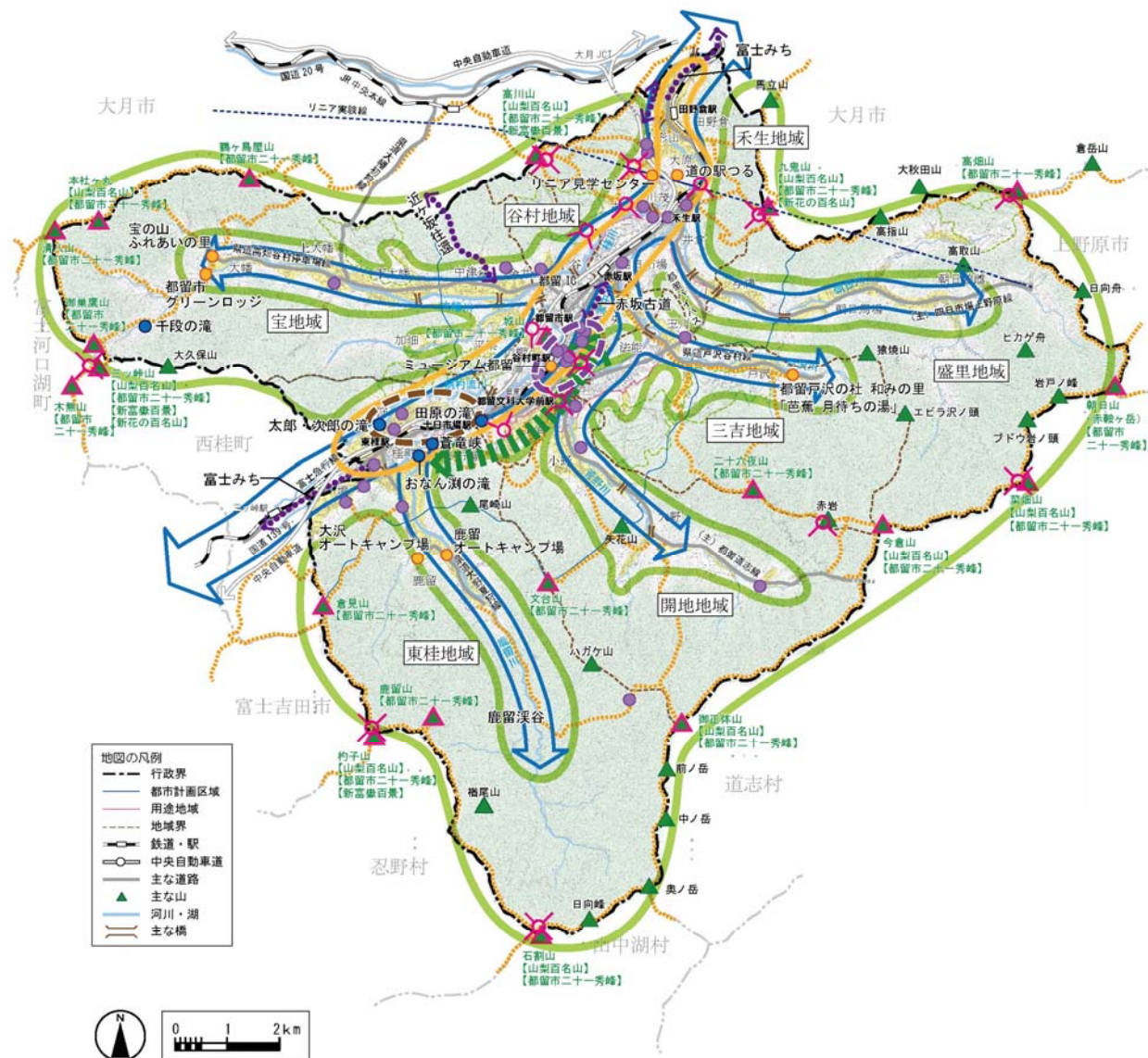
⑦里地・里山の農山村景観

- 平坦地が少ない本市では、集落は河川沿いの微高地に細長く分散立地し、限られた土地を有効活用しながら、川水や湧水を水利とした水稻、野菜等の栽培が営まれています。こうした農山村景観は、周囲の山並みを背景に、低地部や緩傾斜地に農地、山裾の微高地や狭小な平坦地に集落という、里地・里山が一体となった山間の素朴で穏やかな景観をみせています。
- 十日市場・夏狩周辺は、富士山が噴火した際に流れ出た溶岩の端部にあたり、その溶岩の間隙や通水層から絶え間なく湧水が湧き出す湧水群が独特な景観をつくり出しています。地域では、これらを利用して水掛菜やわさびの栽培、川魚の養殖が行われ、水掛菜の栽培は、本市の冬の風物詩となっています。



・河川沿いの農山村集落（朝日馬場）

■景観特性図—都留市らしさが表れている景観



凡例

〈特徴的な地形〉 - 山地 - 谷筋 - 平地 〈緑の景観〉 - 森林景観 - 都留市二十一秀峰 - 都留アルプス	〈水辺景観〉 - 河川・水辺景観 - 主な滝・淵等 〈眺望景観〉 - 主な山地 - 主な眺望場所	〈歴史文化的な景観〉 - 城下町の景観 - 主な古道・旧道 - 主な歴史文化資源 〈郷土の農山村景観〉 - 農山村景観 - 特徴的な農の景観 (湧水の里)	〈観光・レクリエーションの景観〉 - 主な観光レクリエーションの景観 - 主な登山道・ハイキングコース - ゴルフ場
---	--	--	---

(2)暮らしや営みが映し出す身近な景観

①地域の成り立ちがしのばれる中心市街地の景観

- 谷村地区は、城下町から発達を遂げた本市の中心市街地であり、城下町の町割りや水路、寺町などに、往時の面影をしのぶことができます。街道筋の面影も残る古いまちなみは、建物も密集し、路地や狭い道も多くなっていますが、一方で、歴史を感じる昔懐かしいたたずまいのまちなみ景観をみせています。
- また、市街地後背には里山がせまっており、河川の潤いと山の緑に囲まれた、豊かな自然と共生するコンパクトな市街地景観が特徴となっています。
- 駅周辺や国道 139 号沿いなどに、往時の繁栄を思わせる商店街、行政施設や文化施設が集積していますが、近年は空き家や空き店舗が増加するなど、賑わいやまちなみ景観にも大きな変化がみられます。そのため、中心市街地では、「つる城下町テイスト再生プロジェクト」等の城下町の歴史性を基調としたまちづくりや、地域活性化に向けた様々な取り組みが行われています。



・寺町通り

②活気と文化の薫る学園都市の景観

- 都留文科大学周辺は、文教施設や文化施設、公園や運動施設などが集積し、駅前には土地区画整理事業によって計画的に整備された新しいまちです。都留アルプスと称される里山の緑を背景に都市的なまちなみが形成され、各施設や駅を基点に若者が行き交う風景は、活気と文化の薫る学園都市としての魅力を感じさせます。
- また、都留文科大学前駅に近接して大規模商業施設も立地し、新たな賑わい景観を生みだしています。
- 総合運動公園周辺は、都留文科大学の地域交流研究センターの活動の一つであるフィールドミュージアム研究エリアとなっており、本市は、大学と連携した活動・交流を進め、「大学のあるまち」を魅力資源の一つとして景観まちづくりや様々な取り組みを展開しています。



・都留文科大学入口周辺のまちなみ

③古くからの農村集落景観と近代的なまちなみ景観が併存する景観

- 市街地や住宅地は国道 139 号に沿って発達してきており、田原には計画的に整備された市街地景観が見られます。
- 一方、四日市場や田野倉、玉川周辺などの市街化が進行する地域では、昔ながらの農村集落景観の中に新たな住宅地や商業店舗、小規模な工場などが併存するまちなみ景観が展開しています。特に、田野倉の国道 139 号沿いでは、いわゆるバイパス景観が展開しています。
- 農村集落は、谷筋ごとに異なる素朴な景観を見せ、河川沿いの平坦地や緩傾斜地など、細やかな地形に寄り添うように分散立地しています。盛里地域は古民家や蔵が河川や道路沿いに残り、宝地域は農村・里山が山あい深く入り込む独特の景観を呈し、古き良き日本の原風景を連想させます。
- 一方、市街地周辺では、湧水と密接に結びつく集落の暮らしが景観に表れている十日市場・夏狩周辺や、大原の広い田園と「リニア実験線」や「道の駅つる」が重なる風景など、本市ならではの景観を見ることができます。



・大原の田園地帯とリニア実験線

④山合いの風景が連続的に展開する移動景観(シークエンス)

■骨格的な景観軸となる道路景観

- 本市の道路網は、市内を北部から南西に向け横断する中央自動車道と国道 139 号を中心軸として、国道から分岐し山間集落や周辺市町村を放射状に結ぶ、大きく5路線の骨格的な道路から構成されています。谷村地域つるには都留 IC が位置し、本市及び周辺市町村の玄関口としての役割を担っています。中央自動車道は大規模な土木構造物である一方、富士山や幾重にも重なる山並み、河川や道路沿いに細長く伸びる市街地など、展開する風景を見渡す重要な視点場となっています。
- 山峡を縫うように走るこれらの道路は、河川とともに本市の骨格的な景観軸であり、車窓からの眺めは本市のイメージ(心象景観)に大きな影響を与えるものとなっています。
- 市街地を縦貫する国道 139 号は、中心市街地ではかつての街道筋の面影を残すものの、幅員や歩行者空間が狭小で、慢性的な交通渋滞などから、沿道のまちなみ景観は雑然とした印象となっています。また、郊外部では、沿道にロードサイド型の店舗が建ち並びバイパス景観がみられます。
- 一方、国道 139 号都留バイパスは、見通しが開けた広い幅員の道路景観が連続的に展開し、新たな景観軸を形成しています。



・国道 139 号沿道のまちなみ

■鉄道や駅の景観

- 本市は、桂川に沿って大月駅と河口湖駅を結ぶ単線の鉄道である富士急行線が走り、市内に鉄道駅が8駅あることが特徴の一つとなっています。
- 富士急行線はローカル線としての魅力を持ち、山間をぬうように走るのどかな列車の風景とともに、その車窓からは富士山や周囲の山並みの遠望をはじめ、山地の緑や河川の風景、田園や集落地などを間近に眺め、四季折々の風景や変化に富む景観を楽しむことができます。
- また、8つの駅舎それぞれが、ローカル線特有の素朴で風情あるたたずまいを見せています。
- 富士急行線は、富士山に一番近い鉄道として知られています。近年、富士山が世界遺産となったことから列車の旅を楽しむ利用客が増加傾向にあり、インバウンド観光も含め、本市固有の景観特性を活かした観光・交流が期待されています。



・富士急行線と芝桜

⑤交流を育む施設の景観

■公園・緑地の景観

- 上谷には、総合運動公園や楽山公園が位置し、スポーツ・レクリエーションの場や地域交流の場として親しまれています。また、都留文科大学地域交流研究センターのフィールドミュージアム構想と連携した取り組みも行われています。その他にもスポーツで賑わう玉川公園や、自然レクリエーションの場となっている戸沢の森和の里公園など特色ある公園があります。
- しかし、市街地や集落地には身近な公園・広場が不足しており、水辺空間や豊かな緑、歴史的資源などを活かした公園・緑地の整備による、潤いある景観づくりが求められています。



・都留市総合運動公園

■公共公益施設の景観

- 市役所をはじめとして、まちづくり交流センターや尾県郷土資料館などの文化交流施設、教育施設や公民館などのコミュニティ施設、福祉施設などの公共公益施設は、市民や観光客等の交流や賑わいの場となっているほか、まちや地域のシンボル・ランドマークとして地域景観を特徴づけています。また、周囲の自然景観と調和した都の杜うぐいすホールなど、市内の公共公益施設では、景観に配慮した意匠やデザイン、市民による緑化や花植えなど、様々な景観形成の取り組みが行われています。
- ミュージアム都留は、江戸時代から続く八朔祭りで引き出される屋台と、葛飾北斎などによりデザインされた飾り幕が常設展示され、城下町の歴史に想いをはせることができます。
- また、市内には、道の駅つるや戸沢の森和みの里・芭蕉月待ちの湯、宝の山ふれあいの里等の観光レクリエーション施設も点在し、地域の景観や魅力を体験できる場となっています。
- 山梨県立リニア見学センターは、リニアの走行試験をすぐ近くで見学できる日本で唯一の施設であり、富士山を遠望し、九鬼山と高川山の山並みを背景に田園の中を近代的なリニアが走行する風景は、本市ならではの景観となっています。



・道の駅つる

⑥四季折々の彩りや句(歌)にうたわれる景観

■四季折々の彩りある景観

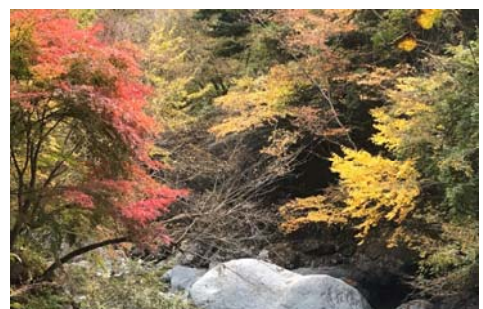
- 豊かな自然が暮らしの身近にある本市は、四季の彩りや潤いを感じさせる風景をいたるところで見ることができます。
- 早春のワサビ田の白い花、フクジュソウやヤマブキソウの群生地をはじめ、城山・楽山公園・川茂発電所・鹿留発電所・西願寺のシダレザクラ等の桜の名所、山里に咲くヒガンザクラ、初夏の宝の山ふれあいの里等のスイレンの群生、楽山公園等のアジサイ、夏から秋の長慶寺の湧水池のバイカモの花、紅葉に彩られる千段の滝や鹿留溪谷の溪谷美、冬の風物詩水掛菜の栽培風景や湧水の氷柱など、四季折々の風景が地域景観に彩りを添えています。



・西願寺の枝垂れ桜

■句や歌に詠われる景観

- 本市は、松尾芭蕉が流寓生活を送ったといわれ、市内には芭蕉が詠んだ句を刻んだ句碑が10ヶ所点在し、市民有志により芭蕉寓居桃林軒が復元されています。また、芭蕉の里づくり事業の一環として、毎年、ふれあい全国俳句大会を開催するなど、句に親しむ文化・風土とともに、往時の句に詠われた風光明媚な風景は現在にもつながる心象景観となっています。
- 校歌は、地域の歴史やランドマークを詠みこんでいるものが多く、城山や桂川、清流、山並みや富士の眺望は、本市の景観を象徴する要素として捉えられており、市民にとっては思い出や記憶に残る風景として心に刻まれる心象景観ともいえます。また、都留市民の愛唱歌「今生きてます」に唱われる四季の風景も、市民共有の心象景観の一つということができます。

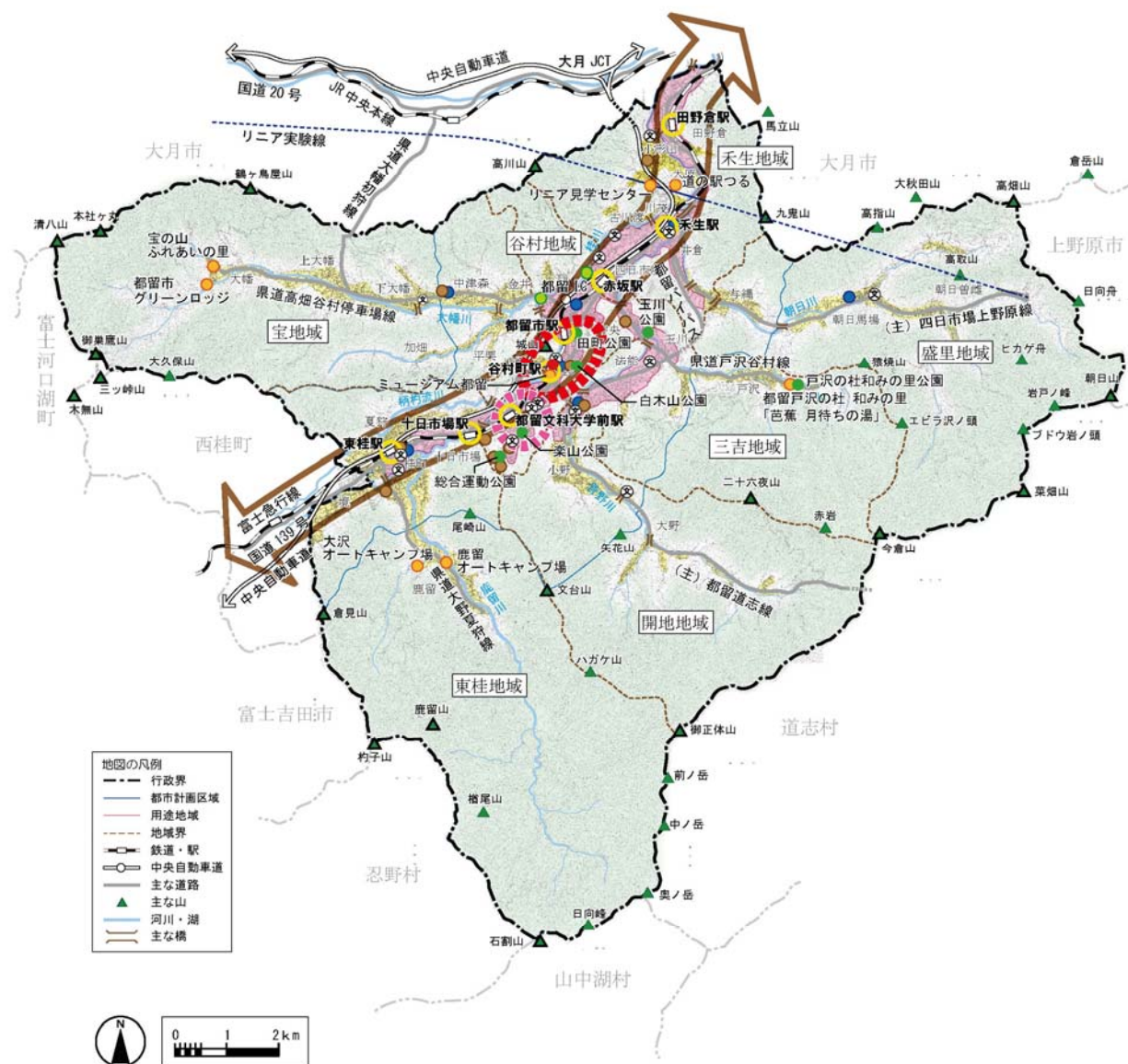


・鹿留溪谷の紅葉



・芭蕉寓居桃林軒

■景観特性図—暮らしや営みが映し出す身近な景観



凡 例

〈市街地景観〉 - 中心市街地景観 - 学園都市の景観 - 住宅市街地の景観 〈集落景観〉 - 農村集落景観	〈道路景観〉 - 骨格的な景観軸 〈鉄道と駅の景観〉 - 駅の景観	〈施設の景観〉 - 市役所 - 教育施設 - 警察・消防 - 医療施設 - 主な公共公益施設 - 主な公園・緑地 - 主な観光レクリエーション施設
--	---	--

3. 景観形成に係わる主な市民意向

本計画の策定にあたっては、計画策定の初期段階から、「景観市民アンケート調査」や「景観まちづくり市民懇談会」を実施し、多様な市民意向の把握と計画への反映に努めてきました。

(1) 景観市民アンケート調査

「景観市民アンケート調査」において、市民は景観まちづくりについて、次のような意向を示しています。

■景観市民アンケート調査の実施概要

調査対象: 都留市全域、18 歳以上の市民 2,000 人を無作為抽出

調査期間: 平成 30 年 8 月 8 日～8 月 22 日締切(投函期限)

配布・回収方法: 郵送による配布・回収

回収結果: 回収数 484 票、回収率 24.2%

■アンケート調査結果による主な市民意向

※上位回答の傾向を整理

設 問	主 な 意 向
都留市の景観の現状 ● 景観やまちなみへの関心 ● 「都留市らしさ」・「人に教えたい景観」 ● 市全体の近年の景観の変化 ● 地域の身近な景観の変化 ● 景観を損ねている要因	・「多少関心がある」が約半数、「関心がある」が約 3 割で、関心があるとする意向は全体の約 8 割を占め、景観への関心度はかなり高い ・伝統行事やイベントで賑わう景観が約 2 割、河川や湧水群などの水辺景観と学生のまち・文化的風土を育む景観が約 1 割と高い ・約半数の市民が市全体の景観は変わらないとし、観光・交流施設周辺や都留文科大学周辺等の市街地景観などの新たに創出された景観は良くなったとする一方、古くからの中心商店街や中心市街地の景観、農地・里山の景観は悪くなったと回答 ・6 割強が変わらないとし、道路や沿道の景観は良くなった、身近な自然景観は悪くなったとの傾向。また、周辺のまちなみや地域の雰囲気と景観は良くなった・悪くなった双方の回答が高い傾向 ・空き店舗や空き家、空地、維持管理のされない山林や農地、太陽光発電施設、ごみの不法投棄など、賑わい・活気の衰退とまちなみ景観への影響、山や農地の維持管理、太陽光発電施設や美観への配慮等を阻害要因とする傾向
今後の景観づくり ● 特に重要と思う景観づくり ● 良好な景観まちづくりの推進に必要な手法 ● 良好なまちなみ形成に必要なルール ● 建築物の高さのルール ● 看板など屋外広告物の規制	・水資源の保全と富士湧水の里づくり、花と緑の名所づくり、水辺景観の保全と活用、祭りや伝統行事の継承と活性化、自然景観の維持・保全と活用、歴史的まちなみ景観の形成を重視している傾向 ・条例等の指針づくりや行政による規制・指導、開発抑制や適正な規制・誘導の必要性、公共施設のデザインの質の向上など、行政による率先した景観まちづくりの取り組みを必要とする回答が多い ・緑化や樹木保全のルール、建築物や工作物の形態・意匠、看板・広告物の設置場所、形態・意匠のルールの必要性を望む回答が多い ・配慮すべきエリア内に限っての制限や市全域で何らかの制限が必要との回答が 7 割強を占める ・「県条例の規制を十分に周知し、今までどおり県条例の範囲で規制すべきである」が 9 割強を占め、規制すべきという傾向は 9 割を占める
景観形成への参加 ● 景観づくり活動への参加意向 ● 景観形成のための協力意向 ● 市民の景観づくり活動実践への支援策	・「関心はあるが参加は難しい」が 4 割強で、「参加したい」傾向と「関心はあるが難しい」とする回答がともに 4 割強と高い ・「景観に配慮した生活をする」が約 7 割近くと高く、身の回りで景観に配慮した生活を行うことを第一に、身近な景観を発見・理解し、地域の景観に関する活動に取り組むなど、身近にできることから進める協力意向が高い ・積極的な情報公開を最も重要とし、地域の景観形成活動へのサポート、市民が主体となって取組むしくみづくり、協働体制による景観づくりを考える場や機会づくりなどを望む回答が多い
都留市が目指すべきまちづくり	・都市機能が集約した活力の維持、福祉の充実、定住・移住を促す産業振興、生活基盤の充実など、活性化や人口増加施策、福祉や暮らしやすさの充実を目指すべきとする回答が多い

(2) 景観まちづくり市民懇談会

「景観まちづくり市民懇談会」において、計6回の会議を積み重ね、その成果として「景観まちづくり市民意見書」が提出されました。

■景観まちづくり市民懇談会の実施概要

開催期間:平成30年9月6日～平成31年4月24日 計6回開催(意見書提出含む)

参加者:一般公募・関係団体代表等による31名の市民

開催概要:ワークショップ方式による検討、「景観まちづくり市民意見書」のまとめ、市への意見書の提出

■景観まちづくり市民意見書の検討にあたっての大切な視点

- 住む人も訪れる人も、誰もが「心地よさ」を感じる景観まちづくりを考えること
- 自然が暮らしの身近にある、特徴的な地形構造を手がかりとした景観まちづくりに留意すること
- 城下町や八朔祭の歴史文化、「水の都」などの“都留市らしさ”を象徴する景観まちづくりを話し合うこと
- 地域固有の景観のイメージ・ビジョンを確立し、豊富な景観資源を活かす景観まちづくりを検討すること
- 先導的な取り組みや実現可能な手法・仕組みを考えること

■景観まちづくり市民懇談会の主な意見 ー景観まちづくりの検討テーマよりー

検討テーマ	主な提案事項
1. 都留市らしい自然骨格を守り・活かす景観づくりを進める	○富士山の溶岩造形など特徴的な地形構造を活かす／自然が身近にある景観を活かす／まちを囲む山々・森林景観を活かす／都留アルプスの景観活用／清流と身近な水辺景観を守り・活かす／富士湧水群と水源地の景観を守り・活かす／ムササビなど生物の生息環境を守る／四季折々の景観を活かす／都留市らしい良好な眺望を活かす など
2. 城下町の歴史・文化を継承し活かす	○富士に向かい築かれた城下町の景観を活かす／寺町通りの歴史的まちなみ景観の活用／水と関わる文化遺産の保全と活用／潜在的な歴史・文化的資源を活かす／八朔祭りや神楽等の祭り・伝統行事の継承 など
3. 地域特性を活かした都留市らしいまちなみ景観を創る	○水のある中心市街地のまちなみ景観づくり／都留文科大学を核とした学園都市の景観づくり／まちの玄関口・顔となる駅周辺の景観づくり／多彩で特徴的なまちなみ景観づくり／公園周辺の景観形成／尾県資料館や道の駅つるなどの施設周辺の景観づくり など
4. 地形に寄り添う里山・集落景観を維持活かす	○幹と枝の構造にある山間里山・集落の景観づくり／十日市場・夏狩湧水群などの市街地周辺の農村集落の景観づくり／わさび田と湧水、水掛け菜の風景など都留市らしい農の風景づくり など
● 市民懇談会の重点プロジェクト	● 「知ることからはじめる ふるさとの景観づくり」(相乗効果を生む、共感し・協働する誘導シナリオ) ● 「まず、できることからはじめよう！」(お宝発見プロジェクト!!)



4. 景観まちづくりに向けた主要課題

本市の概況や成り立ち、景観特性や多様な市民意向などを踏まえ、今後の景観まちづくりに向けた主要課題を次のように整理します。

(1) 富士山を望み、流域ごとに分節化された地形構造を基調とした景観形成を重視すること

- 富士山に向かって開けた桂川沿いの平坦地を軸に、大きく5つの谷筋と河川が派生する特徴的な地形構造は、人為を超えた歳月の中で形づくられてきたものであり、本市の景観の土台を成すものです。景観まちづくりにおいては、この地形が織りなす景観を市民共有の財産として損なうことのないよう、十分に配慮をすることが必要です。
- 本市は、8割以上が森林で占められ、市域を囲む複雑で変化に富む山地・山稜は、まちなみ景観の背景となっています。日常に自然を感じさせ、中心市街地に隣接する都留アルプスや里山の森林景観、美しい景勝地を創り出す河川や湧水の景観などは、本市の自然景観を表す代表的なものであり、豊かな自然が暮らしの身近にあることが本市の景観的な特徴ともなっています。
- また、変化に富む地形構造は、見る場所により、まちなみ景観、谷筋に見え隠れする山峡の集落景観、重層する山並みと富士山の遠望など、本市のイメージを発信する多彩で優れた眺望景観を生み出しています。
- こうした奥行き感のある地形構造がもたらす景観は、本市の景観の基調を成し、普遍的な風景資産であることから、厳正に保全するとともに、その価値や魅力を再認識し、効果的に景観まちづくりに活用していくことが必要です。

(2) 自然と共生する暮らしが育んだ都留市固有の郷土景観を継承し、活かすこと

- 本市は、郡内（山梨県東部地域）唯一の城下町として築かれ、谷村地区では城跡や水路堀、城下町の町割りや地名、寺町のたたずまいなどに往時の風情をしのぶことができます。また、八朔祭りをはじめとして、各地域に伝わる神楽等の伝統行事、甲斐絹の伝統産業など、古くより培われた文化を継承する景観が残されています。
- 一方、「湧水の里」を象徴する十日市場・夏狩湧水群周辺の水とともにある暮らしの風景や、人智に培われた用水や堰等の水の文化を受け継ぐ景観は、本市を代表する文化的景観であるといえます。
- これらは、景観に時間軸という奥行きを与え、地域景観に意味や物語性を付与し、本市の景観の価値と質を高めるものです。したがって、こうした景観資源を顕在化し、今日的な付加価値を与え、景観まちづくりの大切な資産として次代に継承することが必要です。
- また、奥深い山峡の地形に沿い、自然と共生する営みを続けてきた農山村集落景観や、本市固有の農の風景は、永い年月をかけて育まれた地域固有の郷土景観を見せています。
- このような脈々と育まれてきた暮らしの営みや歴史を伝える郷土景観を荒廃させることのないよう、各方面との連携を図りつつ、地域振興に結びつく景観まちづくりの取り組みを積極的に進めることが必要です。

(3) 地域特性を尊重しつつ、都留市らしい魅力が表情として表れるまちなみ景観を創出すること

- 本市は、桂川沿いの市街地を中心に、谷筋に沿って点在する農山村集落景観、街道筋から発展した中心商店街や幹線道路沿道のまちなみ景観、計画的に整備された新たな市街地景観、古くからの農村集落や工場が混在する住宅地景観など、地形に沿い、地域ごとに特色ある景観が展開しています。
- また、山稜が複雑に伸び、起伏に富む地形構造は、市域を地形的に分節化し、流域ごとに景観のまとまりや地域コミュニティの結びつきを形成してきました。
- 一方、全国的な課題同様、本市においても人口減少や市街地の空洞化などが顕在化し、空き地・空き家や遊休農地の増加、中山間地における過疎化の進行など、景観への影響も懸念されています。
- 都留市らしい景観の創出に向けては、このような地域固有の景観的な特性に配慮しつつ、市全体の魅力として発信できるような景観形成とイメージ喚起力の向上、また、まちづくりと連携した課題への対応が重要となります。
- 中心市街地においては、「まちの顔」として、河川や水路、空き家や空き地等を活用し、歴史的背景やまちの成り立ちを尊重したまちなみ景観の形成が求められています。また、新たな市街地である都留文科大学周辺は、整序感のある文化的で活気ある市街地景観の形成が求められます。そのため、地域の景観まちづくりの考え方を明確にし、住む人の暮らしや心地良さ、地域の個性を磨きながら、魅力あるまちなみ景観の創出を図ることが必要です。
- 中山間地等の集落地においては、集落景観を特徴づける資源を守りつつ、コミュニティの維持や地域活性化に活かしながら、固有の特性を尊重した景観を育むことが必要です。
- また、心地良い景観の形成には、安心・安全という視点も重要となります。特に、国道 139 号を中心とした中心市街地は、安心して歩ける歩行環境に乏しく、本市の景観を安心して体感し、楽しむことのできる歩行空間や滞留空間の確保が必要となっています。

(4) 交流と郷土景観への愛着・誇りを育む「おもてなし」の景観まちづくりを進めること

- 八朔祭りは、全国から多くの観光客が訪れる本市を代表する祭りであり、豪華絢爛な屋台と市民参加による大行列は、時代を超えた賑わいを市民・観光客ともに一体となって体感することができます。
- また、市を取りまく名山のトレッキングや溪流釣り、四季折々の花や湧水の風景などは、郷土景観に魅力と彩りを添える重要な景観資源となっています。
- さらに、日本で唯一の「リニア実験線見学センター」や、「道の駅つる」、「ミュージアム都留」、「戸沢の森和みの里」などは、本市ならではの魅力を体感・発信し、地域交流を育む重要な景観資源といえます。
- 本市の景観まちづくりにおいては、豊かな自然をはじめとして、城下町や信仰の道などの歴史文化、湧水の里や四季折々に郷土景観の体験、まちの玄関口となるローカル線の8つの駅などを活用し、都留の山・水・里・人などに触れる機会を創出することに加え、インバウンド観光や交流人口拡大へ対応することも欠かせない課題となっています。
- 景観を介した交流は、地域振興や観光振興に資するだけでなく、歴史文化の継承や郷土景観への愛着と誇りを育むことにもつながります。また、景観的な魅力の高まりによって、定住促進や移住者の増加といった効果も期待できます。そのため、これらの多彩な資源を見直し、活かすことにより、都留市らしさを印象づける「おもてなし」の景観まちづくりを進めることが必要です。

(5)心づかいや配慮がみえる、共有すべき景観のルールづくりを進めること

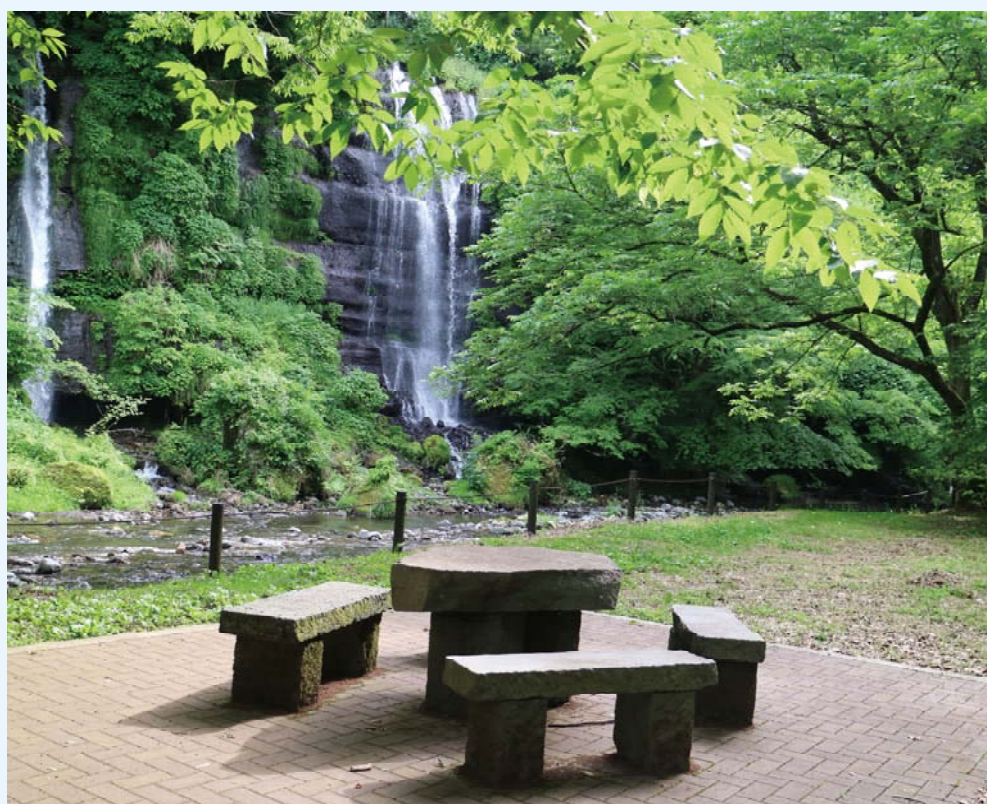
- 本市は、美しい自然景観など景観資源に恵まれた都市ですが、一方で、景観に対して無自覚な都市化の進展は、美しい自然景観や整序感のあるまちなみ景観、落ち着いた郷土景観などを失う要因ともなります。
- また、景観は、日常の心づかいや配慮が身近な風景となって映ります。そして、景観まちづくりは、地域住民の様々な営みにより支えられ、多くの人の理解と協力無しでは成し得ることはできません。
- 本市は、中心市街地や中心商店街の衰退、空き家や空き地の増加によるまちなみ景観の変化をはじめとして、煩雑で混然とした沿道のまちなみ景観、山地・河川へのごみの不法投棄、無秩序な太陽光発電施設の設置、森林や農地の荒廃、山間集落の過疎化による郷土景観の衰退や消失など、景観に関する課題は多岐にわたって顕在化しています。また、大規模な土木構造物や地形の改変等についても、圧迫感や眺望阻害などが生じないよう、場所の特性に応じた景観的配慮が求められます。
- このような景観を阻害する要因を、少しずつ除去または改善し、良好な景観の維持・創出を図るためには、景観まちづくりの作法として、共有すべき一定のルールづくりが必要です。

(6)景観への意識を醸成し、協働で景観を育む仕組みをつくること

- 豊富な自然景観や歴史文化的景観に恵まれた本市においては、それを当たり前のこととして享受してきました。しかし、こうした景観は、放置しておくで失われていく景観も多く、一度失った景観を取り戻すことは容易ではありません。
- 景観を育むためには、そこに暮らす住民一人ひとりが地域の景観に関心を示し、その価値を理解する意識の醸成が重要です。そして、身近な景観を想う気持ちを共有し、手を携えて行動し、その活動の輪を広げていくことが景観まちづくりの第一歩となります。
- また、景観市民アンケート調査において、市民の景観づくり活動への支援として、地域の景観形成活動へのサポート、市民が主体となって取り組む仕組みづくり、協働体制による景観づくりを考える場や機会づくりを望む声が多くなっています。
- こうした市民活動の小さな芽を育て、市民が主体となった景観形成活動へと発展させていくため、市民の景観まちづくり活動への支援や協働体制を整えていくとともに、行政の推進体制の強化や景観行政を具体的に実践していく仕組みづくりが必要です。

第2章

景観まちづくりの方針



第2章 景観まちづくりの方針

1. 景観まちづくりの理念と目標

(1) 基本理念

本市の景観特性、景観に対する市民意向、景観まちづくりに向けた主要課題を踏まえ、次のような景観まちづくりの理念を設定します。



本市は、富士山に向かって開けた桂川沿いの平坦地に都市軸が集中し、これより帯状に伸びる5つの谷筋に農山村集落が点在しています。市域の8割以上が山地であり、山や山稜は複雑で細やかな地形を形成しています。そのため、暮らしのすぐ身近に自然景観が息づいているのがまちの特色です。

自然が身近にある景観、山並みが重なり合う美しい眺望、谷筋に寄り添う郷土の農山村景観、富士山に向かって開かれた城下町としての歴史的景観、川や湧水など豊かな水とともに暮らす営みの景観、学生が集い研鑽に励む学園都市の景観など、目に映るものから潜在的なものまで、風景資産がまちの至るところに息づいています。

こうした本市固有の景観は、自然や社会との関わりの中で、先人たちが知恵と暗黙の秩序のもとに永い年月をかけて受け継いできたものです。このかけがえのない財産を大切に守り、育て、後世に引き継いでいくことは、今を生きる私たち一人ひとりの重要な責務でもあります。

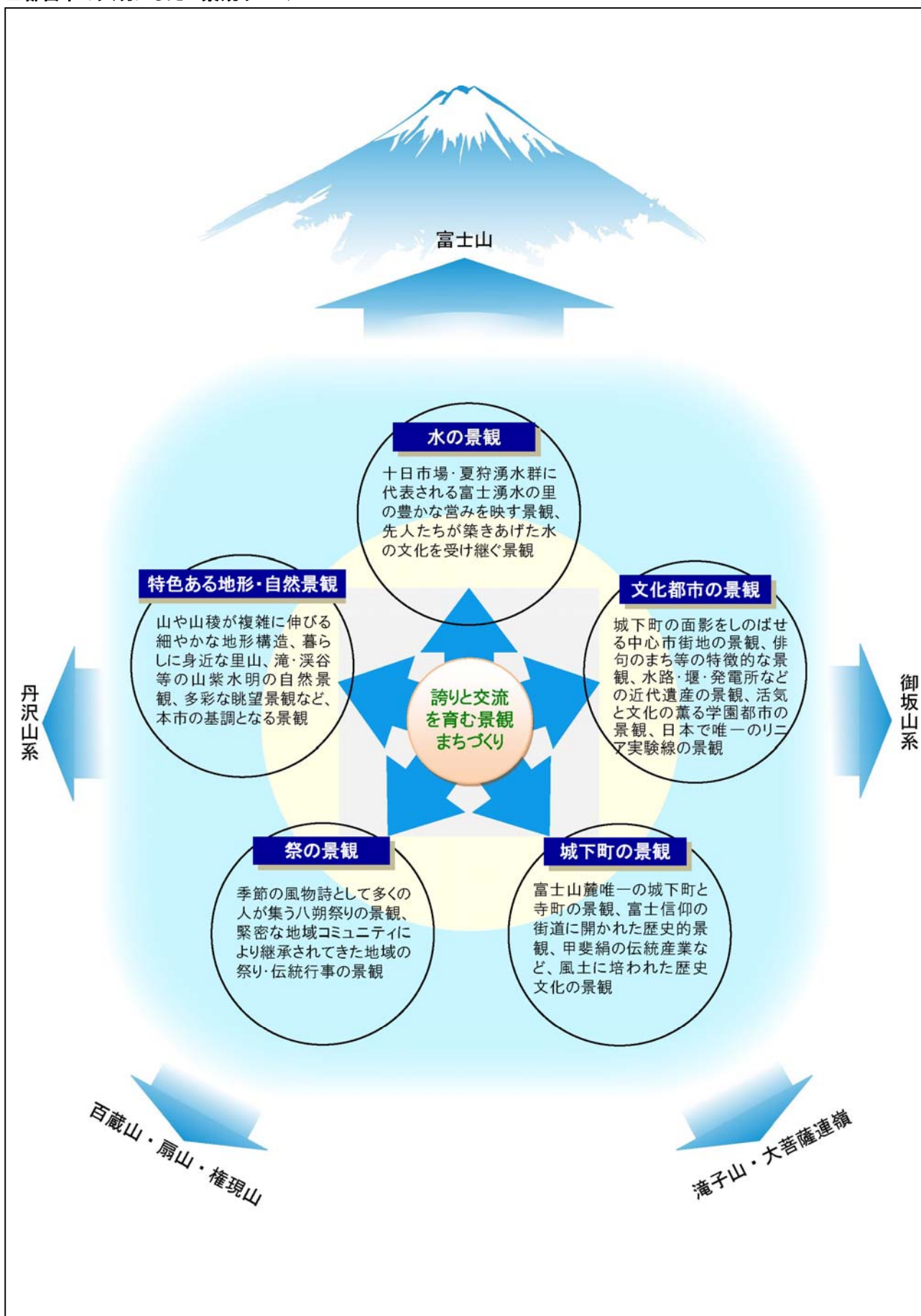
一方、まちは時代とともに変容し、人々の志向や希求も変化します。こうした変化に向き合った新たな景観を創出していくことも必要となります。しかし、美しい景観を創るためには永い年月が必要となることも事実です。都留市らしい良質な景観を将来につなげていくためには、目に映る景観の背後にあるまちの成り立ちや歴史をもう一度見直し、多彩な風景資産を本市のアイデンティティ*として結びつけ、多くの人と共感し、守り・育む芽を育てていくことが重要です。

また、見る対象だけでなく、豊かな自然や水に育まれた営みを守る取り組みや、八朔祭りに代表される伝統行事を継承する取り組みが盛んであり、こうした取り組みのエネルギーを景観まちづくりに活かすことが望まれます。

以上のような視点を踏まえ、まずは、住んでいる人が心地良く感じ、そのために地域の宝物を慈しみ、磨きをかける景観まちづくりを進め、その暮らしぶりに惹かれ、住み続けたい、訪れてみたいと思えるような好循環を生み出し、多くの人の交流と協働により、郷土の景観に誇りを持って育む景観まちづくりを基本理念として掲げます。

注) * アイデンティティ：環境や時間の変化にかかわらず一貫して持つ同一性、らしさ。よりどころ。

■都留市の大切にしたい景観イメージ



注) ここに示す本市の大切にしたい景観イメージは、「景観市民アンケート調査」や「都留市景観まちづくり市民懇談会」の意見から整理しました。

(2) 景観まちづくりの目標

本市の景観まちづくりを推進するため、次の景観まちづくりの目標を設定します。

■景観まちづくりの目標

●景観の基調をなす細やかな地形構造を尊重し、継承します

稜線と谷筋の入り組んだ地形と山並みが幾重にも重なる眺望、急峻な河川と帯状に形成された平坦地、富士山の溶岩造形や絶え間なく湧き出す湧水などは、人為を超えた長い歳月の中で形づくられてきたものであり、本市の景観の土台を成すものです。

山紫水明の景勝地、変化に富む多彩な眺望景観、自然とともにある暮らしの景観など、本市の景観に奥行きを与え、景観の基調をなしている大地の構造を損なうことのないよう、普遍的な風景資産として尊重し、厳正に継承する景観まちづくりを目指します。

●固有の風景資産を活かし、多彩な表情が共鳴する魅力ある景観を育みます

本市は、山峡の細やかな地形を基調に、湧水や渓谷、ハイキングや自然レクリエーションなど、身近に自然に触れあう環境が景観的にも大きな魅力の一つとなっています。また、この環境は、水路が巡る城下町の遺構や、先人たちが築いてきた水の文化、風土に育まれた伝統産業など、歴史文化的景観の中にも脈々と受け継がれ、息づいています。

さらに、河川沿いの平坦地に細長く形成された市街地景観や、放射状に展開する谷筋に寄り添う奥行きのある山間集落景観、湧水の里や農の景観など、地形的特色やまちの成り立ち、生業などにより、地域ごとに特徴のある暮らしの景観が展開しています。

本市の景観形成にあたっては、地形構造を基調とし、その上に重層的に積みあげられた地域の景観的な特徴を継承し、活かしていくことが重要です。そのため、「継承していく景観」と「創出していく景観」双方の視点を考慮しつつ、本市の持つ多彩な表情が、「都留市らしい」魅力として表れる景観まちづくりを目指します。

●郷土景観の誇りを育み、交流・活性化の好循環に結びつく景観を創出します

本市は、豊かな自然に親しむレクリエーション景観、湧水や四季折々の景観、八朔祭り等の祭りの景観など、都留ならではの山・水・里・人に触れる交流の景観を育んできました。

郷土景観を継承するためには、今ある風景資産を守ることだけではなく、景観を介した地域振興やインバウンド観光も含めた多様な交流により、都市の持続的な発展を見据え、住む人が誇りを持てる景観を新たに創出していくことも必要です。

そのため、本市の景観の価値や魅力を再認識し、磨きをかけ、地域振興や観光振興に活すとともに、定住や移住促進への波及効果をもたらすよう、郷土景観への愛着と誇りを育み、その好循環が市民や来訪者の交流・活性化に結びつく景観の創出を目指します。

●景観を次代に引き継ぐ共感と協働による景観まちづくりをめざします

本市は、自然体験や生態系の保全活動、河川や水路などの清掃・美化活動、城下町を顕在化する活動など、地域景観や環境を守る様々な市民活動が行われています。

景観づくりは人づくりともいわれます。良好な景観形成は、景観の価値を理解し、共感できる人々がいて初めて成すことができます。

本市の景観まちづくりは、市民一人ひとりが景観に関心を向け、身近なところから動きはじめ、地域で景観づくりに取り組む気運を高めて、少しずつその活動を蓄積していくことが重要です。

景観は市民共有の財産であることを再認識し、大切に育て、誇りを持って次代に引き継ぐため、市民、事業者、行政等がそれぞれの役割と責任をもち、主体的な活動を支え合い、時には来訪者の協力も得ながら、共感し、協働する景観まちづくりを目指します。

(3)都留市の景観構造

①都留市の景観構造の特徴

本市は、山稜と河川が細やかに入り組んだ奥行きのある地形構造と、その地形に即し、豊かな自然と関わりながら暮らしてきた永い歴史と人々の営みが作り出した土地利用が、景観の基本構造を形成しています。

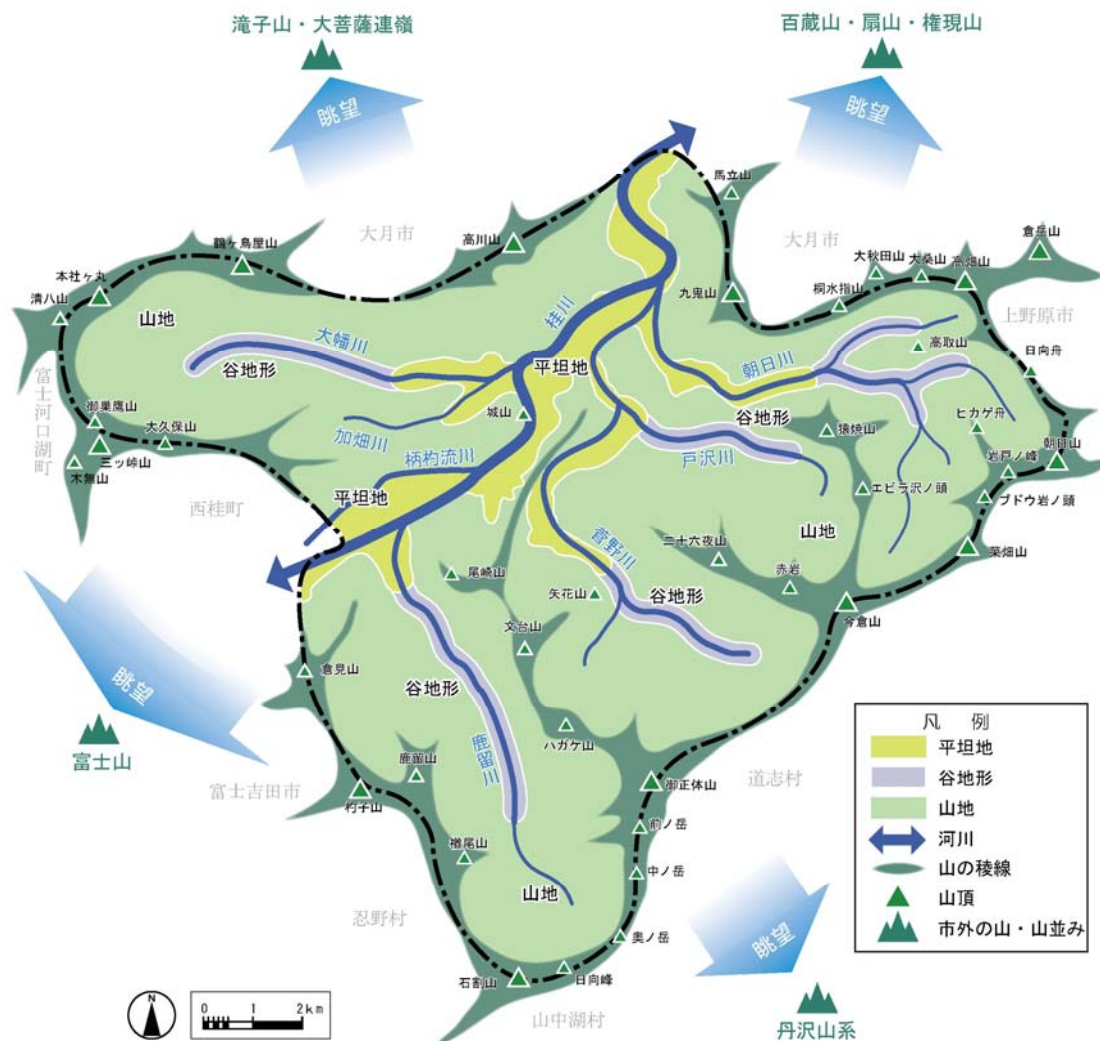
■地形からみた景観構造

本市は、周囲を 1,000m級の急峻な山岳に囲まれ、山稜の尾根筋がいくつも枝分かれする、複雑で変化に富む地形を呈しています。特に、中心市街地に沿って長く伸びる標高 500~600mの都留アルプスなど、居住地の際まで山裾や里山・森林がせまり、暮らしの身近に自然景観が織り込まれているところに大きな特徴があります。

市の中央を西から東に貫流する桂川は、河川の上流方向に壮麗な富士を望み、本市の景観の骨格軸を形成しています。その桂川から放射状に伸びる5つの支流は、それぞれに谷地形を形成しており、奥行き感のある谷筋景観を呈しています。

主要な平坦地は、桂川やその支流沿いに帯状に展開しています。また、桂川沿いには富士山の溶岩流による溶岩造形や永い年月をかけて形成された湧水地帯など、特徴的な地形も見られます。入り組んだひだ状の稜線と谷筋、溪流や滝など多彩な表情をみせる河川など、変化に富む地形構造が、本市の景観の基調を成しています。

■地形からみた景観構造



■土地利用からみた景観構造

本市の土地利用は、地形構造に即し、桂川沿いの平坦地に展開する市街地・住宅地、集落地や農地、支流の谷筋に分散立地する農村集落地、それらを取り囲む山地・森林に大別できます。

市のほぼ中央を流れる桂川の東側に、城下町から発達を遂げた歴史的な町割りが残る谷村地区と学園都市として形成されてきた都留文科大学周辺の新しい市街地が立地し、それらが連担し市街地景観を形成しています。桂川と支流の合流部周辺の平坦地には、住宅地や集落・農地、商業施設や工場等が混在し、郊外地景観を形成しています。また、その外縁部には農地の中に集落地が点在する田園集落景観が展開しています。

一方、谷筋に沿って細長く分散立地する集落地は、谷筋ごとに特徴のある山間集落景観をみせています。

土地利用からみると、市域の8割以上を山地森林景観が占め、細やかに伸びる山稜が谷筋ごとに景域を分節化する地形的な制約を反映し、桂川に沿って展開する市街地景観や郊外地景観、そのすぐ身近にせまる森林景観、奥行きのある谷筋に展開する山間集落地景観など、コンパクトで景域ごとに異なる表情を持つ景観が細長く連担している景観構造が特色となっています。

■土地利用からみた景観構造



②都留市が目指す景観構造

本市は、景観の基調を成す地形構造を今後とも維持・継承していくことを基本に、地形に即して展開する土地利用の整序を図りながら、面的なまとまりを形成している景観ゾーンや、多彩で魅力ある景観拠点を育成するとともに、景観拠点や景観資源を有機的に結びつけていくことにより、市全体として一体感のある景観構造の構築を目指します。

■都留市が目指す景観構造の考え方

●特徴的な地形構造に配慮し、効果的に活かします

本市の景観の基本的な土台を成しているのは特徴的な地形にあります。固有の風景資産や地域の多彩で魅力ある景観は、この大地の構造の上に築かれてきたものです。

景観形成にあたっては、この地形構造を尊重し、その容相を損なうことのないよう十分配慮します。

また、変化に富む山地や河川、重層する稜線と谷筋が創り出す眺望景観などは、景観構造を表す骨格的な要素として、効果的に活かす景観形成を目指します。



・山峡の特徴的な地形構造

●景観ゾーンの地域特性を活かします

地形に即して展開する土地利用も景観の基本構造を成し、地域景観の基調となるものです。また、土地利用に起因する景観は、人々の永きにわたる暮らしと営みに培われた地域らしさを映しだすものです。

こうしたそれぞれの地域が持つ景観特性を守り、活かすことにより、本市の面的な景観構造を形成することを目指します。



・コンパクトにまとまった市街地景観

●多彩な表情を持つ景観拠点の魅力を高めます

景観イメージを牽引する固有の風景資産や観光交流の場、市の顔となるまちなみなどは、景観形成の先導的な役割を担う拠点として、景観の質や魅力を高めます。

また、これらの拠点を中心として、周辺への良好な景観形成の波及効果と、協働による様々な取り組みや活動の展開を図り、市全体のイメージや魅力を高めていく景観まちづくりを目指します。



・豊富な湧水が流れ出る太郎・次郎滝

●景観拠点や景観資源を有機的に結ぶ景観軸（景観回廊）を創出します

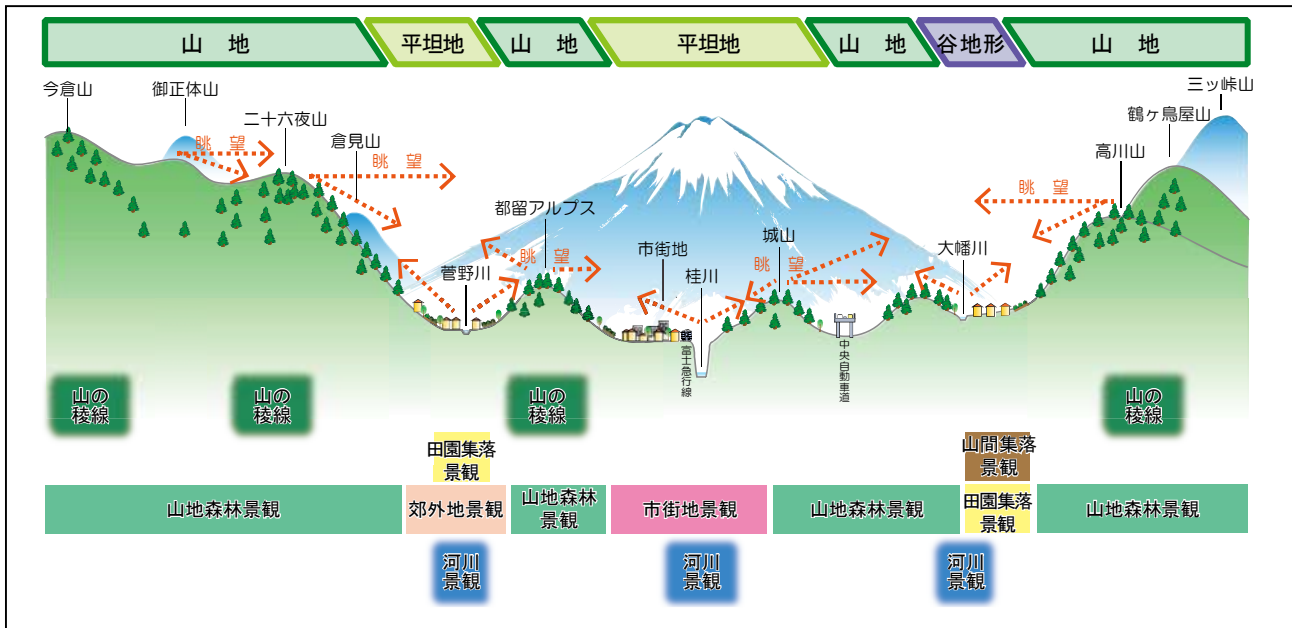
鉄道や主要な幹線道路は、本市の景観を移動しながら連続的に体感できる視点場であることから、交通景観軸として位置づけます。

また、市民や来訪者など、多くの人々が、本市の景観の魅力を体感し、親しみ、楽しむことができるよう、多彩な景観拠点や景観資源を有機的に結び、市を回遊する骨格的な景観ネットワークを「景観回廊」として創出します。



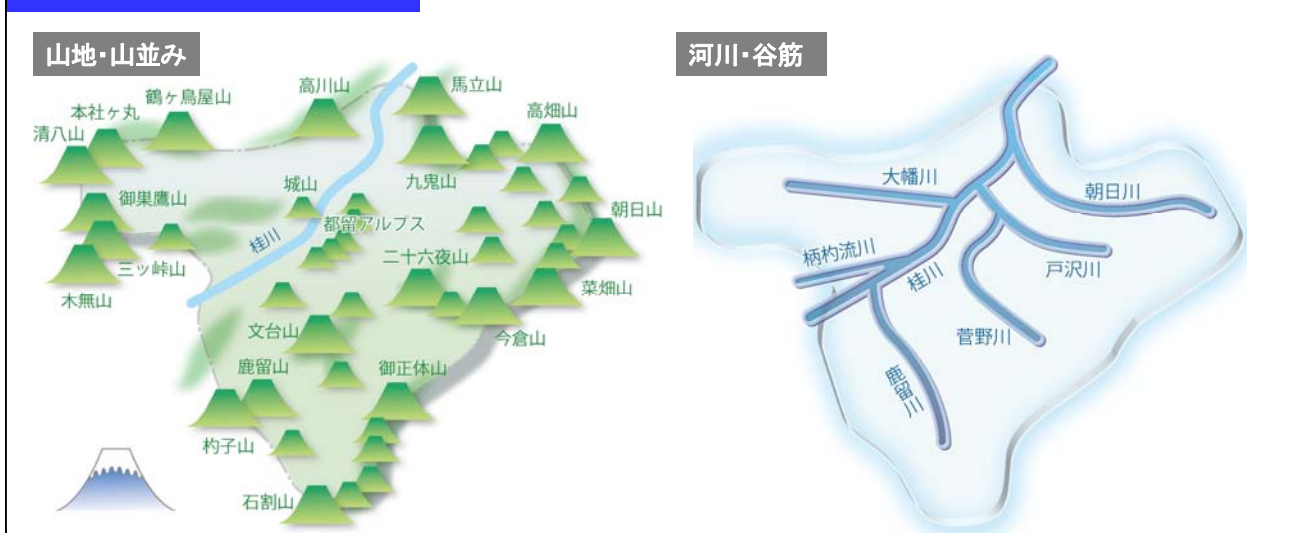
・富士急行線東桂駅周辺の桜並木

■地形構造の断面と景観ゾーンの区分(模式図)

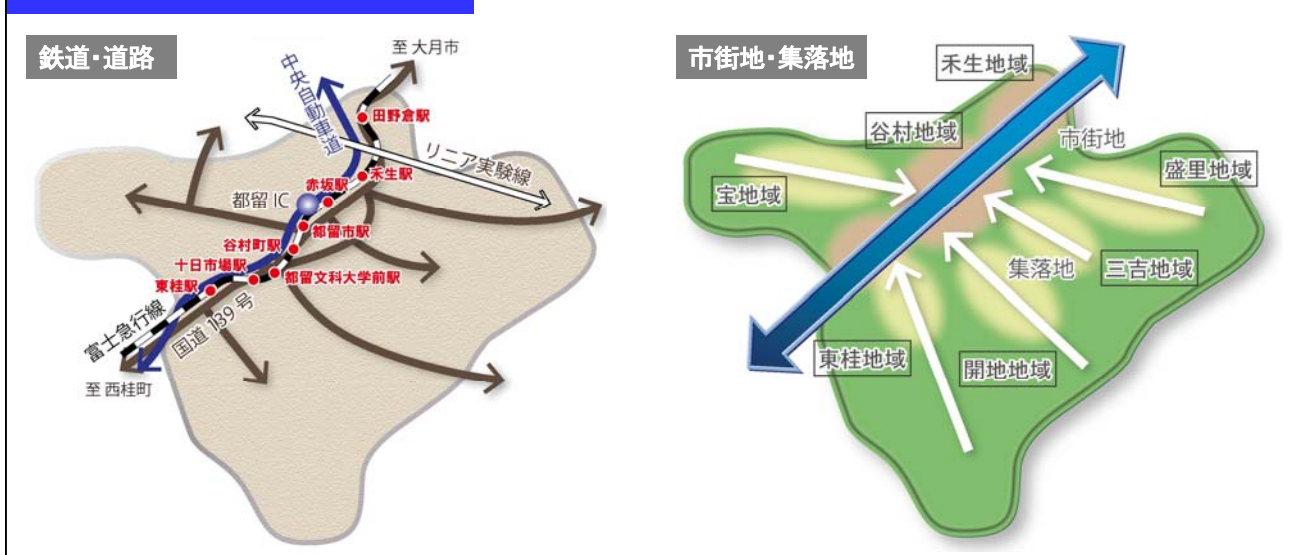


■景観構造の構築に向けた概念図

景観構造の基調を成す自然骨格



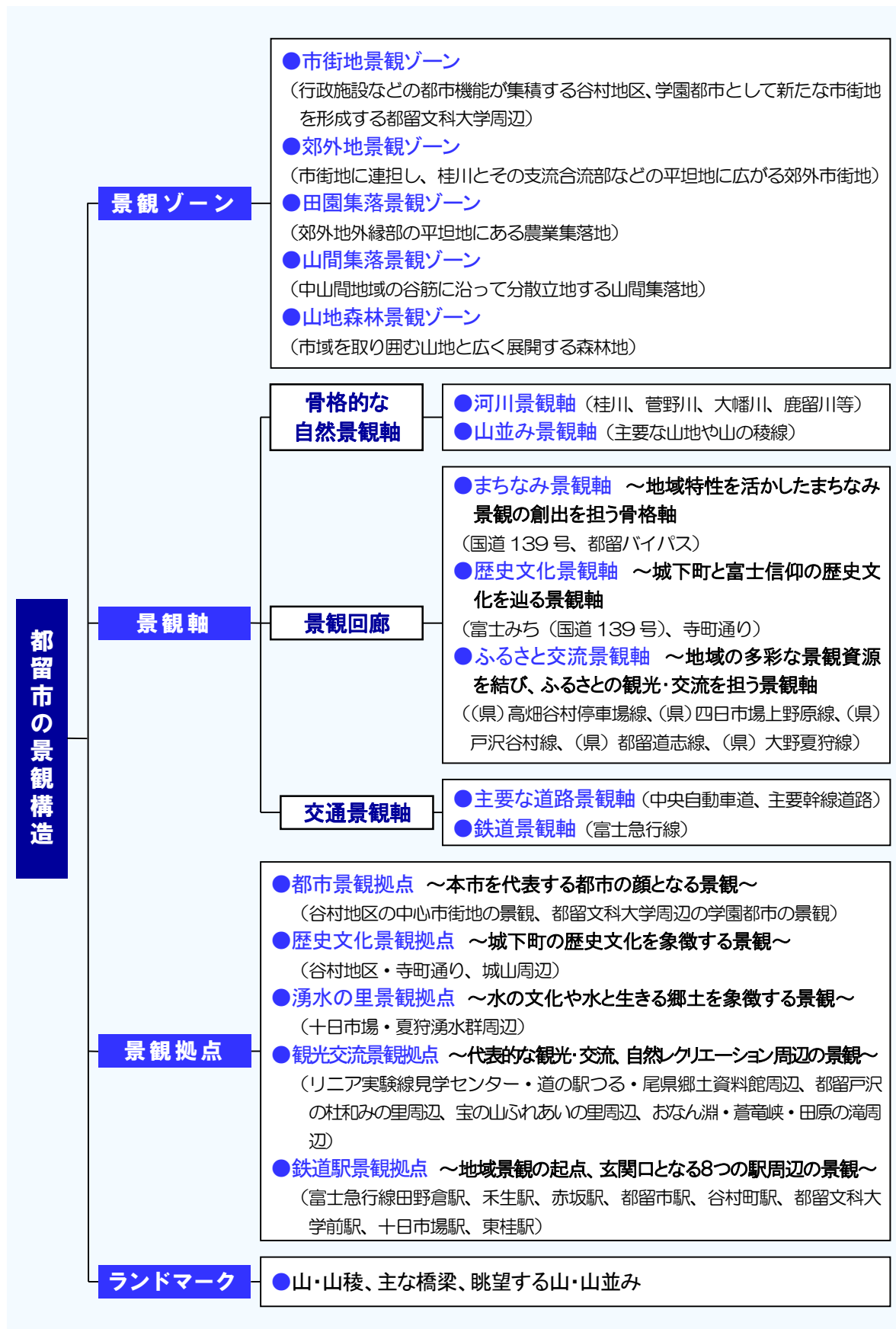
景観構造の表情を表す人為的な構造



■景観構造の設定

景観の基本構造や本市が目指す景観構造の考え方を踏まえ、本市の景観構造を次のように設定します。

■景観構造の構成要素



■都留市の景観構造(市全体)



景観ゾーン

- 市街地景観ゾーン
- 郊外地景観ゾーン
- 田園集落景観ゾーン
- 山間集落景観ゾーン
- 山地森林景観ゾーン

景観軸

骨格的な自然景観

- 河川景観軸
- 山並み景観軸

景観回廊

- まちなみ景観軸
- ふるさと交流景観軸
- 歴史文化景観軸

交通景観軸

- 主要な道路景観軸
- 鉄道景観軸

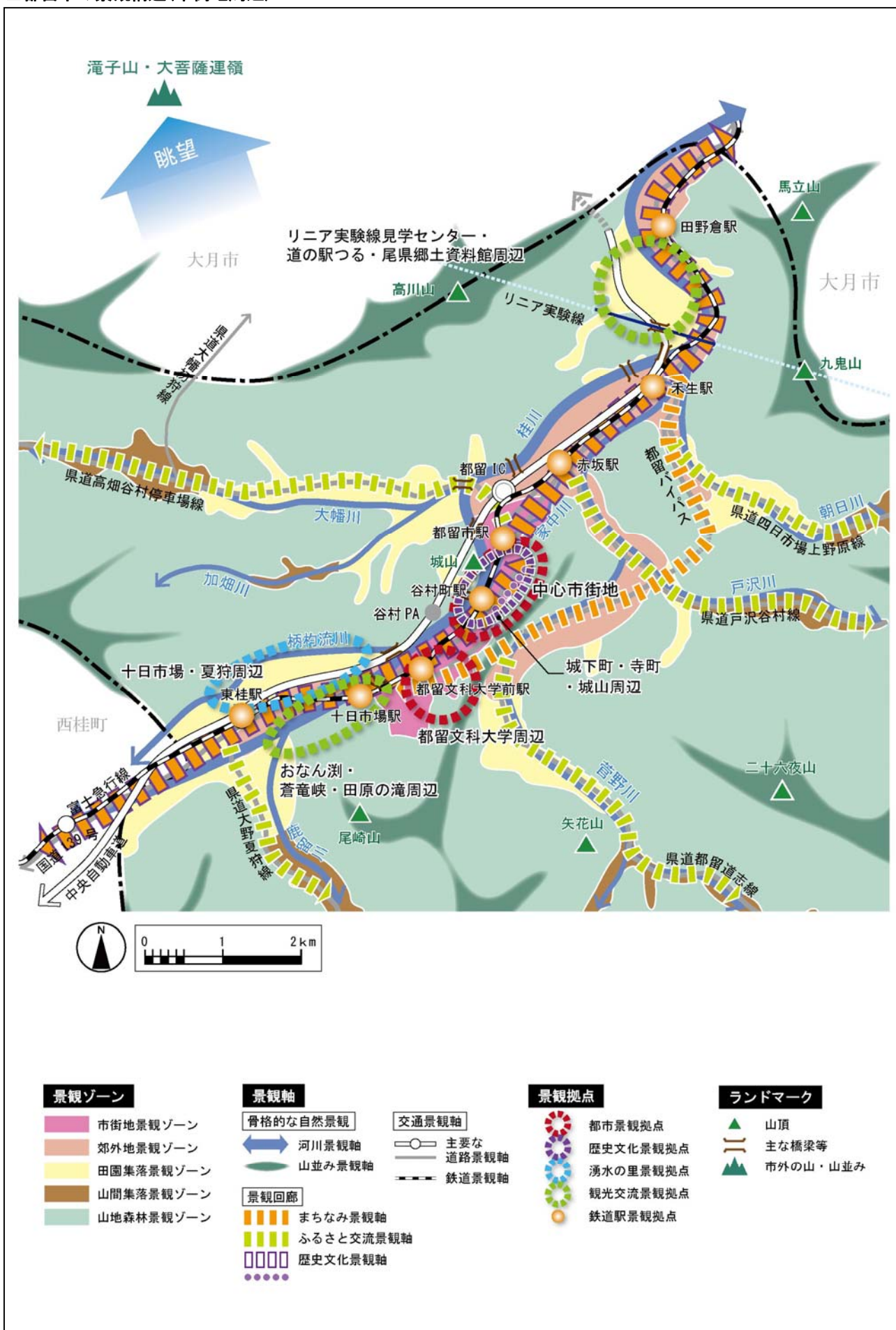
景観拠点

- 都市景観拠点
- 歴史文化景観拠点
- 湧水の里景観拠点
- 観光交流景観拠点
- 鉄道駅景観拠点

ランドマーク

- 山頂
- 主な橋梁等
- 市外の山・山並み

■都留市の景観構造(市街地周辺)



2. 景観まちづくりの方針

景観形成の基本理念や目標などを踏まえ、本市の景観まちづくりの指針となる基本的な方針を次のように設定します。

■景観まちづくりの基本的な方針

目 標	景観まちづくりの基本方針
●景観の基調をなす細やかな地形構造を尊重し、継承します	(1)特徴ある地形や山紫水明の景観を守り、活かす ①山峡の特徴的な地形構造を重視する ②暮らしに身近な里山・森林景観を守り、活かす ③佳景を育む清流と水辺景観を守り、活かす ④富士湧水の里の景観を守り、活かす ⑤豊かな自然と共生する景観を守り、育む
	(2)郷土の多彩な眺望景観を守り、育む ①郷土を印象づける優れた眺望景観を守り、活かす ②多彩な眺めを楽しむ眺望場所の魅力を高める ③眺望景観を交流・活性化や観光振興に活かす
●固有の風景資産を活かし、多彩な表情が共鳴する魅力ある景観を育みます	(3)先人たちの営みに培われた歴史文化資産を継承し、活かす ①富士の麓の小さな城下町の景観を継承し、活かす ②水のまちの文化的景観を継承し、活かす ③歴史文化が息づく景観を顕在化し、活かす
	(4)里地・里山・里水が織りなす農山村景観を守り、活かす ①地形に寄り添う農山村集落・里山景観を守り、活かす ②湧水に育まれた農の風景を守り、活かす ③里地・里山・里水を活かした農山村交流の景観を育む
	(5)地域の表情を映す、心地よさと魅力ある暮らしの景観を育む ①まちの顔となる中心市街地の景観の魅力を高める ②文化の薫る学園都市の景観を創る ③地域固有の表情を活かすまちなみ景観を育む ④連続して展開する景観を魅せる主要な道路周辺の景観を創る
●郷土景観の誇りを育み、交流・活性化の好循環に結びつく景観を創出します	(6)まちが元気になる、交流・おもてなしの景観まちづくりを進める ①地域の景観まちづくりを先導する公園や公共公益施設の景観を創る ②まちの玄関口となる鉄道駅周辺の魅力を高める ③伝統文化を体感する祭り・行事を継承し、活かす ④楽しみ交流するレクリエーション景観を活かす ⑤交流・活性化の好循環を育む景観回廊を創る
●景観を次代に引き継ぐ共感と協働による景観まちづくりをめざします	本目標は、景観まちづくりの方針全般に関わっており、取り組みの詳細は「第5章 計画の推進に向けて」に記載しています。

(1)特徴ある地形や山紫水明の景観を守り、活かす

① 山峡の特徴的な地形構造を重視する

- ・富士山に向かって開けた山峡の特徴的な地形構造は、都留市らしさの基調を形成するとともに、人々の営みや歴史・文化を育んできたものであり、今後の景観まちづくりにおいて、基本となるものです。
- ・この、景観の基調となる地形構造と山紫水明の地を守り、市民共有の財産として未来へ継承することは、本市の景観まちづくりの大きな柱となります。
- ・そのため、様々な施設整備や地形改変等に際しては、自然地形への影響を最小限に抑え、地形に馴染むよう配慮します。また、山並みのスカイラインや緑の連続性、桂川に沿って展開する市街地景観や、流域ごとに特色ある谷筋の囲まれた景観に配慮し、建築物や工作物の適正な規制・誘導を図るなど、自然地形と調和した良好な景観の維持・保全を図ります。
- ・一方、溶岩造形の上に培われた営みや、日々の暮らしと豊かな自然が隣り合う景観特性を踏まえ、細やかな変化に富む地形との親和性が充分に感じられる景観の保全に努めます。



・細やかな谷筋と山稜が重層する特徴的な地形構造

〈主な取り組み〉

- 自然景観との調和(開発等による擁壁や法面の景観への配慮、地形改変箇所への復元緑化や地域と調和した修景整備の推進、自然素材の活用等)
- 山並みやスカイライン等の優れた眺望景観への配慮(自然地形から突出しない配置・形態、意匠等の工夫)
- 桂川の河岸段丘の段丘崖や眺望景観の保全、崖線の斜面樹林と山地樹林が連なる緑の連続性の確保
- 富士山の溶岩造形や溶岩流の露頭、十日市場の特徴的な自然地形の保全と活用(ジオパーク学習、フィールドワーク等の研究・観察の場、子どもたちの地形・地学教室開催の検討、サイン類・遊歩道の整備等)
- 山の斜面・山林への太陽光発電施設の無秩序な設置に対する適正な規制・誘導 など

② 暮らしに身近な里山・森林景観を守り、活かす

- ・周囲を山に囲まれた本市は、市域の8割を占める森林が自然景観の骨格を形成し、市街地や集落地のすぐ身近に里山・森林が接している点に大きな特徴があります。
- ・里山・森林は、景観のみならず、水源涵養や自然災害の防止、温室効果ガスの吸収、林産業の場、保健休養やレクリエーションの場など、多面的な機能を持つ重要な自然資源です。また、身近な里山は、動植物の貴重な生息地であるとともに、四季折々に暮らしを彩る重要な景観資源でもあります。
- ・そのため、森林法等の法制度を活用するとともに、「都留市森林整備計画」に基づく森林の保全と適正な維持・管理を推進します。また、建築物や工作物等の適正な規制・誘導や景観を阻害する要因の改善を図り、郷土の豊かな里山・森林景観の保全に努めます。
- ・一方、市民有志による都留アルプスのハイキングコース整備や、地域による里山再生を含めた山や緑の手入れが行われています。今後も、森の学校などにより人材育成を図り、協働による維持・管理に努めるとともに、暮らしの身近にある自然景観の魅力を活かし、森林の持つ多面的な機能の有効活用に取り組みます。



・暮らしに身近な里山・森林景観

〈主な取り組み〉

- 「都留市森林整備計画」、「都留市里地里山里水の保全及び活用に関する条例」に基づく里山・森林景観の保全と適正な維持・管理、里山・森林の手入れの充実(クズバ対策等)
- 都留市二十一秀峰など御坂山系や道志山系等に連なる山地森林景観の保全
- 河川沿いの緑や斜面樹林、市街地後背の里山・森林景観の維持・保全と連続性の確保
- 市街地後背の里山・森林を活用した自然を身近に感じる場づくり・レクリエーション活用(憩い・体験学習の場、自然散策ルート整備、健康づくりへの活用等)
- 登山道の整備、都留アルプス等のハイキングコースの充実と維持管理の充実、登山路へのアクセス強化
- 歴史・文化的価値の高い城山一帯の自然景観の保全、風致地区や緑地保全地区等の制度の活用検討、山頂や散策路の整備、市街地周辺からのアクセスルートの充実、サイン類の整備(間伐材を利用したレーザーカッターによるサインの製作)、駐車場の整備
- 大規模な擁壁、法面等の土木構造物、ガードレール等の道路構造物などの景観に配慮した整備の推進
- ごみの不法投棄や太陽光発電施設の無秩序な設置など景観阻害要因の改善と適正な規制・誘導 など

③ 佳景を育む清流と水辺景観を守り、活かす

- ・市の中央を貫流する桂川は、段丘地形をかたちづくり、河川上流方向に富士山をランドマークとして抱く本市の自然骨格を形成しています。また、桂川から放射状に伸びる5つの支流は、奥深い谷筋を形成し、滝や渓谷といった山紫水明の景勝地を創り出しています。
- ・このような水辺景観は、地域の成り立ちや営みと密接につながり、市民の暮らしに潤いや恩恵をもたらす重要な風景資産となっています。
- ・そのため、都留市らしい佳景を育んできたこの清流と水辺景観の維持・保全とともに、水のまちをイメージさせる大切な資源として景観まちづくりに活かしていきます。



・紅葉の鹿留溪谷

〈主な取り組み〉

- 清流の景観保全、国・県等と連携した水源地や涵養林の保全、水質保全事業の充実、下水道整備や合併浄化槽の普及促進による生活排水対策、上流・下流域連携による水質の維持
- 河川・水辺景観の維持・保全と先導的な修景整備、周辺の自然との連続性の確保
- 橋梁と渓谷美の維持・保全と活用、景観に配慮した河川構造物や橋梁デザイン
- 景観に配慮した親水性の高い河川整備の推進(親水空間・オープンスペースの確保、水と遊び・親しむ場づくり、水辺へのアプローチや散策路・休憩スポットの整備、河畔林など連続した緑の維持・管理、計画段階からの市民参加の促進、協働による環境美化活動の促進)
- 太郎・次郎滝や鹿留溪谷等の景勝地へのアクセス強化、おなん淵～蒼竜峡のフットパスづくり
- 河川や水辺を意識させる工夫の検討(河川景観の眺望確保、サイン類の設置、地域の意識啓発)
- 清流を守るルールづくり、上流域を含めた広域連携によるごみ対策、ごみの不法投棄など景観阻害要因の改善、建築物・工作物・屋外広告物等の適切な景観コントロール など

④ 富士湧水の里の景観を守り、活かす

- ・本市は、平成の名水百選にも選定された、富士の清冽な湧水が湧き出る「湧水の里」です。特に、十日市場・夏狩湧水群は、絶え間なく流れる富士の伏流水が希少な景観を見せています。また、湧水と共に暮らす営みの風景は、都留市らしさを象徴する景観の一つとなっています。
- ・この水の恵みとともに培われた景観は市民の心の拠り所ともなっており、これらの景観を守るとともに、周辺の良好な景観資源と結びつけながら磨きをかけ、本市ならではの富士湧水の里の景観の創出を図ります。



・湧水が降りそそぐ十日市場・夏狩湧水群

〈主な取り組み〉

- 豊かで清冽な湧水景観の保全と、十日市場・夏狩湧水群に代表される魅力ある「湧水の里」の景観の創出
- 十日市場・夏狩周辺の湧水群ツアーや水源地巡りのフットパスづくり、散策路・休憩スポットの整備、景勝地へのアクセス整備、太郎・次郎滝の駐車場・トイレの整備、蒼竜峡の展望スペースの整備、サイン類の整備
- 営みとともにある湧水地景観の周知・啓発（貴重な地形や歴史文化など周辺の景観資源との連携による魅力の向上、水資源を活用した体験型ツアーの確立、洗い場・水汲み場等の暮らしの中の潜在資源の活用、美味しい水コンテストの実施、案内・ボランティアガイドの育成、サイン・パンフレット等による情報発信の充実）
- 「都留市地下水保全条例」に基づく十日市場・夏狩湧水群周辺などの湧水地の保全、湧水や地下水を知るプログラムの実施・普及促進
- 「都留市里地里山里水の保全及び活用に関する条例」に基づく、広域連携による里地里山里水の保全と活用、水源の保全、水質保全事業の充実
- 「太陽光発電施設の適正導入ガイドライン」（山梨県）において立地に慎重な検討が必要なエリアとされている、十日市場・夏狩湧水群周辺への太陽光発電施設の適正な規制・誘導
- 太郎・次郎滝の景観保全に向けた除塵機の設置、十日市場・夏狩湧水群管理運営事業による太郎・次郎滝へのアプローチの美化、用水路の清掃、各戸排水管の改善など協働による環境美化活動の充実
- 河川や水路のごみ対策、生活排水対策やごみに寛容な地域の慣習の見直しなど景観を阻害する要因の改善、湧水地の景観から突出した印象を与える建築物・工作物、屋外広告物等の適切な景観コントロール

⑤ 豊かな自然と共生する景観を守り、育む

- ・豊かな自然が暮らしの身近に存在する本市では、希少な動植物と日常的に共生していることが景観的な魅力の一つとなっています。
- ・ムササビが滑空する市街地後背の樹林や里山、ホタルが舞う湧水や水辺、コサギの群生の飛来、アユやヤマメが棲む清流、野生の動植物と出会う登山路やハイキングコースなど、これら地域固有の生態系を維持し、自然と共生する景観を守り・育てていくことが重要です。
- ・一方、本市は、市民が主体となった様々な保全活動が盛んです。生物多様性の豊かさを損なうことのないよう、郷土の自然景観を知り・大切に慈しみ、継承する協働による取り組みを進めていきます。



・ムササビウォッチング

〈主な取り組み〉

- 「都留市環境基本条例」に基づく循環型社会に向けたまちづくり、生物多様性の保全
- 「都留市里地里山里水の保全及び活用に関する条例」に基づく、広域連携による里地里山里水の保全、生態系の保全、環境教育の推進
- 施設・工作物整備における景観・自然・生態系に配慮した多自然工法や近自然工法の導入等
- 希少な動植物の生態調査と監視の強化、ムササビの生息環境など希少動植物の生息・生育・繁殖環境である森林・里山・水辺の適切な保全措置
- 自然に親しむ場の創出、意識啓発の促進(緑の募金事業による学校林の整備、緑の少年隊の育成等の自然教育活動の充実、動植物の観察会や体験学習の充実、サイン・パンフレット等による良好な生態系や景観エリアのPR)
- 協働による環境保全活動の促進(都留文科大学との連携による環境保全活動の促進、こども自然教室の充実、都留市環境保全市民会議やNPO 法人都留環境フォーラムなど市民活動と連携した環境保全活動の充実)
- ごみの不法投棄の防止、緑や水辺の適切な維持・管理 など

(2) 郷土の多彩な眺望景観を守り、育む

① 郷土を印象づける優れた眺望景観を守り、活かす

- 本市は、桂川とそこから枝状に展開する谷筋、1,000m級の急峻な山岳に囲まれた変化に富む地形構造から生まれる、多彩で優れた眺望景観を日常的に見ることができます。
- 山頂やトレッキングルート等からは、ひだ状に折り重なる山稜や雄大な富士山の遠望、波うつように重なる森林の緑とその間に点在する集落景観、里山とまちなみの風景、また、市街地に沿って走る国道や中央自動車道、その向こうにそびえる富士山、山地と田園の中を真っすぐに横切りニア実験線の高架橋など、本市ならではの眺望景観は市の大きな魅力の一つとなっています。
- この郷土を印象づける眺望景観を損なうことのないよう保全に努めるとともに、魅力ある景観まちづくりに活かしていきます。



・都留市二十一秀峰である御正体山からの富士山の眺望

〈主な取り組み〉

- 富士山の眺望景観の保全と活用
- 大規模開発や土地の改変、森林の伐採等における適正な規制・誘導
- 建築物や工作物・土木構造物・屋外広告物等の周辺景観への配慮(優れた眺望の確保に向けた高さ・配置・意匠・形態・色彩等の景観コントロールなど)
- 鉄塔や太陽光発電施設の無秩序な設置など眺望景観を阻害する要因に対する適切な景観コントロール
- 優れた眺望景観の保全に向けた森林、斜面樹林、里山等の維持・管理、緑の連続性の確保 など

② 多彩な眺めを楽しむ眺望場所の魅力を高める

- 本市は、身近に豊かな自然と接し、多彩な眺望が得られることが景観的な特徴の一つとなっています。多くの人々が往来する道路や鉄道、視界が開けた河川沿いなども、良好な眺望場所の一つとなります。
- このような眺望場所は、日常の中ではあまり意識されず、潜在化しているところが多くあります。また、場所によっては、眺望場所そのものが見られる対象であることを意識することも必要です。
- 眺望景観は、都留市らしさを牽引する重要な景観資源です。そのため、本市固有の眺望景観を保全するとともに、良好な眺望場所については、見られる対象としての修景整備や景観阻害要因の改善に努め、多彩な眺めを楽しむ場の魅力を高めていきます。



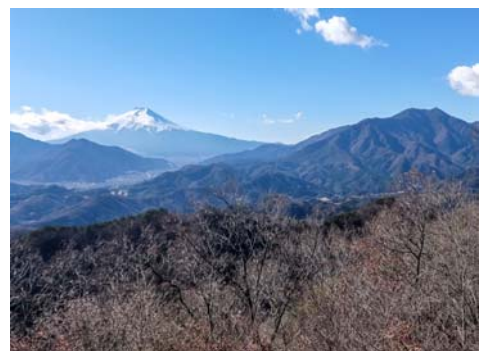
・城山の桜と眺望スポット

〈主な取り組み〉

- 良好な眺望場所の保全、潜在的な眺望場所の発掘と活用(道路・公園・橋詰め等の眺望点、登山道やハイキングルートの眺望点、山頂、烽火台など)
- 良好な眺望場所の修景整備、老朽化・錯綜するサイン類の統合整序、案内を含めたアクセスの向上
- 眺望場所の特性に応じた快適な滞留空間づくり(視界の確保、小広場・休憩施設・サイン類の整備、駐車場の整備)
- 都留ビューポイントの選定(絵になる写真コンテスト、ビューマップづくり等によるPRの充実等)
- 建築物・工作物等の高さ・配置・意匠・形態・色彩等の適正な規制・誘導による良好な眺望景観の確保
- 電線・電柱・鉄塔類、屋外広告物等の眺望阻害要因の改善、景観阻害樹木の伐採、緑の維持・管理 など

③ 眺望景観を交流・活性化や観光振興に活かす

- 変化に富む本市の眺望景観は、風景と合わせて体感する音・風・匂い、また四季の移ろいといった季節感などを含め、市民にとっては心象風景として深く心に刻まれます。また、来訪者にとっては、本市のイメージを強く印象づける重要な観光資源となります。
- そのため、暮らしの中で身近に存在する眺望景観は、市民にとっても来訪者にとっても普遍的な風景資産であることを認識し、地域交流・活性化や観光振興に資する魅力資源として景観まちづくりに活かしていきます。



・高川山からの眺望

〈主な取り組み〉

- 場の特性に応じた眺望場所・滞留空間づくり、サイン類の整備、アクセスの向上
- 特色ある眺望景観の魅力の向上とPRの充実(太郎・次郎滝等の湧水群、都留アルプスをはじめ登山道やハイキングコースからの眺望、田原の滝の眺め、城山からの眺望、川茂の風景、田園とリニア実験線の眺め等)
- 富士山や都留市二十一秀峰等の眺望、渓谷や水辺の四季折々の景観等の活用
- 富士急行線の活用(植栽等による沿線の景観形成、各駅周辺の良い景観資源と眺望スポットのPR)
- 眺望を楽しむルートづくりや企画の検討(多様な景観資源と眺望景観を結びつけた眺望巡りの体験ツアー、フットパス、エコツーリズム等)、インターネット・SNS等を活用した効果的なPR・情報発信の充実 など

(3) 先人たちの営みに培われた歴史文化資産を継承し、活かす

① 富士の麓の小さな城下町の景観を継承し、活かす

- ・ 郡内唯一の城下町が築かれた谷村地区は、大火により歴史的まちなみを消失してしまいましたが、城跡や水路、城下町の町割などに往時の面影をしのぶことができます。
- ・ また、「城下町つる」のシンボルである城山（勝山城跡）と富士の眺望、寺町と水路の風情、烽火台の遺構など、重層する時代の歴史文化的遺構は、その価値を再認識し、本市固有の大切な風景資産として次代へ継承するとともに、市民の郷土景観への愛着や誇りを育くむことにつなげていくことが重要です。
- ・ 本市は、これまで「歩きたくなる城下町」としてウォーキングトレイル事業により、谷村地区の文化財や史跡等を巡る歩行者空間の整備、家中川・寺川の修景整備等を進めてきました。
- ・ 今後も、歴史文化的遺構の保全を図るとともに、周辺景観との一体的な修景に取り組み、谷村地区一帯を本市の歴史文化景観拠点として、城下町の歴史を象徴する景観まちづくりを推進していきます。



・ 屋台展示庫前の八朔提灯やぐら

〈主な取り組み〉

- 「つる観光戦略」に基づく「つる観光」の創出
- 黒塀プロジェクトや屋台展示庫前の八朔提灯やぐらなど城下町テイスト事業の推進、谷村地域協働のまちづくり推進会の「谷村八景」事業の促進
- 城下町の歴史文化的景観の保全、城下町の町割りと水路の保全、町名・由縁の活用、潜在的資源の顕在化
- 城山の修景・眺望広場・散策路整備、統一したサイン類の設置、歴史公園化の検討、アクセスの向上
- 一定のルールや適正な規制・誘導による城下町の歴史的まちなみ景観の形成（路地やまちかどの修景等）
- 寺町通りの歴史的まちなみ景観の形成（社寺や町家の歴史的まちなみづくり、湧水の散策路、サイン整備等）
- 富士山方向の眺望・見通しの確保、良好な眺望場所の顕在化と修景整備、眺望広場の整備
- 社寺、旧家・古民家、土蔵等の歴史的建造物や往時の面影を伝える建造物の適切な維持・保全
- 地域に応じた水路の修景整備（自然石、擬岩、擬石による修景、水辺の花や緑による修景等）
- 歴史文化的景観資源近傍における建築物や工作物の適切な景観コントロール、景観阻害要因となる廃屋・空き家対策、屋外広告物等の適正な規制・誘導
- ミュージアム都留を起点とした城下町体感ツアー、寺町巡りのルートづくり、城下町・寺町巡りフットパスの充実
- 都留郷土史研究会等を活用した案内ボランティアの育成、歴史文化の継承を担う子どもたちの歴史探訪教室の開催、パンフレット等によるPR・情報発信の充実 など

② 水のまちの文化的景観を継承し、活かす

- ・ 本市は、古来より様々な水と関わり合いながら暮らしを営んできました。「湧水の里」を象徴する十日市場・夏狩湧水群をはじめとして、発電所や水路橋、堰等の治水・利水の産業遺構、城下町の堀水や水車の動力源として用いられた用水路が巡る景観、暮らしを支えた甲斐絹織物や農の風景もまた、水のまちの文化的景観といえます。
- ・ こうした水との関わりを表す景観は、本市独自の生活や慣習などにより、長い時間をかけて育まれてきたものです。そのため、水のまちの歴史性を市全体で共有・継承し、文化の蓄積が感じられる固有の景観として、景観ま



・ 生活の中にある小水力発電の水車

ちづくりに活かしていきます。

- ・近年では、家中川に“元気くん”の愛称で呼ばれる小水力発電施設を設置し、再生可能エネルギーの利用とその啓発・普及に取り組んできました。しかし、小水力発電施設は水力によるエネルギーを利用できる一方で、設置場所によっては水辺景観との不調和、まちなかでの騒音発生といった課題も考えられます。設置にあたっては、地域景観に違和感を生じない配置や修景に配慮した上で、水のまちの歴史文化を表すような景観となるよう十分留意します。

〈主な取り組み〉

- 家中川へ設置した小水力発電システム(元気くん)の維持管理、市民団体との連携強化
- まちなみと調和した家中川、寺川、中川等の親しみある景観整備、水の文化を象徴する景観まちづくりへの活用
- 水路が巡る市街地のまちなみ修景(蓋がけ水路の見直し検討等)、サイン類の整備と統合整理
- 駒橋発電所や川茂発電所、落合水路橋、鍛冶屋坂水路橋等の地域のランドマークとなる近代化遺産の維持・保全、文化的価値の周知、河川景観や景勝地を象徴する景観資源としての景観まちづくりへの活用
- 水と関わる営みを伝える文化的景観の活用(甲斐絹など伝統産業の保全・継承、水車による精米や機織りなど固有の生業体験、文化的価値の積極的な情報発信・PRの充実、景観まちづくりへの活用)
- 水の文化を巡るルートづくり、フットパスの充実、水文化と景観資源のネットワーク化、水のまちをPRするマップの作成
- 水環境の保全(水質・流量等)と景観に配慮した維持・管理、用水路のごみ対策など景観阻害要因の適正な規制・誘導

③ 歴史文化が息づく景観を顕在化し、活かす

- ・本市は、土地の記憶や地域の成り立ちなど、時を積み重ね景観に奥行きという価値を与える、歴史文化を象徴する景観資源が数多く残されています。
- ・信仰の道である富士道や郡内地域の中心として周辺都市を結んだ古道・旧道は、人やモノ、文化が行き交った風景を追体験することができる貴重な景観資産です。そのため、歴史的道筋の価値の顕在化に努めるとともに、場の特性を踏まえた修景と景観まちづくりへの活用に努めます。



・西願寺のしだれ桜

- ・尾県郷土資料館など歴史文化を象徴する建造物については、適切な維持・保存と、観光や景観まちづくりへの活用を図ります。
- ・地域に由縁を持つ社寺は、大木や古木、鎮守の森や里山を背負い、古くから地域のランドマークとして、郷土の素朴な信仰心に寄り添いながら大切に守られてきました。そのため、人々の拠り所として守られてきた社寺の価値を再認識し、周辺の景観も含めた保全・継承と、地域コミュニティの核となるよう景観まちづくりへの活用に努めます。
- ・その他、道祖神や石仏、塚・祠、土地の記憶や由来に結びつく地名など、身近な自然や暮らしに溶け込んだ歴史文化が息づく資源は、地域景観の個性を磨く大切な資産として顕在化に努め、魅力の向上と景観まちづくりへの活用を図ります。

〈主な取り組み〉

- 落合水路橋、旧明治医院、商家資料館など文化財・史跡及び周辺景観の保全と活用（適切な維持・管理、眺望景観の確保、歴史公園化の検討、サイン類の整備と統合整理、周知・PRの充実）
- 勝山城跡、谷村陣屋、尾県郷土資料館、田原の滝、蒼竜峯など「やまなしの歴史文化公園」に位置づけられた良好な景観エリアの保全、観光や景観まちづくりへの活用
- 歴史的道筋の顕在化と活用（信仰の道・古道・旧道の顕在化、周辺のまちなみの修景、散策ルートづくり、統一したサイン類の設置、地名・町名ガイドブックの作成、休憩・眺望スポットの整備、周知・PRの充実）
- 往時の文化や繁栄を伝える歴史的建造物の維持・保全と活用（歴史的建造物の調査、修理・修景への助成検討、観光PR・地域交流空間としての活用等）
- 寺町・社寺の保全と活用（社寺林・参道の保全、水路の維持、後背の鎮守の森・里山との一体的な保全）
- 潜在的な資源の掘り起こし、道祖神、塚・祠、大木・古木、保護樹木等の暮らしに身近な歴史文化資源の顕在化と活用（場所の特性を踏まえた修景、ふるさとの散歩道やフットパスづくりへの活用、サイン類の整備等）
- 歴史文化的景観周辺の建築物・工作物、開発、屋外広告物、廃棄物等の適正な規制・誘導
- 歴史探訪ツアー開催等の交流機会や周知・啓発の充実、「谷の町、史の里案内人」などボランティアガイドの育成、都留文科大学との連携による地域文化研究の促進、学校等での郷土教育・地域を学ぶ機会づくり など

（4）里地・里山・里水が織りなす農山村景観を守り、活かす

① 地形に寄り添う農山村集落・里山景観を守り、活かす

- 本市の集落地は古くから形成されたものが多く、桂川の支流の谷筋に、地形のひだに寄り添うように分散立地し、それぞれに自然と共生した独自の集落景観を見せています。
- このような永い営みの中で形成されてきた集落や里山の景観は、郷土の原風景を象徴する大切な風景資産です。
- しかし、近年においては、集落の人口減少や少子高齢化等を要因とした過疎化の進行により、集落固有の文化の衰退や伝統的な集落景観の喪失が懸念されています。
- そのため、地形に寄り添う集落のたたずまいや秩序感を損なうことのないよう、周辺の自然景観との親和性を尊重し、営みも含めた固有の文化や素朴で懐かしい景観の保全に努めるとともに、郷土の原風景を次代に受け継ぐ集落景観の維持と魅力の向上を図ります。



・自然と共生する集落・里山景観

〈主な取り組み〉

- 「都留市農村地域整備計画」、「都留市森林整備計画」に基づく農山村・里山の保全と維持・管理の推進
- 森林環境譲与税を活用した取り組みの推進（都市部向け環境教育の充実、林業担い手不足の解消、つる観光とのマッチング）
- 多面的機能支払交付金制度や緑の募金制度を活用した地域ぐるみによる農地・里山の保全、「多面的機能支払い交付金制度」による農村環境保全活動に取り組む地域の拡大
- 「都留市里地里山里水の保全及び活用に関する条例」に基づく、広域連携による里地・里山・里水と集落・里山景観の保全と活用
- 集落地の家並み、伝統様式の民家・蔵の維持・保全、歴史的風致と調和する集落景観の魅力の向上
- 集落景観を構成する景観資源の維持・保全（地形に沿う小径、石垣、湧水、小川・水路、鎮守の森等）
- 空き家や古民家を活用した田舎暮らし、民家民泊、里山ツーリズムの促進、地域交流スペースとしての活用
- 森林・里山と調和した集落形態の維持、山際や水辺・里山に隣接する建築物・工作物等の適正な規制・誘導
- 荒廃農地の非農地化と山へ戻す手法の検討、廃屋・空き家対策、太陽光発電施設の適正な規制・誘導

② 湧水に育まれた農の風景を守り、活かす

- ・農地は、生活を支える農業生産の場であるとともに、暮らしに季節感や緑の潤いを与えてくれる貴重な景観資源でもあります。
- ・十日市場・夏狩周辺は、特産物である水掛菜やわさびの栽培風景が湧水群の景観をひきたて、また、大原や厚原、川棚の南原にはまとまった田園景観が広がっています。
- ・一方、地形的な制約から本市は小さな耕作地が多く、近年は農地の虫食いの的な開発や遊休農地の増加など、水の文化とともに培われた“農”の景観の荒廃が懸念されています。
- ・そのため、豊富な湧水に育まれた固有の農の風景を守り、農の魅力を活かす景観まちづくりを進めます。



・湧水が育む水掛菜の栽培風景

〈主な取り組み〉

- 「都留農業振興地域整備計画」に基づく優良農地の保全、景観に配慮した農業基盤整備の推進（用水路、石垣、農道等）、大原や厚原周辺、十日市場・夏狩周辺の一団の優良農地の維持・保全
- 湧水を活用した水掛菜やわさび田の農地景観の維持・保全
- 観光資源としての農地の活用（湧水群を活かした一体的な修景整備、川茂周辺の桜と桃の風景づくり、観光農業の振興、フットパスの検討、中央自動車道や富士急行線等の車窓からの風景の有効活用、PRの充実等）
- 道の駅つるを核とした農林漁業の振興（農林産物直売所の整備・運営、農産物の高付加価値化、特産品の開発、農林産物のブランド化の推進、6次産業化の推進、地産地消の推進）、アグリビジネス特区の検討
- 鳥獣被害対策実施隊の設置、「都留市鳥獣害防止計画」に基づく総合的な鳥獣害対策の促進
- 荒廃農地の現地調査の推進、新規就農者への斡旋や景観緑地としての活用など「都留市農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画」に基づく遊休農地の有効活用、県の補助事業を活用した遊休農地解消の促進、農業の担い手の育成
- 農地周辺の里山・雑木林・水路等の適正管理、水質の維持・保全、ごみの不法投棄・野だて看板や太陽光発電施設・工作物・廃屋等の適正な規制・誘導 など

③ 里地・里山・里水を活かした農山村交流の景観を育む

- ・本市は、「戸沢の森和みの里」や「宝の山ふれあいの里」での里山体験、「道の駅つる」を核とした農の体験教室や市場の開催、子どもたちによる農業体験塾の実施、また、都留文科大学と地域の協働によるフィールドミュージアムの活動など、里地・里山・里水を活かした多様な交流活動が積極的に行われています。
- ・郷土の農山村景観を守り、活かすため、このような活動が人口増加やコミュニティの維持、地域振興や観光振興につながるよう、地域交流の輪を広げるとともに、都市と農山村の交流を深め、地域が元気になる景観まちづくりを進めます。



・どろたんぼまつり（宝の山ふれあいの里）

〈主な取り組み〉

- 「都留市農村地区活性化計画」に基づく農業体験プログラムの導入、地域活力の向上
- 里・山・水・食・人などに関わり交流する機会の充実、都市と農山村の交流・観光・活性化拠点の創出
- 郷土の環境・農山村を活用した交流の促進（農山村・里山体験、農業体験・林業体験・環境教育の促進、グリーンツーリズム・里山ツーリズムの促進、湧水と農と里山を巡るフットパスツアー・イベントの充実等）
- 農を通じた交流の促進（つるマルシェ・じよいつる市場の充実、市民農園・体験型農園・観光農園の充実、アグリツーリズム・観光農業の促進、地産地消の促進、道の駅つるや谷村 PA を活用した PR の充実等）
- 都留文科大学と連携したフィールドミュージアム活動の充実、里地・里山・里水を活用した地域交流の促進
- 地域活動情報の冊子・マップの作成、PR・情報発信の充実、地域交流活動への支援 など

(5) 地域の表情を映す、心地よさと魅力ある暮らしの景観を育む

① まちの顔となる中心市街地の景観の魅力を高める

- 本市の中心市街地である谷村地区は、郡内地域唯一の城下町から発達した歴史性を有し、町割りなどに往時の面影を感じることができます。また、桂川に沿って形成された市街地は、川沿いの斜面樹林と後背の樹林の緑に囲まれ、身近に豊かな自然と共生するコンパクトな市街地景観をみせています。
- 
- ・城山から見るコンパクトな中心市街地の景観
- 一方、中心市街地は、空き家・空き地が増加するとともに狭小な歩行者空間が多く、国道 139 号沿いの中心商店街は、空き店舗の増加など、賑わいの衰退やまちなみの混乱が顕在化してきています。
 - 中心市街地の景観まちづくりを推進することは、まちの顔として市全体の印象を高めるとともに、景観形成の先導的役割を果たすことにつながります。また、その波及効果が、定住・移住促進や人口増加に結び付くことが期待されます。
 - そのため、身近に自然や里山を擁するコンパクトな市街地景観を維持するとともに、趣ある町割りや河川・水路等を活かし、城下町の歴史的背景やまちの成り立ちを尊重した、都市景観拠点にふさわしい魅力あるまちなみ景観の形成を図ります。
 - また、誰もが安心して、本市の顔となる中心市街地の景観を楽しみ、魅力を体感し回遊できるよう、セーフコミュニティの理念のもと、安全・安心な歩行環境など、ゆとりある空間の確保に努めています。

〈主な取り組み〉

- 谷村地区の歴史的背景を踏まえた整序感のあるまちなみ景観の形成（城下町の町割りや山あて等を活かした景観形成、都市計画道路の見直し等）、黒堀プロジェクトや屋台展示庫前の八朔提灯やぐらなど城下町テイスト事業の推進
- ランドマークとしての城山の活用、城山・寺町と水路・市街地をつなぐ歴史的景観づくり
- 市街地の背景となる里山・森林景観の保全と調和、斜面樹林やまちなかの緑を連続させた緑豊かな景観の形成
- 家中川、寺川、中川の親水空間の創出と修景、豊かな水と水の文化を活かすまちなみ景観の形成（湧水、小水力発電の活用等）、身近な緑化の推進
- 一定のルールに基づく建築物・工作物等の景観コントロール
- 「都留市空き家等対策の推進に関する条例」に基づく空き家の適正な規制・誘導、補助等を活用した老朽家屋対策
- 景観まちづくりに向けた空き家・空き地の有効活用（身近な公園、ポケットパーク、休憩スポット、地域交流スペース、駐車場確保等）、まちかど修景ネットワークによる景観形成
- 景観まちづくりを契機とした中心商店街の活性化、観光施策との連携による賑わいの創出
- 中心商店街の賑わい景観の形成（空き店舗や空地を活用した賑わいスポット・駐車場整備、歩行空間・滞留空間の確保、まちなみの統一感と連続性の創出、屋外広告物等の適正な規制・誘導、特色ある緑化等）
- 身近な景観資源の顕在化と活用（信仰の道・街道筋、民家・蔵等の歴史的建造物、城下町の町割りと路地・水路、地名や町名、周囲の山並みや富士山の眺望）、資源を結ぶまちなかフットパスの整備、サイン類の整備 など

② 文化の薫る学園都市の景観を創る

- 都留文科大学周辺は、総合運動公園やうぐいすホールといった公園や文化施設が集積し、本市の学術文化の中心となっており、多くの学生が行き交う学園都市の景観をみせています。また、都留文科大学前駅周辺は、大規模商業施設が立地する新たな賑わい景観を生み出しています。
- 一方、都留文科大学周辺は、大学の活動の一つであるフィールドミュージアム研究エリアとして、地域資源を活用した様々な交流活動が行われています。都留文科大学の研究・活動・人材は、本市の景観まちづくりにおいても貴重な知的資源となっています。
- そのため、都留文科大学周辺については、多くの人の意識が集まる先導的・効果的な景観まちづくりに取り組む都市景観拠点として、文化の薫る学園都市にふさわしい、文化的で整序感のある景観の創出に取り組んでいきます。



・都留文科大学周辺のまちなみ

〈主な取り組み〉

- 都留文科大学周辺の良好な風致の保全、背景となる里山樹林の連続性に配慮した景観コントロールの推進、良好な眺望景観の確保、集約された施設周辺の景観形成など学園都市の整序感あるまちなみ景観の誘導
- 周辺環境と調和した都留文科大学のキャンパス整備(新棟の整備)や新しい南都留合同庁舎・生涯活躍のまち・つる事業周辺の修景整備、適切な土地利用と建築物の景観コントロールなど良好な景観まちづくりの推進
- 周辺の景観資源の連携による魅力の向上(水路の活用、景観資源を結ぶルートやフットパスづくり等)
- 大学と地域連携による景観まちづくりの促進
- 都留文科大学地域交流研究センター(大学と地域をつなぎ地域づくりの活動と研究に取り組む拠点)の交流・協働型の研究プログラムの充実、フィールドミュージアム研究エリア(総合運動公園周辺)の保全や維持・管理など景観まちづくりにおける連携強化
- 都留文科大学前駅周辺の賑わいと活気ある良好な市街地景観の形成、駅周辺の建築物等の高さ・意匠・色彩などの適切な景観コントロール、屋外広告物等の適正な規制・誘導、景観の整序と環境美化の推進など

③ 地域固有の表情を活かすまちなみ景観を育む

- 本市は、山峡の起伏に富む地形構造により、市域が地形的に分節化され、それぞれに個性のある景観が展開しています。
- 市街地や郊外地の多くは、古くからの暮らしぶりが色濃く残るまちなみ景観となっています。一方、住宅の密集や空き家・空地の増加に加え、市街地縁辺部では農地への分散的な宅地化の進行、商業施設や工場・農地・住宅地の混在など、まちなみ景観の混乱もみられます。
- また、地形のひだに寄り添うように分散立地する農村集落は、昔ながらの慣習や秩序を保ちつつ、それぞれの集落ごとに表情の異なる集落景観をみせています。
- 本市の景観形成においては、こうした地域の景観的な特性を尊重し、活かしていくことが大切です。そのため、地域の成り立ちや固有の景観特性に応じ、住む人の暮らしやすさや心地良さに配慮しつつ景観的な秩序や調和を維持し、地域の表情を魅力ある景観として活かすまちなみ景観を育てていきます。



・朝日馬場の集落景観

〈主な取り組み〉

- 暮らしやすさや心地よさを感じる景観の創出(身近な自然景観との調和、斜面樹林や後背の里山樹林等との緑の連続性の確保、まちなみ景観や集落景観の整序感の形成、地域にふさわしい緑化の促進等)
- 地域の成り立ちやたたずまいの尊重(地形に即した一体感・まとまり感の維持、趣を損なわない景観的な配慮)
- 地域固有の景観資源を活用したまちなみ修景、身近な景観資源の顕在化と景観まちづくりへの活用
- 水と共生する暮らしの景観の魅力向上、湧水・河川・水路の水質等の維持・管理、美化・清掃活動の充実等
- 良好な眺望景観の確保と眺望場所の創出(建築物・工作物等の適切な景観コントロール、まちなみ全体の調和)
- 密集住宅地の防災性を考慮した景観まちづくりの促進(建物更新時の建築物・工作物等の適切な誘導、オープンスペースの確保、狭あい道路の改善、沿道の緑化・生け垣化の促進等)
- 宅地化が進行する地域の秩序あるまちなみ景観の誘導(計画的な土地利用に基づく無秩序な宅地化の抑制、適切な開発コントロール、周辺の自然景観や農地・里山景観との調和)
- 集落景観を特徴づける資源の保全(民家の家並み、蔵や石垣、鎮守の森、屋敷林、水路、社寺や道祖神等)
- 整序感のある工業産業地景観の形成(圧迫感や威圧感を与えない景観的な配慮、大規模建築物の分棟化、自然景観との調和、オープンスペースや緩衝緑地帯の確保、敷地内緑化等)
- 公営住宅の先導的な景観形成
- 「都留市空家等対策の推進に関する条例」に基づく空き家の適正な規制・誘導、景観まちづくりに向けた有効活用
- 一定のルールに基づく建築物・工作物等の適正な規制・誘導、地域のまちづくりルールを尊重した修景整備
- 山梨県条例に基づく屋外広告物の適正な規制・誘導、無秩序な太陽光発電施設の規制・誘導、ごみのポイ捨て・不法投棄対策など景観阻害要因の改善・誘導 など

④ 連続して展開する景観を魅せる主要な道路周辺の景観を創る

- 道路は、日常的に多くの人が行き交い、地域景観を望む最大の視点場であり、次々と連続して展開する景観を楽しむことができます。中央自動車道や国道 139 号は道路軸方向に富士山を遠望する本市の骨格的な景観軸であり、本市の玄関口にもなっています。また、中心市街地を縦貫する国道 139 号は、信仰の道として沿道にはかつての街道筋の面影も残されています。



・都留バイパスの沿道景観

- 一方、谷筋や山峡を走る主要な道路は、沿道のまちなみ景観や連続して展開する景観を通して地域を印象づける重要な景観軸であり、周辺景観との調和や地域特性に応じた配慮が必要となります。
- そのため、主要な道路については、安全性と快適性を第一としつつ、沿道に展開するまちなみ景観や眺望景観等を体感する視点場としての魅力の向上と良好な道路景観の創出に努めます。

〈主な取り組み〉

- 景観に配慮した道路の修景(国道 139 号や主要な景観軸、谷村本通り線や姥沢川通り線など景観形成上重要な路線の「景観重要公共施設」への位置づけ、沿道の景観資源の活用、景観に配慮した防護柵・道路付属施設・法面对策施設の整備や修景、植栽等による修景)
- 「橋梁長寿命化修繕計画」に基づく主要な橋梁の補修・補強整備と山梨県景観アドバイザー制度等を活用した修景整備、計画的な維持・管理の推進
- 地域特性に合った周辺景観に調和した沿道のまちなみ景観の形成
- 国道 139 号をはじめとする主要道路の安全な歩行空間の確保、地域特性に応じた沿道のまちなみ景観の整序、賑わい景観の創出
- 中央自動車道都留 IC 周辺のまちの玄関口としての景観形成
- ランドマークとなる富士山や主要な山河の良好な見通しの確保、良好な眺望景観と視点場の確保
- 道路整備と併せた景観上重要な箇所の無電柱化の推進、標識・サイン類の統合・整理
- 沿道の建築物・工作物、屋外広告物等の適正な規制・誘導、ゴミのポイ捨て対策など景観阻害要因の改善による良好な沿道景観の形成 など

(6) まちが元気になる、交流・おもてなしの景観まちづくりを進める

① 地域の景観まちづくりを先導する公園や公共公益施設の景観を創る

- 総合公園や楽山公園等の公園・広場は、地域住民の交流の場やレクリエーションの場、また、地域のランドマークとなっています。一方、市街地や集落地では身近な公園・広場が不足している状況です。

- 公共公益施設は、日常的に不特定多数の人が利用し、その多くは地域のシンボルやランドマークとなっており、それだけに、景観に及ぼす影響は大きなものがあります。

- そのため、公園や公共公益施設については、地域の景観まちづくりの先導役として、地域特性やまちなみ景観との調和を前提としつつ、一定のシンボル性を担う質の高い景観の創出に努めます。



・楽山公園周辺の景観

- また、本市は河川水辺空間や公園、ポケットパークなどにおいて、各自治会や地域協働のまちづくり推進会等による清掃美化活動や施設の維持・管理等が活発に行われています。

- そうした活動との連携を図りながら、利用者の愛着と親しみが育まれるよう、協働による維持・管理などにより、公園や公共公益施設の魅力の向上に努めます。

〈主な取り組み〉

- 身近な交流拠点としてのまちなかの小公園や広場・緑地の整備、水辺の公園づくり、地域の自然資源や水辺空間、歴史性を活かした修景（市街地の未利用地や遊休農地、河川敷等の積極的な活用）
- 総合運動公園、楽山公園の緑の拠点としての景観形成、総合運動公園周辺のフィールドミュージアム活動と地域交流の場の充実
- 楽山風致公園の桜の名所づくり事業の推進
- 田原の滝の景観保全と周辺整備、蒼竜峡の眺望場所の整備
- 観光交流景観拠点周辺の場の特性を踏まえた質の高い修景、宝の山ふれあいの里や戸沢の森和みの里等の施設の維持・管理の充実、自然景観の維持・保全、緑の連続性や眺望景観の確保、わかりやすいサイン類の設置、特色ある緑化
- 主要な公園や施設周辺の駐車場・休憩スポットの整備、サイン類の整備、アクセスの改善
- 周辺景観と調和した魅力ある施設デザイン、眺望景観への配慮、県産材等の利用促進、適切な維持・管理
- ミュージアム都留の景観まちづくりへの活用（施設周辺の修景、八朔祭屋台展示庫との連携と屋台幕の活用、まちなかを回遊するレンタサイクル・シェアサイクルの活用、まち歩きイベントの充実等）
- 「つる観光戦略」に基づく「つる観光」の創出、周辺景観と調和した修景、景観回廊の起点づくり、地域景観や魅力を体感する場づくり、PRの充実等
- 自然地形や緑の連続性、歴史文化的背景に配慮した土木構造物や工作物等の整備、場の特性に応じた景観への配慮、適切な景観誘導
- 郡内縞、格子がらの活用、統一感と整序感のあるサイン整備
- 「山梨県公共事業における景観ガイドライン」に基づく公共施設の整備、公共施設の計画づくりへの市民参加の促進
- 公園の積極的な利活用、地域住民や事業者等との協働による維持管理、清掃・美化活動の促進など

② まちの玄関口となる鉄道駅周辺の魅力を高める

- ・市内には、ローカル線の素朴な魅力を持つ富士急行線の8駅が位置し、その車窓からは、連続的に展開する景観を楽しむことができます。
- ・鉄道は、日常的に多くの人々が利用する交通手段であるとともに、富士急行線は都市と富士山麓を結ぶ観光列車としての役割を担い、本市では、駅を玄関口とした多彩な観光交流が期待されています。
- ・そのため、鉄道沿線においては、往来する人々に市のイメージを印象づける車窓景観の整序と修景に努めます。また、市内にある8つの駅周辺は、それぞれの地域特性に応じ、地域の玄関口にふさわしい景観形成を図るとともに、駅からまちなかへ来訪者をいざなう魅力ある景観まちづくりに取り組みます。



・都留市駅ホームの芝桜

〈主な取り組み〉

- 富士急行線沿線の車窓景観の整序と修景(沿線のまちなみ・後背の山並み・河川水辺景観との調和、眺望景観の確保、田原の滝・桜並木・鎮守の森など沿線の四季や景観資源の活用、建築物・工作物・屋外広告物等の適正な規制・誘導、地域特性に応じた沿線緑化と維持・管理、太陽光発電施設の無秩序な設置、廃屋や荒れた農地などの景観阻害要因の除去・改善等)
- 8つの駅周辺の地域特性に応じた玄関口としての景観形成(ローカル線の趣を活かす駅舎・駅周辺の修景、谷村町駅前への屋台幕の展示検討、祭りや俳句など地域の景観資源を活用した景観の創出、休憩スポットの整備、わかりやすいサイン類の整備、ローカル線・ローカル駅ならではの物語づくり、各駅・各地域の八景の選定と情報発信、特色ある緑化等)
- 駅を拠点とした景観まちづくりの推進(幹線道路からのアクセス強化と公共交通の充実、駐車場やトイレの整備、駅からハイキングの充実、駅を起点とする駅からフットパス、散策ルートづくり、駅前レンタサイクル・シェアサイクルの検討、駅から景観ポイントへの案内サインの整備、つる8駅ガイドマップの作成、まちあるきアプリケーションの整備) など

③ 伝統文化を体感する祭り・行事を継承し、活かす

- ・本市を代表する祭りである八朔祭りは、時代を超えた賑わいを市民・観光客が一体となって体感することができます。また、各地域に伝わる神楽等の伝統行事、城下町のお茶壺道中行列などは、市民の心の拠り所として、また心象風景として大切に受け継がれ、地域の文化や暮らしぶりに触れる大切な風物詩となっています。
- ・こうした祭事や伝統行事は、地域の気候・風土と密接に結びつき、長い営みの中で育まれてきた貴重な風景資産です。また、祭りや行事に参加することにより郷土愛を育んでいくことも、景観づくりの大切な役割となります。
- ・そのため、このような郷土を物語る文化的な景観を市民の誇りを象徴する景観として継承します。また、祭りや行事の景観を観光・交流等に効果的に活かしながら、地域の絆を深め、地域振興に結びつく景観まちづくりを進めていきます。



・八朔祭り

〈主な取り組み〉

- 城下町や街道筋のまちなみ、社寺や鎮守の森、祭屋台・お神楽等の文化的景観資源等の保全
- 祭事・行事や伝統芸能の継承(地域や保存会・大学等と連携した地域文化研究の奨励、八朔祭屋台の維持・保全、ミュージアム都留との連携強化、担い手の確保と人材育成、イベント等の運営体制の強化)
- 伝統文化の魅力の向上と景観まちづくりへの活用(芭蕉の里づくり(都留市ふれあい全国俳句大会等)や都留音楽祭等の充実、各地域のお神楽の景観まちづくりへの活用、フィルムコミッションの活用)
- 祭り・行事等の交流・おもてなしへの活用(八朔祭りや神楽など共感し体感できる行事の継承、参加型の祭りの充実、地域の伝統文化に触れるフットパス・回遊ルートづくり、祭屋台や大名行列の撮影スポットづくり、効果的なイベントの創出、インバウンド誘客への活用、PRの充実) など

④ 楽しみ交流するレクリエーション景観を活かす

- 本市は、名山や景勝地のトレッキングコース、ハイキングコース、溪流釣りやキャンプ場、自然・里山体験等のレクリエーションの場が数多くあり、自然が暮らしの身近に存在することから、湧水や滝、渓谷、四季折々の彩り等も含め、自然景観やこれを楽しむレクリエーション景観を身近に体感することができます。
- また、中心市街地の後背に連なる都留アルプスは、里山の自然景観や眺望景観を身近に楽しむ魅力ある場として、市内外の多くの人に親しまれています。
- このような自然景観や眺望景観、それらの魅力を体感するレクリエーション景観は、地域交流や賑わいを生み出す重要な観光資源ともなります。今後も、本市の景観の魅力を多くの人に知ってもらうため、定住・移住促進や地域振興や観光・活性化の視点も踏まえ、多彩な景観のさらなる魅力の向上と、楽しみ、交流するレクリエーション景観を活かす景観まちづくりに取り組んでいきます。



・鹿留川の管理釣り場

〈主な取り組み〉

- 観光交流景観拠点、湧水の里景観拠点周辺の修景整備
- 自然に親しむ場・機会の創出(既存の森林、水辺レクリエーションの充実、自然・里山体験学習等の充実、グリーンツーリズム・エコツーリズムの促進、景勝地へのアクセス強化・駐車場整備、サイン類の整備等)
- 都留アルプスのレクリエーション活用(登山やハイキングへの活用、景観ポイントを結ぶ多彩なコースづくり、生態系の保全と環境教育の場づくり、眺望場所やサイン類の整備)
- 水のまちのレクリエーション・観光活用(湧水群ツアー・渓谷のハイキングなどインバウンドを考慮した水資源活用の体験型ツアーの確立、太郎・次郎滝の駐車場整備、蒼竜峡の展望場所など休憩・眺望スポット整備)
- 中心市街地に隣接する城山の活用(自然景観・眺望景観・歴史文化的景観・桜の風景等の活用、インターネットライブカメラの設置検討、頂上へのアクセスルート整備と維持管理、サイン類の整備と統合整理)
- 登山道の整備推進(駅と結ぶ公共交通の確保、駐車場整備の検討)、トレッキングルートの拡充(今倉一赤岩一二十六夜山等)、市民主体のハイキングルートづくり
- 四季の風景の活用と修景(桜やシダレザクラの名所、芝桜、ワサビ田の花、湧水池のバイカモ、渓谷の紅葉、湧水の氷柱、ホタルやムササビの生息等の貴重な動物等)、四季景観マップの作成、花の拠点・名所づくり
- 関係組織等との連携強化(都留文科大学、協働のまちづくり推進会、地元山岳会、ムササビと森を守る会などのNPO等)、協働によるレクリエーション資源の維持・管理
- PR・情報発信の充実(風景・体験・食等を活かしたインバウンド誘客、景観体験マップづくり、観光パンフレット・市ホームページの充実、SNSの活用、フィルムコミッションの活用) など

⑤ 交流・活性化の好循環を育む景観回廊を創る

- 道路や河川は、本来の機能の他に、景観拠点や地域の資源を結ぶ景観軸でもあり、多くの人が地域を眺める視点場ともなります。富士急行線や中央自動車道の車窓には、細やかな地形とそこに寄り添うまちなみなど本市の特徴的な景観が展開し、その印象はまちのイメージとして人々の心象景観に刻まれます。
- 本市固有の景観を効果的にみせるため、景観を体感し賑わいや交流を育む主要な道すじを「景観回廊」として位置づけ、景観拠点や地域の魅力資源のネットワーク化を図ります。



・十日市場湧水群のフットパス

- また、地域住民との創意工夫により、身近な景観資源を結びつける地域単位の小径づくりに取り組み、風景体験や交流を通して、景観的な一体感やイメージアップにつながる景観まちづくりを積極的に進めています。

〈主な取り組み〉

- 地域の景観特性に応じた「景観回廊」の創出(まちなみ景観軸、ふるさと交流景観軸、歴史文化景観軸)
- 沿道景観の整序・修景と快適なルートづくり(沿道のまちなみ景観の適切な景観コントロール、屋外広告物の適正な規制・誘導など景観阻害要因の改善、景観に配慮した道路施設等の整備、サイン類の整序、特色ある緑化等)
- 主要拠点周辺の安心・快適に回遊できる歩行空間の確保、魅力ある景観を体感する滞留空間の確保
- 眺望景観への配慮(見通しの確保、シークエンス景観への配慮、道路付属物や構造物の修景、景観阻害樹木の伐採と維持・管理等)
- 既存ルートの魅力の向上(都留自然遊歩道などハイキングコース・トレッキングルート等の維持・管理、休憩スポット・眺望場所の整備、アクセスの向上、サイン類の整備と統合整理、PRの充実等)
- 「まるごと博物館つる」の市内散策ルートやウォーキングトレイルの充実
- 協働による地域特性に応じた身近なフットパスづくり(水源地巡りフットパス、寺町巡りフットパス、湧水と農と里山を巡るフットパス、駅からフットパス、まちなかフットパス等)、サイン類の整備、マップの作成、おもてなしの体制づくり
- テーマ性のある景観を体感するルートづくり(景勝地のハイキングコース・里山トレッキングルート・水の文化を迎えるルート、ふるさとの散歩道等)
- 特色ある景観を体験するツアーづくり(湧水群ツアー、眺望巡りツアー等)
- 8つの鉄道駅や道の駅つる、リニア見学センター等の交流結節点と主要な景観拠点を結ぶ公共交通体系の確立
- 効果的な観光交流活動やPRの充実(鉄道との連携強化、まち歩きを活用、観光ボランティアガイドの育成、景観まちづくりのイベント充実、景観資源マップの充実) など

3. 景観形成推進ゾーンの方針

(1) 景観形成推進ゾーンの選定

景観まちづくりを効果的に進めるためには、景観形成上重要なところから先導的な取り組みを推進し、その成果を目に見えるようにしていくことが重要です。

そのため、景観市民アンケート調査結果や景観まちづくり市民懇談会の意見等も踏まえ、下記の選定基準に基づき、特に先導的かつ重点的に景観形成を推進すべき区域を「景観形成推進ゾーン」とし、今後「景観形成重点地区」として指定していくべき候補と位置づけ、着実な取り組みを進めていきます。

なお、景観形成推進ゾーンは固定的なものではなく、今後必要に応じて順次追加を検討していきます。

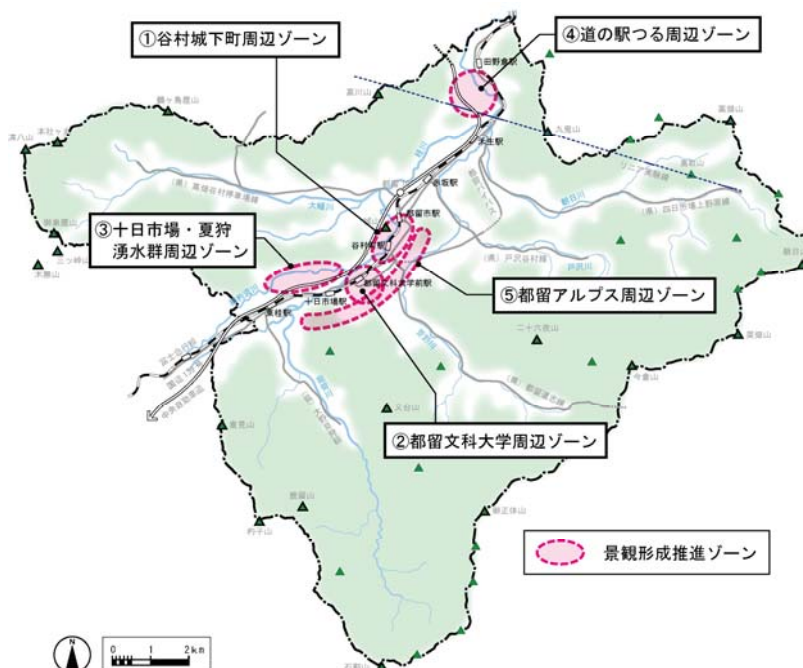
■景観形成推進ゾーンの選定基準

- 都留市らしさを象徴する景観で、本市のシンボルとして先導的な景観形成が不可欠なこと
- 景観に関わるプロジェクトが実施あるいは計画され、効果的な景観形成が期待されること
- 際立った特徴と高い景観的資質を備え、景観の保全・整備の必要性が高いこと
- 住民の主体的な景観形成活動が行われており、協働による景観まちづくりの波及効果が期待されること など

■景観形成推進ゾーン

景観形成推進ゾーン	選定理由
①谷村城下町周辺ゾーン	行政・文化施設が集積する中心市街地で、城下町の歴史文化を象徴するシンボル拠点として、市の顔にふさわしい先導的で風格ある景観形成が必要である。
②都留文科大学周辺ゾーン	まちづくりプロジェクトの計画など新たな市街地形成が進展しており、大学と連携した取り組みや地域活動を活かし、良好なまちなみ景観形成の効果が期待できる。
③十日市場・夏狩湧水群周辺ゾーン	湧水の里のシンボル景観の保全、集落景観や農の風景の効果的な活用が必要であり、景観形成に向けた地域住民の協働による取り組みが期待できる。
④道の駅つる周辺ゾーン	道の駅つるやリニア見学センターを中心に、代表的な観光・交流の窓口として、景観資源の活用による地域活性化と効果的な景観PRが期待できる。
⑤都留アルプス周辺ゾーン	暮らしに身近な自然景観の保全、中心市街地後背の魅力あるレクリエーション資源の活用、まちなかの景観ポイントとの連携などを図ることで、市民と協働による景観まちづくりへの活用と波及効果、さらには観光振興が期待できる。

■景観形成推進ゾーンの位置



(2) 景観形成推進ゾーンの景観形成方針

① 谷村城下町周辺ゾーン

■景観形成の目標

城下町の歴史文化を継承する
本市の顔となる質の高い景観を創出します

■景観形成方針

●城下町と水の文化を継承し、歴史文化を誇るシンボル景観を創出します

- ・城下町の町割り、歴史的建造物など歴史文化的景観の維持・保全、潜在的資源の顕在化
- ・水路が巡るまちなみの修景、家中川、寺川、中川の修景整備、小水力発電の景観活用
- ・富士山に向かい開かれた眺望・見通しの保全と活用、城山と連続する一体的な歴史的景観の創出

●本市の顔となる、質の高い魅力ある中心市街地のまちなみ景観を形成します

- ・統一感ある城下町の歴史的まちなみの修景（路地やまちかどの修景、黒塀プロジェクトの推進等）
- ・水の文化を活かすまちなみ景観の創出
- ・市街地後背の里山・緑地景観の保全、身近な自然との親和性に配慮したまちなみ景観の形成
- ・中心商店街の賑わい景観の形成、国道 139 号等の安全な歩行空間の確保、歴史的道すじの修景
- ・空き家、空地の有効活用、建築物等の適正な景観コントロール、屋外広告物等の適正な規制・誘導

●歩いて楽しいルートづくりと交流・おもてなしの景観回廊を創出します

- ・寺町巡りなど城下町体感ツアーや水の文化を巡る回遊ルートづくり、道標・サインの充実
- ・谷村地区と城山を結ぶ歴史探訪ルートづくり、富士山と市街地をのぞむ眺望の有効活用
- ・谷村町駅周辺の景観整備、駅からハイキングや資源を結ぶまちなみフットパスの充実
- ・交流とおもてなしの体制づくり（祭事や伝統文化を活用したツーリズム等の交流機会の創出、レンタサイクル事業の充実、マップや情報発信の充実、ボランティアガイドの育成） など



・谷村陣屋跡

② 都留文科大学周辺ゾーン

■景観形成の目標

学園都市を象徴する
新市街地の良好なまちなみ景観を創出します

■景観形成方針

●計画的な市街地整備と併せた文化の薫るまちなみ景観を創出します

- ・「生涯活躍のまち・つる事業」に伴う公共空間の先導的な景観整備、大規模店舗や公共施設、大学、住宅地の個々の景観が調和する個性と統一感ある学園都市の景観の創出
- ・整序感あるまちなみ景観の誘導（良好な風致や眺望の保全、後背の里山樹林との連続性への配慮等）
- ・学生のまち・文化施設が集積する特性の景観活用、都留文科大学前駅周辺のにぎわい景観の形成

●豊かな環境と共生する、都留フィールドミュージアムとの協働による景観まちづくりを進めます

- ・フィールドミュージアム研究エリア及び周辺における、豊かな環境と共生する交流・協働型の景観まちづくりの促進、大学との連携と知的資源の有効活用による景観形成の推進、地域交流の充実
- ・地域景観資源の有効活用、景観資源を結ぶルートやフットパスづくり

●地域特性と調和した建築物等の適正な景観コントロールを推進します

- ・開発行為や建築物等の周辺景観に配慮した適正な景観コントロール、ゆとりある沿道景観や歩行空間の修景、屋外広告物の適正な規制・誘導、サイン類の統合・整理、その他景観阻害要因の改善
- ・地域景観と調和するまちなみのルールづくり



・都留文科大学前駅周辺のまちなみ

③ 十日市場・夏狩湧水群周辺ゾーン

■景観形成の目標

湧水に培われた
「富士湧水の里」の郷土景観の魅力を育みます



・断崖を滴る湧水

■景観形成方針

●湧水に培われた「富士湧水の里」のシンボル景観を守り・活かします

- ・特徴的な溶岩造形や田原の滝、太郎・次郎滝や十日市場・夏狩湧水群一帯の湧水の景観の維持・保全、湧水に培われた営み・地域文化の継承と景観活用
- ・暮らしに溶け込む水資源の顕在化と有効活用（水源地、水路、洗い場・水汲み場等）
- ・「都留地下水保全条例」に基づく湧水地・水源の保全、湧水地景観の周知、環境美化活動の充実
- ・「太陽光発電施設の適正導入ガイドライン」（山梨県）において立地に慎重な検討が必要なエリアとされていることに基づく、太陽光発電施設の適切な規制・誘導
- ・生活排水対策やごみ対策等の地域ルールづくりと周知・啓発、景観阻害要因の改善

●里地・里山・里水の郷土の農村景観の魅力を高めます

- ・湧水の里の固有の集落景観の維持と魅力の向上（農地、湧水や水路、小径、石垣、鎮守の森等）
- ・水掛菜やわさび田など特徴ある農の風景の維持・保全
- ・空き家や古民家を活用したツーリズムや地域交流スペースづくり、都市と農村交流のモデルづくり

●景観資源を結び地域とふれあい交流を育むルートづくりを進めます

- ・湧水群ツアーや水源地巡り等のイベントの充実、里地・里山・里水を巡るフットパスや散策路・休憩スポットづくり（貴重な地形観察の遊歩道整備、水路や小川、畦道、小径、里山等を活用した散策・交流ルート、空き家・古民家等を活用した休憩スポット）
- ・景勝地へのアクセス・駐車場整備、マップの作成、サイン類の整備、情報発信・PRの充実

④ 道の駅つる周辺ゾーン

■景観形成の目標

観光・交流の玄関口にふさわしい
地域景観と調和した景観拠点の魅力を高めます



・道の駅つるとリニア実験線

■景観形成方針

●多彩な景観資源を活用し、観光・交流の玄関口となる景観拠点の魅力を向上を図ります

- ・観光・交流景観拠点の魅力の向上（道の駅つる・リニア実験見学センター・尾県郷土資料館が連携した「つる観光」の充実、地域景観と調和した玄関口にふさわしい修景整備、景観施策と観光・活性化施策の連携、情報発信・窓口機能の充実）
- ・富士山と田園、リニア実験線の特徴的な眺望景観の活用、稀有の眺望のPR
- ・地域景観や魅力を体感する場づくり、交流機会の充実（観光農園、環境教育、各種ツーリズムやレクリエーション体験、地産地消の促進、定期的な市場・マルシェの開催等）

●里山・農村景観と調和した拠点周辺の適切な景観誘導を推進します

- ・森林・里山景観や周辺の農村集落景観との調和、山裾や水辺、農地・里山に隣接する周辺建築物等の適切な景観誘導、太陽光発電施設の設置や屋外広告物の適正な規制・誘導
- ・土木構造物や工作物等の景観への配慮

●玄関口から魅力ある景観ポイントへ誘導する景観回廊づくりを進めます

- ・来訪者をまちなかへ誘導するルートの創出（景観回廊の起点づくり、沿道景観の整序・修景、標識・サイン類の統合・整理、鉄道との連携強化、公共交通の充実、効果的なPR）
- ・道の駅つる・リニア実験見学センター・尾県郷土資料館周辺を結び回遊するルート整備（施設間のアクセス向上、周辺の景観資源を結ぶフットパスづくり、サイン類の設置）

⑤ 都留アルプス周辺ゾーン

■景観形成の目標

郷土の豊かな自然にふれあい
身近に体感する交流景観を創出します

■景観形成方針

●暮らしに身近な里山・森林景観の保全と多彩な眺望景観の魅力を高めます

- ・都留アルプスの森林景観の保全、市街地後背の里山・森林の維持と緑の連続性の確保、希少な動植物の生息環境の保全
- ・烽火台、ピーヤ（水路橋）等の景観資源の顕在化と有効活用、登山道の滞留空間や眺望を楽しむ視点場づくり、眺望案内板等の設置
- ・景観阻害樹木等の適正な維持・管理

●豊かな自然レクリエーションを体感し交流する景観を育みます

- ・森林レクリエーションの充実、自然体感型ツーリズムや森林療法等の健康づくり、自然観察・体験学習など身近に自然に親しむ場・機会づくりの促進
- ・休憩スポットの整備、登山道やハイキングコースの充実、市民等との協働による森林・緑の維持管理と市街地後背を彩る四季の風景散策ルートづくりの促進

●まちなかへ来訪者を誘導し回遊するルートづくりを進めます

- ・市街地と都留アルプス登山道のアクセス、路線バス等の利便性の向上、駐車場整備、サイン・案内の充実
- ・登山道起終点と景観ポイントを結ぶフットパス、景観を体感するツアー・イベントの充実



・ピーヤ（水路橋）

第3章

良好な景観形成に向けた 行為の制限



第3章 良好な景観形成に向けた行為の制限

1. 行為の制限に関する基本的な方針

(1) 行為制限の基本的な考え方

市街地や住宅地、集落地、農地などの人為的につくられる景観は、個々の土地の開発や建築行為の積み重ねにより形成され、これらが地域の景観に大きな影響をもたらします。

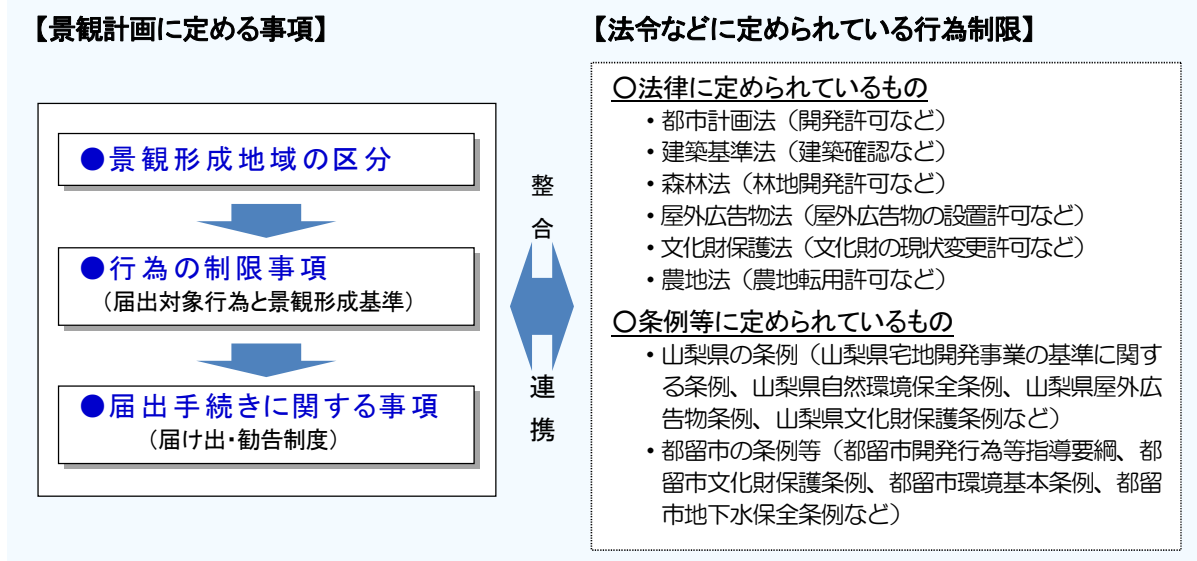
豊かな自然景観や優れた眺望景観、固有の歴史文化的景観を維持保全し、都留市らしい良好な景観形成を図るため、本計画では、土地の開発や建築物等の行為に関して一定のルールを定め、このルールに基づき、秩序ある計画的な景観誘導を図っていきます。

■市域全体の建築物等に関するルールを定めます

地域特性に応じた景観形成を図る観点から、「都留市が目指す景観構造」において分類した景観ゾーンを前提に、市全域を3つの「景観形成地域」に区分し、地域ごとに、建築物等に関する一定のルール（届出対象行為と景観形成基準）を定め、この基準に適合しない開発や建築行為等を制限することにより、良好な景観形成を誘導します。

また、本市では、土地の開発や建築行為等に関して、法令などに定められている行為制限があり、これら関連する制度との整合・連携を図りながら、効果的な景観コントロールを図っていきます。

■行為制限の考え方



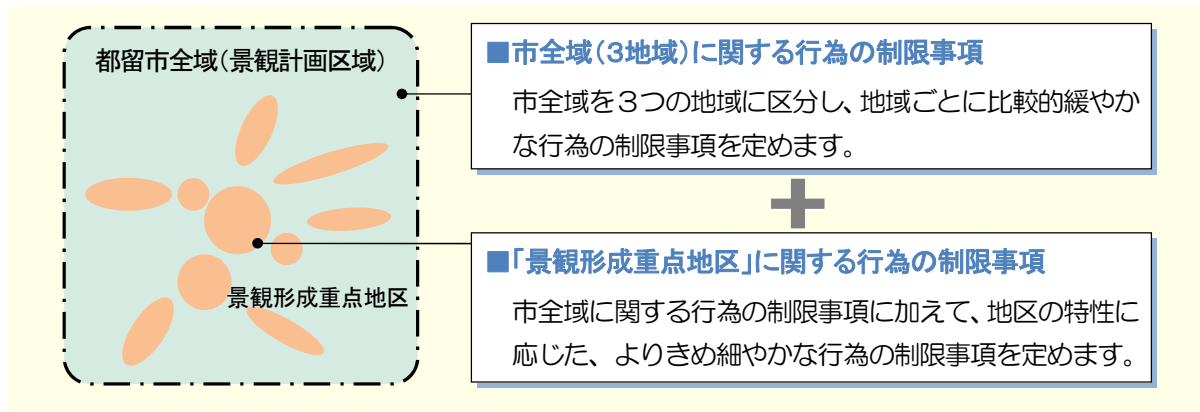
■2段階の行為制限により、効果的な景観コントロールを図ります

本市では、まずは市全域に関する行為の制限事項を定め、景観行政をスタートしていきます。

その後、先導的かつ重点的に景観形成を推進すべき区域として位置づけた「景観形成推進ゾーン」を中心に、地域住民の取り組み状況等に応じて、順次「景観形成重点地区」を指定し、地区の特性に応じた、よりきめ細やかな行為制限を定めていくことを想定しています。

このように、本市では、市全域と景観形成重点地区の2段階による行為制限のルールを定め、景観コントロールを図ります。

■良好な景観形成に向けた2段階による行為制限のイメージ



(2) 景観計画で定める事項

① 景観形成地域の区分

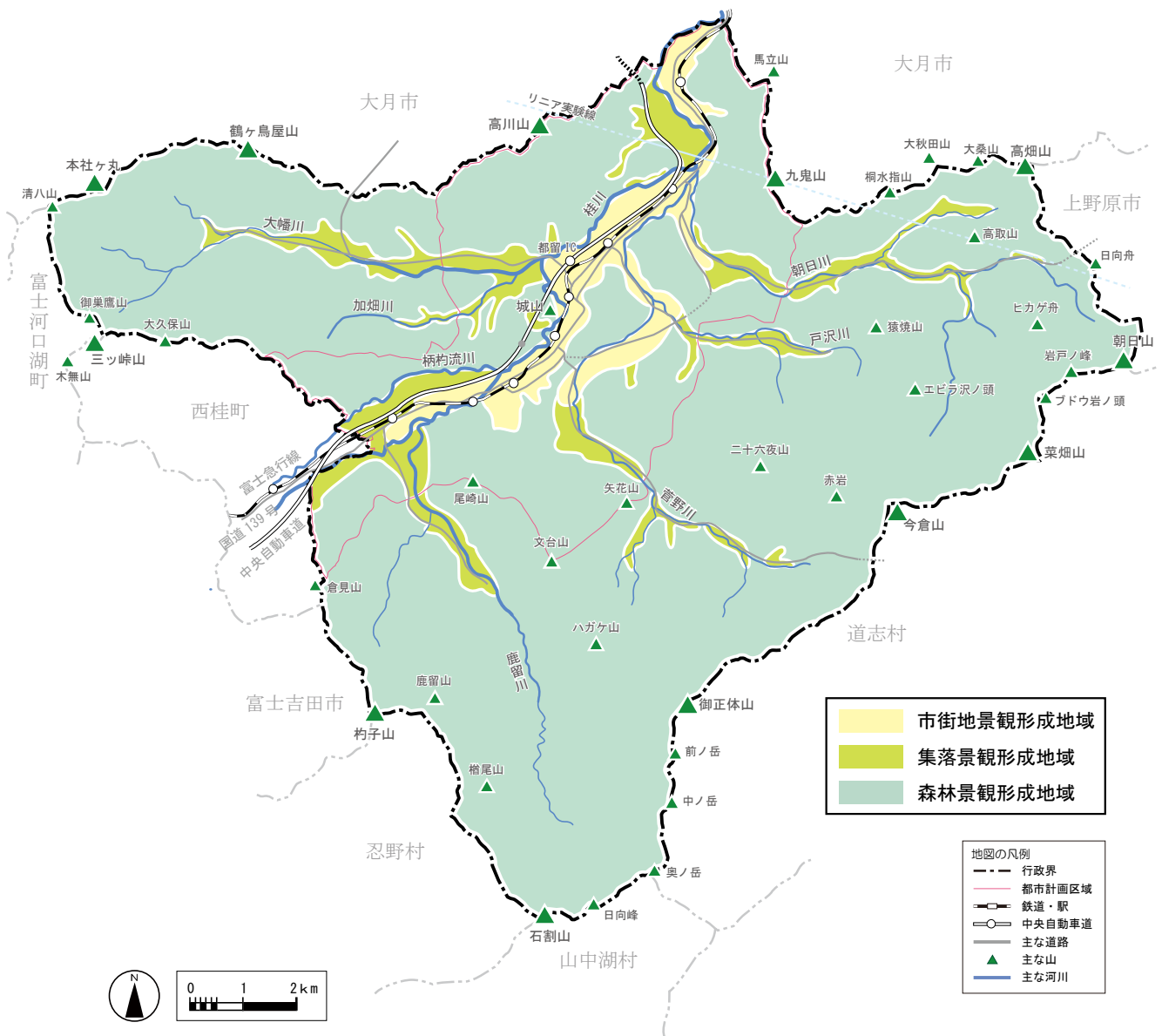
景観形成地域については、景観構造で分類した景観ゾーンを前提に、景観的な同質性や今後の適切かつ効果的な景観コントロールの運用を考慮し、次の3つの地域を設定します。

■景観形成地域

区 分	景観ゾーン*	地域特性
市街地 景観形成地域	○市街地景観ゾーン ○郊外地景観ゾーン	- 行政施設などの都市機能が集積する谷村地区、新たな市街地形成が進む都留文科大周辺、また、市街地に連担し、桂川とその支流合流部などの平坦地に広がる郊外市街地。 - 富士急行線の8つの駅が位置し、本市の都市機能が集積。昔ながらのまちなみや住宅地、商業業務地、工業地などが併存する地域で、市民の多くが生活し、活発な都市活動により景観の変化が進む地域であり、豊かな自然や地域景観と調和した良好な景観形成が求められる。
集落 景観形成地域	○田園集落景観ゾーン ○山間集落景観ゾーン	- 郊外外縁部の平坦地にある農村集落地及び中山間地域の谷筋に沿って分散立地する山間集落地。 - 農村集落地は、古い集落地と住宅地、農地が混在し、農の景観と調和した良好な集落景観の誘導が求められる。特に、十日市場・夏狩周辺は、富士湧水の里を象徴する本市の代表的な景観として、特徴的な地形とともに湧水に育まれた集落と農の景観の維持・保全が求められる。 - 山間農山村集落は、それぞれの持つ特徴的な農山村景観の維持と、固有の景観資源を活用した景観形成が求められる。
森林 景観形成地域	○山地森林景観ゾーン	- 都留市二十一秀峰をはじめとした山稜と、いくつかの支脈の尾根筋、その山麓にかけて広がる市の8割以上を占める山地と森林地域。 - 景観の自然骨格を形成する重要な自然資源として、山並みと眺望景観、多面的な機能を有する森林景観の維持・保全が求められる。

注) *景観ゾーンについては、「第2章 1-(3) 都留市の景観構造」を参照下さい。

■景観形成地域の区分



・山地に囲まれた市街地と富士山の眺望

②行為の制限事項(届出対象行為と景観形成基準)

本計画では、3つの景観形成地域ごとに、それぞれ「届出対象行為」と「景観形成基準」を定めます。

■景観計画に定める行為の制限事項

■届出対象行為

周辺景観に影響が大きいと考えられる一定規模以上の建築物等の新築や増改築、土地の改変などに関する行為を「届出対象行為」として定めます。

■景観形成基準

建築物等の新築や増改築、土地の改変などの行為別に、景観形成上配慮すべき事項を「景観形成基準」として定めます。

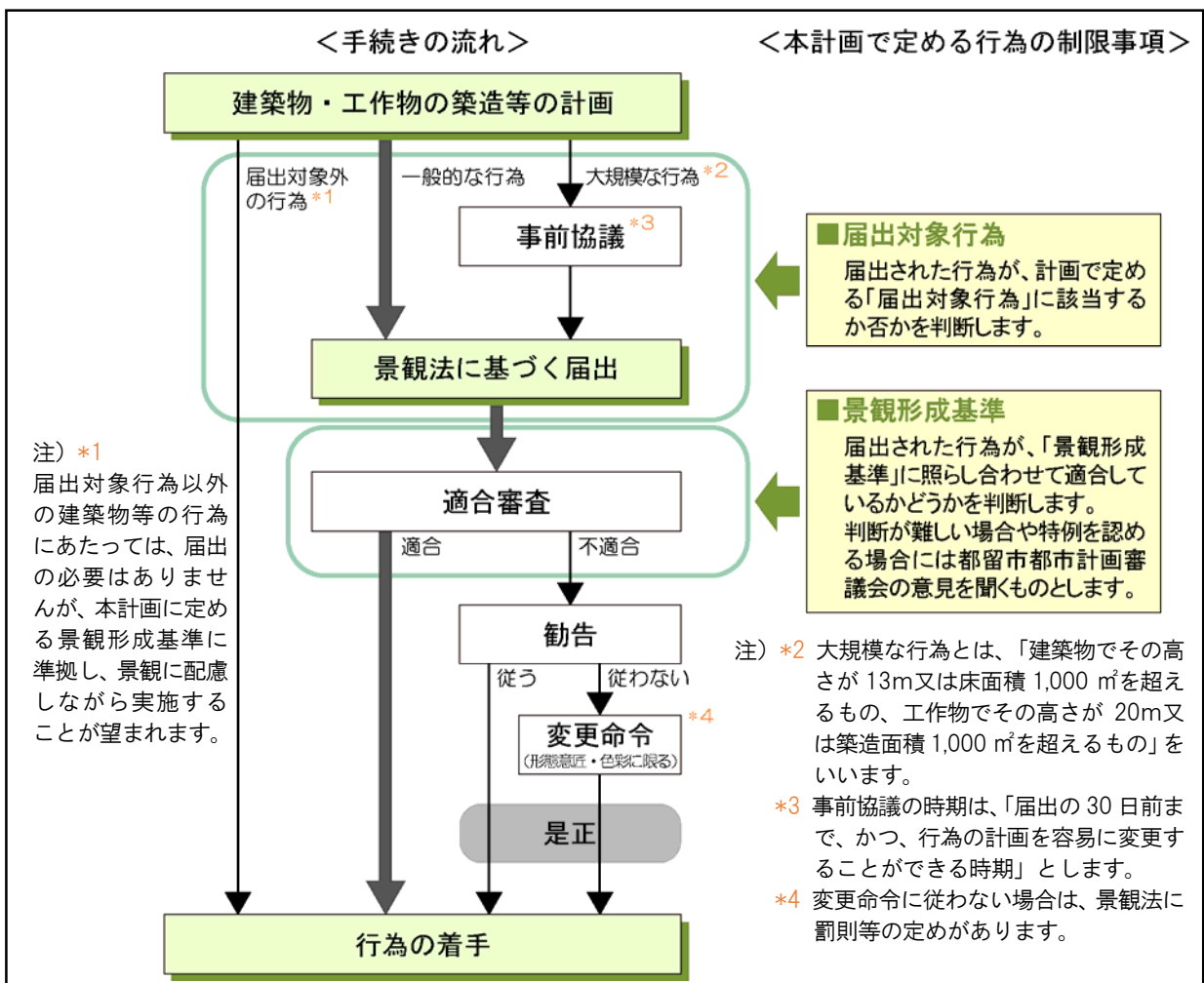
③届出手続きに関する事項

建築物・工作物の築造、土地の形質の変更、木竹の伐採などの行為を行う場合には、あらかじめ市に届け出を行い、市が定める景観形成基準に適合しているか審査を受けることになります。

市は、届け出が提出された行為の内容を景観形成基準と照合して、助言や指導を行います。不適合と判断した行為については、計画の是正の勧告を行い、特定届出対象行為において勧告に従わない場合は、変更命令を行うことになります。

なお、大規模な行為^{*2}(規模の大きい建築物や工作物)は、届け出の前に、市と事前協議^{*3}を行う必要があります。

■行為の届出手続きの流れ



(3)建築物等の行為制限に関する基本的な方針

①共通の基本的な考え方

建築物や工作物、土地の改変等の行為を行う場合の共通の基本的な考え方を、次のように定めます。

- 建築物等の行為に際しては、景観の土台となる特徴的な地形を大きく改変することなく、地形との親和性への配慮を前提とする。
- 豊かな自然景観や優れた眺望景観、歴史的文化的景観などを損なうことのないよう最大限配慮するとともに、地域の景観特性を尊重し、地域景観と調和した景観形成を図る。
- 「景観形成上重要な地域や場所」*については、場所の持つ景観の良さや質を損なわないよう、十分な配慮を行う。

注) * 景観形成上重要な地域や場所とは、景観形成推進ゾーン、景観形成重点地区、景観重要公共施設、景観重要建造物、景観重要樹木、良好な眺望場所などを示す。

②景観形成地域別の基本的な方針

市街地景観形成地域

市街地景観形成地域は、自然景観との共生や地域景観との調和、眺望景観の確保、市街地の特性に応じた秩序あるまちなみ景観を形成するため、次の事項に基づくものとします。

●風格と個性が感じられる中心市街地の秩序感あるまちなみ景観を形成する

- ・谷村地区の中心市街地は、良好な眺望や地域の歴史性に配慮し、本市の顔にふさわしい風格と個性が感じられる都市景観拠点として、秩序感のあるまちなみ景観を形成する。

●歴史的文化的景観との調和を図る

- ・郡内唯一の城下町、寺町のたたずまい、「水のまち」としての文化的景観、信仰の道や史跡などの景観資源周辺では、歴史的文化的景観の価値や趣を損なうことのないよう、景観的な調和を図る。

●魅力と活気あるまちなみ景観を形成する

- ・中心商店街や都留文科大学前駅周辺、国道 139 号沿道の商業地については、地域に親しまれる魅力を工夫しつつ、周辺景観と調和した活気あるまちなみ景観を形成する。

●良好な市街地景観形成を牽引する学園都市のまちなみ景観を創出する

- ・都留文科大学や公園、公共施設が集積する周辺は、自然と共生した統一感ある学園都市のまちなみ景観を創出する。

●地域景観と調和し、整序感あるまちなみの連続性に配慮する

- ・古くから形成された住宅市街地、宅地化が進む市街地縁辺部、農地、工場、商業施設が混在する郊外市街地は、良好な自然景観や地域景観と調和し、整序感あるまちなみの連続性に配慮する。

●優れた眺望景観に配慮する

- ・富士山の遠望、市街地景観の背景となる山並みや良好な眺望景観を妨げないよう、建築物等の高さや形態・意匠、色彩などに十分配慮する。
- ・城山や都留アルプス、中央自動車道など、市街地を一望する眺望を良好に保つため、建築物等の屋根の色彩や大規模な建築物・工作物等については、影響を最小限に抑える。

●斜面樹林や里山・森林維持・保全し、緑の連続性を確保する

- ・市街地後背の里山・山地森林、段丘崖の斜面樹林の維持・保全など緑の連続性の確保に配慮し、自然が暮らしの身近にある景観特性を損なわないようにする。

●水辺景観との親和性に配慮する

- ・「水のまち」の景観を損なわないよう、建築物等が川や湧水、水路などの水辺に面する場合は、水辺景観との親和性への配慮や水辺に面する部分の緑化に努める。

集落景観形成地域

集落景観形成地域は、地域の成り立ちや営み、自然と共生する固有の景観を損なうことのないよう、次の事項に基づくものとします。

●集落独特の景観を損なわないよう十分配慮する

- ・地形に寄り添い分散立地する集落地については、自然と共生する集落の成り立ちやたたずまいを尊重し、農地や里山と一体となった集落独特の景観を損なわないよう十分配慮する。

●湧水地景観の保全、水辺景観との親和性に配慮する

- ・十日市場・夏狩湧水群に代表される湧水の里の景観を損なうことのないよう、開発や地形改変等の行為を抑制し、建築物や工作物等の立地は湧水地景観との親和性に努める。
- ・建築物等が河川、湧水地、水路など、水辺に面するところでは、自然素材の活用や落ち着いた色彩の使用など、水辺景観に違和感を与えないよう配慮し、水辺に面する部分の緑化に努める。

●農や里山の景観を保全する

- ・水掛菜の栽培など特色ある農の景観の保全に努め、農業用施設の配置や廃棄物・資材・土石などの堆積等に際しては、自然景観や眺望景観、農の景観を損なわないよう配慮する。
- ・里山周辺は、開発や地形改変等の行為は必要最小限に抑え、既存樹木を極力活かす方を工夫する。やむを得ず伐採する場合は、植樹や復元緑化を行うなど周辺の自然景観との調和に配慮する。

●森林や斜面樹林を維持・保全し、緑豊かな景観との調和を図る

- ・斜面樹林や集落地後背の森林を維持・保全し、山間・谷筋景観の自然骨格となる緑の連続性に配慮するなど緑豊かな景観との調和を図る。

●良好な眺望に十分配慮する

- ・多彩な眺望の維持・確保に向け、建築物や工作物の高さや規模の抑制など、良好な眺望景観を損なわないよう配慮する。
- ・地域景観を損なわないよう、主要な眺望場所からの眺めに十分に配慮する。

●固有の歴史的文化的景観との調和を図る

- ・文化財、社寺・史跡、古道等のほか、地域を特徴づける歴史的文化的資源の周辺では、伝統的な集落景観や地域の歴史的文化的風致を損なわないよう十分に配慮する。

森林景観形成地域

森林景観形成地域は、開発や地形改変、建築物や工作物等の行為は必要最小限に抑えますが、やむを得ず行う場合は、特に次の事項に基づくものとします。

●森林景観の維持・保全に努める

- ・森林景観の維持・保全に努める。やむを得ず伐採する場合は必要最小限に抑え、復元緑化や施設周囲の適切な緑化を図る。

●森林景観との調和に配慮する

- ・森林地域において建築物や工作物を設置する場合は、周辺の自然景観に違和感を与えないよう、景観的な調和に配慮する。周辺からの眺望対象となる行為については、特に配慮する。

●眺望景観の保全に配慮する

- ・山並みなどの眺望景観を損なわないよう、建築物等の高さ、位置、形態・意匠、色彩等に配慮する。

2. 景観形成地域ごとの行為の制限事項

(1) 市街地景観形成地域

① 届出対象行為

本景観形成地域内において次の行為を行う場合は、行為に着手する日の30日前までに市に届出が必要となります。また、大規模な行為については、あらかじめ市と協議を行なう必要があります。

■ 届出の必要な行為

【市街地景観形成地域】

行為の種類		届出の対象	
建築物	新築、増築、改築又は移転	高さ10m又は行為部分の延床面積の合計が250㎡を超えるもの（増改築については行為後の規模とする）	
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さ10m又は延床面積の合計が250㎡を超える建築物で、変更部分の面積の合計が10㎡を超えるもの	
工作物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	垣、柵、門、塀の類	高さ2mを超えるもの
		電柱、鉄塔、アンテナの類	高さ15mを超えるもの
		煙突、記念塔、高架水槽、彫像の類	高さ10mを超えるもの
		遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設の類	高さ10m又は築造面積250㎡を超えるもの
		太陽光発電施設（地上に設置するものに限る。）、風力発電施設、小水力発電施設その他これらに類するもの	高さ10mを超えるもの又は太陽光モジュール（パネル）の合計面積が10㎡を超えるもの、小水力発電施設で築造面積が10㎡を超えるもの
開発等の行為	土地の区画形質の変更	行為面積1,000㎡を超えるもの又は高さ3mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	
	鉱物の掘採又は土石の類の採取	行為面積1,000㎡を超えるもの又は高さ3mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	
	屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積	高さ3m又は面積500㎡を超えるもので、期間が90日を超えるもの	
	木竹の伐採	土地の用途変更を目的とした伐採面積300㎡を超えるもの	

■ 届出が不要な行為

届出を必要とする行為であっても、景観法第16条第7項に規定する行為と市が定める次の行為については、届出の必要はありません。

- 景観計画区域が指定された際に、既に工事に着手している行為
- 建築物や工作物で、外観の変更を伴わない行為
- 垣、さく、塀の類のうち、生け垣によるもの
- 屋外における物品等の集積又は貯蔵で、その用に供される土地の周辺の道路等から見通すことができない行為
- 山梨県文化財保護条例または都留市文化財保護条例に基づく許可または届出が必要な行為

②景観形成基準

■建築物

【市街地景観形成地域】

項 目		景観形成基準
配 置		○市街地から見える山並みや河川の眺望を阻害しないよう配置に留意する。 ○周辺のまちなみ及び建築物と調和する配置とする。 ○建築物は、道路境界線及び隣地境界線からは、できるだけ後退する。 ○敷地内に景観的に良好な樹木や樹林、湧水、水路等の水辺がある場合には、これらに配慮した配置とする。
外 観	規 模	○建築物の高さは20m以下とする。 ○個々の建築物等の規模は極力コンパクトに抑え、大規模となる場合は建物を分棟化するなど、圧迫感を軽減するよう工夫する。 ○周辺のまちなみ景観から著しく突出した印象を与えないよう、建築物と敷地のバランスに配慮する。
	形態・意匠	○外壁は、周辺のまちなみ及び建築物と調和した形態・意匠となるよう工夫する。 ○屋根・頂部形状は、できるだけ勾配屋根とし、これが困難な場合は、周辺のまちなみ景観との調和に配慮したデザインを工夫する。 ○屋外階段、ベランダなどは、建築物本体と調和するよう配慮する。 ○外壁又は屋上に設ける設備等は、露出しないようにし、建築物と一体的なデザインとするなど、突出感や乱雑な印象を与えない意匠とする。 ○社寺、史跡等の歴史文化資源や良好な景観資源に近接する場合は、これらの景観を損ねないよう、形態・意匠、色彩、材料などを周辺景観となじませるよう配慮する。
	色彩等	○外壁及び屋根は、低彩度で落ち着いた色彩を基調とし、背景となる山並みや自然景観、周辺のまちなみ景観と調和した色調とする。 ○使用する色数をできるだけ抑える。 ○脈わいづくりが必要なところなど、アクセントとなる色彩を使う場合は、基調色や周辺景観との調和を基本とし、使用面積を抑える。
	材 料	○外壁、屋根及び外構の材料は、自然景観や周辺景観と違和感を持つものは極力避ける。 ○光沢のある素材や鏡面等の反射光の強い素材は、用いないよう努める。
屋外照明		○駅周辺や商業地等では、適度な屋外照明やライトアップなど、夜間景観の効果的な演出に配慮する。 ○夜間照明を行う場合は、設置場所周辺の環境に留意し、過度な光量、過剰な電飾を抑え、光が不必要に散乱しないよう配慮する。 ○商業看板等の照明、ネオンサイン等は、過度な光量、けばけばしい光彩とならないよう配慮する。 ○点滅式などの動きのある光源は、原則として避ける。

■建築物

【市街地景観形成地域】

項 目	景観形成基準
緑 化	○既存の樹木は、できるだけ保存もしくは移植し、修景に活かす。 ○敷地内の緑化に努める。特に、道路前面部の緑化に努めるとともに、適切な維持管理を実施する。 ○住宅地は敷地内の緑化に努め、特に、道路前面部の緑化（生け垣化など）に努める。 ○大規模な建築物は、周辺に与える威圧感や圧迫感などを和らげるよう、樹木の高さ及び配置などに配慮し、緑化に努める。 ○地域の特性にあった樹木の植栽に努める。
その他	○駐車場は、できる限り出入口を限定し、外周部の緑化に努める。 ○自動販売機の類は、周辺景観になじむよう位置や色彩、デザインの工夫に努める。 ○ごみ置き場は、建築物等と調和させ目立たないようにするなど、景観的な配慮に努める。

■工作物

【市街地景観形成地域】

項 目	景観形成基準
垣、柵、門、塀の類	○まちなみの連続性に配慮し、周辺の景観及び建築物本体と調和したものとする。 ○高さはできるだけ低い構造とし、生け垣、石材、木材等の自然素材を用いるよう努める。これによらない場合は、これに準じる工夫をする。 ○長大なものは分節化や植栽による修景等に努め、圧迫感等の軽減に配慮する。
電柱、鉄塔、アンテナの類	○設置の際は、眺望景観の妨げにならないよう配慮し、文化財等の重要な景観資源周辺への設置は極力避ける。また、道路その他公共の場から見えにくい位置に設置し、下部を植栽などの遮へいで目立たないよう工夫する。 ○高さは30m以下とする。 ○形状・意匠は、できるだけシンプルなものとする。 ○色彩は、できるだけ目立たないよう眺望や周辺の景観に配慮した色調を用いる。 ○反射光の強い素材は、反射を抑える工夫をする。 ○電柱、電話柱の類は、できるだけ数を少なくし、共架に努める。 ○移動通信用鉄塔については、「都留市移動通信用鉄塔等設置基準」による。
煙突、記念塔、高架水槽、彫像の類	○周囲の山並みや自然景観、眺望景観、まちなみ景観を損なわないよう、高さや規模をできるだけ抑えるよう配置に留意する。
遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設の類	○工作物の高さは20m以下とする。 ○形態・意匠、色彩、屋外照明、緑化等は、建築物に準じて周辺の景観と調和したものとなるよう工夫する。
太陽光発電施設（地上に設置するものに限る。）、風力発電施設、小水力発電施設その他これらに類するもの	○小水力発電施設は、水辺への納まり方や騒音に留意した配置とし、規模や形態・意匠、色彩など周辺景観と調和したものとなるよう工夫する。 ○太陽光・風力発電施設は、眺望や周辺の景観を損なわないよう、できるだけ設置を控える。設置する場合は目立たない位置とし、周囲を緑化による遮へいや、目立たない模様・色彩、反射が少ない素材を用いるなど周辺景観に配慮する。 ○太陽光発電施設については、「都留市太陽光発電施設設置基準」による。

項 目	景観形成基準
土地の区画形質の変更	○土地の形質の変更は、地形の特徴を損なわないよう配慮し、必要最小限に抑える。 ○周辺の地形との調和に配慮し、大きな法面や擁壁などを生じないように努める。 ○法面を必要とする場合は、緩やかな勾配とし、地域の風土に即した樹木・草花等による緑化に努める。 ○擁壁は、自然景観や周辺の景観に調和した形態・意匠、材料を工夫し、圧迫感の軽減と修景の工夫に努める。 ○敷地内の既存の樹林や樹木、湧水や水路等の水辺は極力保全し、活用に努める。 ○形質の変更・終了後は、土地の原状回復に努め、自然植生や周辺の樹木と調和した樹種により、敷地の復元緑化に努める。
鉱物の掘採又は土石の類の採取	○掘採等は必要最小限に抑え、周辺からできるだけ見えないよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地の緑化に努める。 ○採掘等の終了後は、自然植生や周辺の樹木と調和した樹種により、跡地の復元緑化に努める。
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積	○堆積規模は必要最小限に抑え、道路その他の公共の場からできるだけ離し、周囲から目立たない位置とする。 ○積み上げに際しては、整然と積み上げ、圧迫感のないよう高さを低く抑え、周辺の景観を損なわないよう努める。 ○敷地周辺は、植栽など周辺景観と調和した遮へい措置を講ずるよう努める。
木竹の伐採	○樹林の保全・育成を基本とし、周辺景観を損なわないよう、伐採は目的に応じて必要最小限とする。 ○良好な眺望場所の近傍では、眺望確保のため、適切な維持・管理に努める。 ○既存の高木及び樹姿の優れた樹木は、できるだけまともりを持たせて残すよう努める。特に、道路及び隣地と接する樹林は、残すように努める。 ○伐採した樹種及び周辺の植生を考慮し、代替措置（植栽等）の実施に努める。

(2)集落景観形成地域

①届出対象行為

本景観形成地域内において次の行為を行う場合は、行為に着手する日の30日前までに市に届出が必要となります。また、大規模な行為については、あらかじめ市と協議を行なう必要があります。

■届出の必要な行為

【集落景観形成地域】

行為の種類		届出の対象	
建築物	新築、増築、改築又は移転	高さ10m又は行為部分の延床面積の合計が250㎡を超えるもの（増改築については行為後の規模とする）	
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さ10m又は延床面積の合計が250㎡を超える建築物で、変更部分の面積の合計が10㎡を超えるもの	
工作物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	垣、柵、門、塀の類	高さ2mを超えるもの
		電柱、鉄塔、アンテナの類	高さ15mを超えるもの
		煙突、記念塔、高架水槽、彫像の類	高さ10mを超えるもの
		遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設の類	高さ10m又は築造面積250㎡を超えるもの
		太陽光発電施設（地上に設置するものに限る。）、風力発電施設、小水力発電施設その他これらに類するもの	高さ10mを超えるもの又は太陽光モジュール（パネル）の面積が10㎡を超えるもの、小水力発電施設で築造面積が10㎡を超えるもの
開発等の行為	土地の区画形質の変更	行為面積500㎡を超えるもの又は高さ2mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	
	鉱物の掘採又は土石の類の採取	行為面積500㎡を超えるもの又は高さ2mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	
	屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積	高さ2m又は面積300㎡を超えるもので、期間が90日を超えるもの	
	木竹の伐採	土地の用途変更を目的とした伐採面積300㎡を超えるもの	

■届出が不要な行為

届出を必要とする行為であっても、景観法第16条第7項に規定する行為と市が定める次の行為については、届出の必要はありません。

- 景観計画区域が指定された際に、既に工事に着手している行為
- 建築物や工作物で、外観の変更を伴わない行為
- 垣、さく、塀の類のうち、生け垣によるもの
- 屋外における物品等の集積又は貯蔵で、その用に供される土地の周辺の道路等から見通すことができない行為
- 山梨県文化財保護条例または都留市文化財保護条例に基づく許可または届出が必要な行為

②景観形成基準

■建築物

【集落景観形成地域】

項 目		景観形成基準																							
配 置		○山並みの稜線や優れた眺望景観を損なわないよう、配置に留意する。 ○集落地の家並みの連続性に配慮し、周辺建築物と調和する配置とする。 ○建築物は、道路境界線や隣地境界線からできるだけ後退する。 ○敷地内に景観的に良好な樹木、樹林や、湧水、水路等の水辺がある場合、これらに配慮した配置とする。																							
外 観	規 模	○建築物等の高さは 15m以下とする。 ○個々の建築物等の規模は極力コンパクトに抑え、農山村集落の趣と良好な眺望景観を妨げないように配慮する。 ○周辺の集落景観から著しく突出した印象を与えないよう、建築物と敷地のバランスに配慮する。																							
	形態・意匠	○外壁は、周辺の建築物との連続性に配慮し、周辺の集落景観と調和した形態・意匠となるよう工夫する。 ○屋根・頂部形状は、原則として勾配屋根とし、周辺の集落景観となじむよう努める。 ○屋外階段、ベランダなどは、建築物本体と調和するよう配慮する。 ○外壁又は屋上に設ける設備等は、露出しないようにし、建築物と一体的なデザインとするなど、突出感や乱雑な印象を与えないよう見え方に配慮する。 ○社寺、史跡等の歴史文化資源や良好な景観資源に近接する場合は、これらの景観を損ねないよう形態・意匠、色彩、材料など、周辺景観となじませるよう配慮する。																							
	色彩等	○外壁及び屋根は、低彩度で落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観や集落景観と調和した色調とする。 ○基調色、屋根色のマンセル値（色相、明度、彩度）は、表の通りとする。ただし、石材、木材等の自然素材、漆喰、煉瓦、金属、ガラス等の表面に着色していない素材の色彩を除く。 ○使用する色数をできるだけ抑える。 ○アクセントとなる色彩を使う場合は、基調色や周辺景観との調和を基本とし、使用面積を抑える。 <table><tr><th colspan="2">部位</th><th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr><tr><td rowspan="3">基調色</td><td rowspan="3">各立面の 2/3 以上</td><td>0.1R～4.9YR</td><td>3.0 以上 8.0 未満 8.0 以上</td><td>3.0 以下 1.0 以下</td></tr><tr><td>5.0YR～5.0Y</td><td>3.0 以上 8.0 未満 8.0 以上</td><td>5.0 以下 4.0 以下</td></tr><tr><td>その他</td><td>3.0 以上 8.0 未満 8.0 以上</td><td>1.5 以下 1.0 以下</td></tr><tr><td rowspan="2">屋根色</td><td rowspan="2">屋根</td><td>0.1R～5.0Y</td><td>6.0 以下</td><td>5.0 以下</td></tr><tr><td>その他</td><td>6.0 以下</td><td>3.0 以下</td></tr></table>	部位		色相	明度	彩度	基調色	各立面の 2/3 以上	0.1R～4.9YR	3.0 以上 8.0 未満 8.0 以上	3.0 以下 1.0 以下	5.0YR～5.0Y	3.0 以上 8.0 未満 8.0 以上	5.0 以下 4.0 以下	その他	3.0 以上 8.0 未満 8.0 以上	1.5 以下 1.0 以下	屋根色	屋根	0.1R～5.0Y	6.0 以下	5.0 以下	その他	6.0 以下
部位		色相	明度	彩度																					
基調色	各立面の 2/3 以上	0.1R～4.9YR	3.0 以上 8.0 未満 8.0 以上	3.0 以下 1.0 以下																					
		5.0YR～5.0Y	3.0 以上 8.0 未満 8.0 以上	5.0 以下 4.0 以下																					
		その他	3.0 以上 8.0 未満 8.0 以上	1.5 以下 1.0 以下																					
屋根色	屋根	0.1R～5.0Y	6.0 以下	5.0 以下																					
		その他	6.0 以下	3.0 以下																					
材 料		○外壁、屋根及び外構の材料は、自然景観や周辺景観と違和感を持つものは極力避ける。 ○光沢のある素材や鏡面等の反射光の強い素材は、用いないよう努める。																							

■建築物

【集落景観形成地域】

項 目	景観形成基準
屋外照明	○夜間照明を行う場合は、設置場所周辺の環境に留意し、過度な光量、過剰な電飾を抑え、光が不必要に散乱しないよう配慮する。 ○建物の外構で照明を行う場合は、周辺の住環境、生物の生息環境に留意する。 ○点滅式などの動きのある光源は、原則として避ける。
緑 化	○既存の樹木は、できるだけ保存もしくは移植し、修景に活かす。 ○敷地内の緑化に努める。特に、道路前面部の緑化（生け垣化など）に努めるとともに、適切な維持管理を実施する。 ○大規模な建築物は、周辺に与える威圧感や圧迫感などを和らげるよう、樹木の高さ及び配置などに配慮し、緑化に努める。 ○地域の特性にあった樹木の植栽に努める。
その他	○駐車場は、できるだけ出入口を限定し、外周部の緑化に努める。 ○自動販売機の類は、周辺景観になじむよう位置や色彩、デザインの工夫に努める。 ○ごみ置き場は、建築物等と調和させ目立たないようにするなど、景観的な配慮に努める。

■工作物

【集落景観形成地域】

項 目	景観形成基準
垣、柵、門、塀の類	○集落地の家なみの連続性に配慮し、周辺の自然景観や里山景観、農山村集落景観及び建築物本体と調和したものとする。 ○既存の石垣は、保全に努める。やむを得ず撤去する場合は、最小限に抑え、石垣の連続性が保たれるよう配慮する。 ○高さはできるだけ低い構造とし、生け垣、石材、木材等の自然素材を用いるよう努める。これによらない場合は、これに準じる工夫をする。 ○長大なものは分節化や植栽による修景等に努め、圧迫感等の軽減に配慮する。
電柱、鉄塔、アンテナの類	○設置の際は、山並みの稜線の分断、眺望景観や周辺の自然景観の妨げにならないよう配慮し、文化財等の重要な景観資源周辺への設置は極力避ける。また、敷地の許す範囲内で、幹線道路の境界線から5m以上後退し、下部を植栽などの遮へいで目立たないよう工夫する。 ○高さは30m以下とする。 ○形状・意匠は、できるだけシンプルなものとする。 ○色彩は、できるだけ目立たないよう眺望や周辺の景観に配慮した色調を用いる。 ○反射光の強い素材は、反射を抑える工夫をする。 ○電柱、電話柱の類は、できるだけ数を少なくし、共架に努める。 ○移動通信用鉄塔については、「都留市移動通信用鉄塔等設置基準」による。
煙突、記念塔、高架水槽、彫像の類	○周囲の山並みや稜線の連続性、自然景観、眺望景観、農山村景観を損なわないよう、高さや規模をできるだけ抑えるよう配置に留意する。
遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設の類	○工作物の高さは15m以下とする。 ○形態・意匠、色彩、屋外照明、緑化等は、建築物に準じて周辺の景観と調和したものとなるよう工夫する。
太陽光発電施設（地上に設置するものに限る。）、風力発電施設、小水力発電施設その他これらに類するもの	○小水力発電施設は、水辺への納まり方や騒音に留意した配置とし、規模や形態・意匠、色彩など周辺景観と調和したものとなるよう工夫する。 ○太陽光・風力発電施設は、眺望や周辺の景観を損なわないよう、できるだけ設置を控える。設置する場合は目立たない位置とし、周囲を緑化による遮へいや、目立たない模様・色彩、反射が少ない素材を用いるなど周辺景観に配慮する。 ○太陽光発電施設については、「都留市太陽光発電施設設置基準」による。

項 目	景観形成基準
土地の区画形質の変更	○自然の地形を活かし、土地の形質の変更は必要最小限に抑え、大きな法面や擁壁などを生じないように努める。 ○法面を必要とする場合は、緩やかな勾配とし、地域の風土に即した樹木・草花等による緑化に努め、周囲からの見え方に十分配慮する。 ○擁壁は、自然景観や周辺の景観に調和した形態・意匠、材料を工夫し、圧迫感の軽減と修景の工夫に努め、周囲からの見え方に十分配慮する。 ○敷地内の既存の樹林や樹木、湧水や水路等の水辺は極力保全し、活用に努める。 ○形質の変更・終了後は、土地の原状回復に努め、自然植生や周辺の樹木と調和した樹種により、敷地の復元緑化や、生物の生息環境に配慮した緑化に努める。
鉱物の掘採又は土石の類の採取	○掘採等は必要最小限に抑え、周辺からできるだけ見えないよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地の緑化に努める。 ○掘採等の終了後は、自然植生や周辺の樹木と調和した樹種により、跡地の復元緑化や、生物の生息環境に配慮した緑化に努める。
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積	○堆積規模は必要最小限に抑え、道路その他の公共の場からできるだけ離し、周囲から目立たない位置とする。 ○積み上げに際しては、整然と積み上げ、圧迫感のないよう高さを低く抑え、周辺の景観を損なわないよう努める。 ○敷地周辺は、植栽など周辺景観と調和した遮へい措置を講ずるよう努める。
木竹の伐採	○樹林の保全・育成を基本とし、周辺景観を損なわないよう、伐採は目的に応じて必要最小限とする。 ○良好な眺望場所の近傍では、眺望確保のため、適切な維持・管理に努める。 ○既存の高木及び樹姿の優れた樹木は、できるだけまともりを持たせて残すよう努める。特に、道路及び隣地と接する樹林は、残すように努める。 ○伐採した樹種及び周辺の植生を考慮し、代替措置（植栽等）の実施に努める。

(3) 森林景観形成地域

①届出対象行為

本景観形成地域内において次の行為を行う場合は、行為に着手する日の30日前までに市に届出が必要となります。また、大規模な行為については、あらかじめ市と協議を行なう必要があります。

■届出の必要な行為

【森林景観形成地域】

行為の種類		届出の対象	
建築物	新築、増築、改築又は移転	行為部分の延床面積の合計が10㎡を超えるもの (増改築については行為後の規模とする)	
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	変更部分の延床面積の合計が10㎡を超えるもの	
工作物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	垣、柵、門、塀の類	高さ1.5mを超えるもの
		電柱、鉄塔、アンテナの類	高さ15mを超えるもの
		煙突、記念塔、高架水槽、彫像の類	高さ5mを超えるもの
		遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設の類	高さ5m又は築造面積10㎡を超えるもの
		太陽光発電施設(地上に設置するものに限る。)、風力発電施設、小水力発電施設その他これらに類するもの	高さ5mを超えるもの又は太陽光モジュール(パネル)の面積が10㎡を超えるもの、小水力発電施設で築造面積が10㎡を超えるもの
開発等の行為	土地の区画形質の変更	行為面積300㎡を超えるもの又は高さ1.5mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	
	鉱物の掘採又は土石の類の採取	行為面積300㎡を超えるもの又は高さ1.5mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	
	屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積	高さ1.5m又は面積100㎡を超えるもので、期間が90日を超えるもの	
	木竹の伐採	土地の用途変更を目的とした高さ10mを超えるもの又は伐採面積300㎡を超えるもの	

■届出が不要な行為

届出を必要とする行為であっても、景観法第16条第7項に規定する行為と市が定める次の行為については、届出の必要はありません。

- 景観計画区域が指定された際に、既に工事に着手している行為
- 建築物や工作物で、外観の変更を伴わない行為
- 垣、さく、塀の類のうち、生け垣によるもの
- 屋外における物品等の集積又は貯蔵で、その用に供される土地の周辺の道路等から見通すことができない行為
- 山梨県文化財保護条例または都留市文化財保護条例に基づく許可または届出が必要な行為

②景観形成基準

■建築物

【森林景観形成地域】

建築

項 目		景観形成基準																							
配 置		○周囲から目立たないよう、稜線や斜面上部への配置は極力避ける。また、山稜の近傍にある場合は、稜線を乱さないよう配置に留意する。 ○自然地形を活かし、土地の改変を避けるとともに、稜線の分断や山並みの眺望を損なわないよう、周囲の自然景観と調和する配置に留意する。 ○建築物は、道路境界線や隣地境界線からは、できるだけ後退すること。 ○敷地内に景観的に良好な樹木や樹林、湧水、水路等の水辺がある場合、良好な眺望が得られる場合には、これらに配慮した配置とする。																							
外 観	規 模	○建築物等の高さは13m以下とし、かつ周辺の樹林の高さを超えないようにする。 ○周辺の自然景観から著しく突出した印象を与えないよう、規模は極力抑え、建築物等と敷地のバランスに配慮する。																							
	形態・意匠	○外壁は、森林などの周辺の自然景観と調和した形態・意匠に配慮する。 ○屋根・頂部形状は、原則として勾配屋根とする。また、森林など周辺の自然景観を損なわないようデザインを工夫する。 ○屋外階段、ベランダなどは、建築物本体と調和するよう配慮する。 ○外壁又は屋上に設ける設備等は、露出しないようにし、建築物と一体的なデザインとするなど、突出感や乱雑な印象を与えないよう見え方に配慮する。 ○社寺、史跡等の歴史文化資源や良好な景観資源に近接する場合は、これらと調和するよう形態・意匠、色彩、材料を工夫し、周辺景観となじませるよう配慮する。																							
	色彩等	○外壁及び屋根は、低彩度で落ち着いた色彩を基調とし、森林や里山の緑を引き立て、周辺の自然景観と調和した色調とする。 ○基調色、屋根色のマンセル値（色相、明度、彩度）は、表の通りとする。ただし、石材、木材等の自然素材、漆喰、煉瓦、金属、ガラス等の表面に着色していない素材の色彩を除く。 ○使用する色数をできるだけ抑える。 ○アクセントとなる色彩を使う場合は、基調色や周辺景観との調和を基本とし、使用面積を抑える。 <table><tr><th colspan="2">部位</th><th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr><tr><td rowspan="3">基調色</td><td rowspan="3">各立面の2/3以上</td><td>0.1R～4.9YR</td><td>3.0以上8.0未満 8.0以上</td><td>3.0以下 1.0以下</td></tr><tr><td>5.0YR～5.0Y</td><td>3.0以上8.0未満 8.0以上</td><td>5.0以下 4.0以下</td></tr><tr><td>その他</td><td>3.0以上8.0未満 8.0以上</td><td>1.5以下 1.0以下</td></tr><tr><td rowspan="2">屋根色</td><td rowspan="2">屋根</td><td>0.1R～5.0Y</td><td>6.0以下</td><td>5.0以下</td></tr><tr><td>その他</td><td>6.0以下</td><td>3.0以下</td></tr></table>	部位		色相	明度	彩度	基調色	各立面の2/3以上	0.1R～4.9YR	3.0以上8.0未満 8.0以上	3.0以下 1.0以下	5.0YR～5.0Y	3.0以上8.0未満 8.0以上	5.0以下 4.0以下	その他	3.0以上8.0未満 8.0以上	1.5以下 1.0以下	屋根色	屋根	0.1R～5.0Y	6.0以下	5.0以下	その他	6.0以下
部位		色相	明度	彩度																					
基調色	各立面の2/3以上	0.1R～4.9YR	3.0以上8.0未満 8.0以上	3.0以下 1.0以下																					
		5.0YR～5.0Y	3.0以上8.0未満 8.0以上	5.0以下 4.0以下																					
		その他	3.0以上8.0未満 8.0以上	1.5以下 1.0以下																					
屋根色	屋根	0.1R～5.0Y	6.0以下	5.0以下																					
		その他	6.0以下	3.0以下																					
材 料		○外壁、屋根及び外構の材料は、自然景観や周辺景観と違和感を持つものは極力避ける。 ○光沢のある素材や鏡面等の反射光の強い素材は、用いないよう努める。																							

■建築物

【森林景観形成地域】

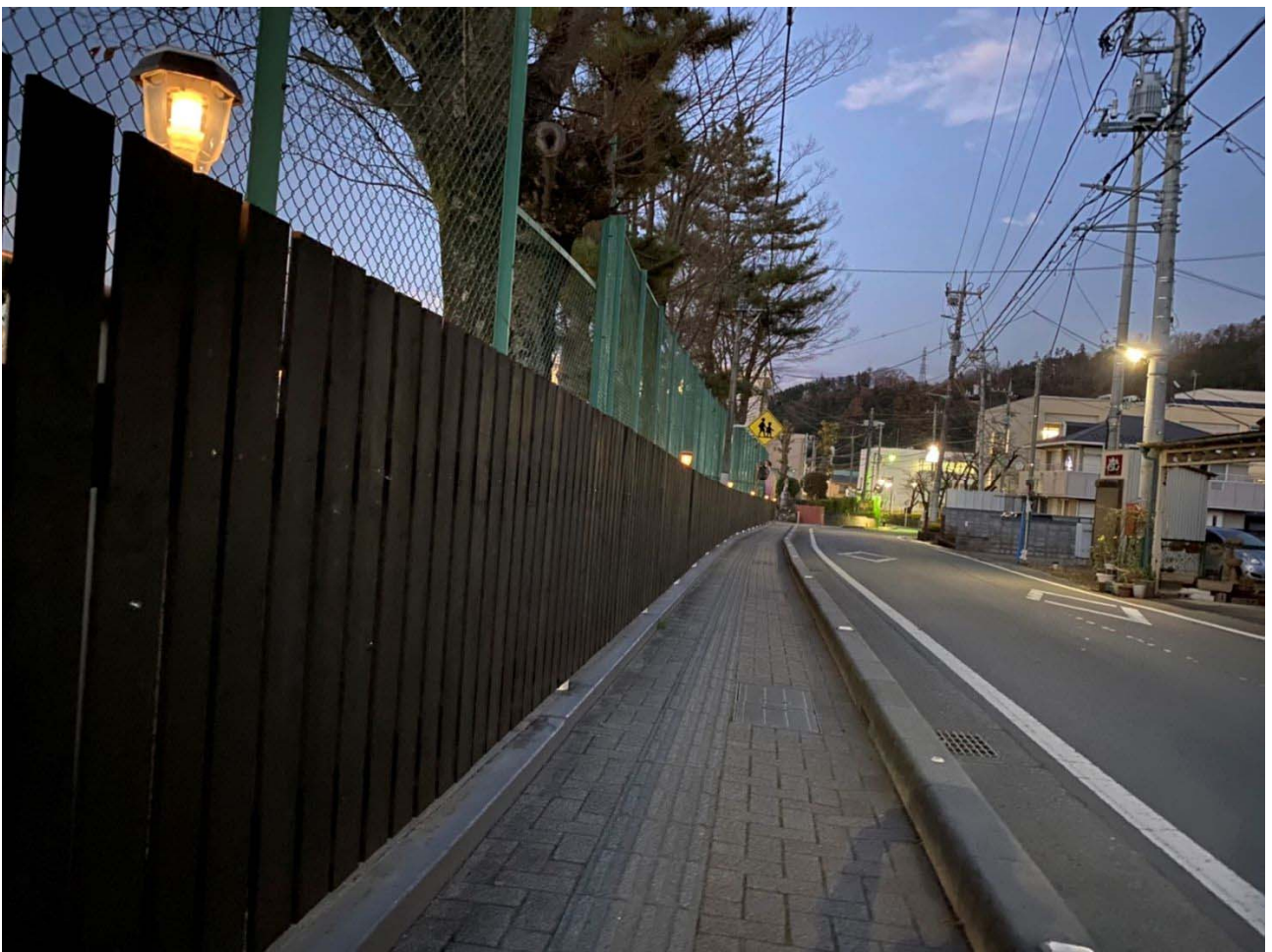
項 目	景観形成基準
屋外照明	○夜間照明を行う場合は、設置場所周辺の環境に留意し、過度な光量、過剰な電飾を避け、光が不必要に散乱しないよう配慮する。 ○建物の外構で照明を行う場合は、周辺の自然環境、生物の生息環境に留意する。 ○点滅式などの動きのある光源は、原則として避ける。
緑 化	○既存の樹木は、できるだけ保存もしくは移植し、修景に活かす。 ○敷地内は緑化に努める。特に、道路前面部の緑化（生け垣化など）に努めるとともに、適切な維持管理を実施する。 ○規模の大きい建築物等は、周辺に与える威圧感や圧迫感などを和らげるよう、樹木の高さ及び配置などに配慮し、緑化に努める。 ○地域の特性にあった樹木の植栽に努める。
その他	○駐車場は、できるだけ出入口を限定し、外周部の緑化に努める。 ○自動販売機の類は、できるだけ設置を控える。設置する場合は、周辺の自然景観を損なわないよう位置や色彩、デザインの工夫に努める。 ○ごみ置き場は、建築物等と調和させ目立たないようにするなど、景観的な配慮に努める。

■工作物

【森林景観形成地域】

項 目	景観形成基準
垣、柵、門、塀の類	○周辺の森林景観や自然景観及び建築物本体と調和したものとする。 ○既存の石垣は、保全に努める。やむを得ず撤去する場合は、最小限に抑え、石垣の連続性が保たれるよう配慮する。 ○高さはできるだけ低い構造とし、生け垣、石材、木材等の自然素材を用いるよう努める。これによらない場合は、これに準じる工夫をする。 ○長大なものは分節化や植栽による修景等に努め、圧迫感等の軽減に配慮する。
電柱、鉄塔、アンテナの類	○設置の際は、山並みの稜線の分断、眺望景観や周辺の自然景観の妨げにならないよう配慮し、文化財等の重要な景観資源周辺への設置は極力避ける。また、敷地の許す範囲内で、幹線道路の境界線から5m以上後退し、下部を植栽などの遮へいで目立たないよう工夫する。 ○山岳等においては、自然な稜線を乱さないよう、位置及び高さに配慮する。 ○高さは30m以下とする。 ○形状・意匠は、できるだけシンプルなものとする。 ○色彩は、できるだけ目立たないよう眺望や周辺の景観に配慮した色調を用いる。 ○反射光の強い素材は、反射を抑える工夫をする。 ○電柱、電話柱の類は、できるだけ数を少なくし、共架に努める。 ○移動通信用鉄塔については、「都留市移動通信用鉄塔等設置基準」による。
煙突、記念塔、高架水槽、彫像の類	○周囲の山並みや稜線の連続性、自然景観、森林景観、眺望景観を損なわないよう、高さや規模をできるだけ抑えるよう配置に配慮する。
遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設の類	○工作物の高さは13m以下とする。 ○形態・意匠、色彩、屋外照明、緑化等は、建築物に準じて周辺の景観と調和したものとなるよう工夫する。
太陽光発電施設（地上に設置するものに限る。）、風力発電施設、小水力発電施設その他これらに類するもの	○小水力発電施設は、水辺への納まり方や騒音に留意した配置とし、規模や形態・意匠、色彩など森林景観や自然景観と調和したものとなるよう工夫する。 ○太陽光・風力発電施設は、眺望や周辺の景観を損なわないよう、できるだけ設置を控える。設置する場合は、重要な視点場から望見できないよう目立たない位置とし、周囲を緑化による遮へいや、目立たない模様・色彩、反射が少ない素材を用いるなど周辺景観に配慮する。 ○太陽光発電施設については、「都留市太陽光発電施設設置基準」による。

項 目	景観形成基準
土地の区画形質の変更	○自然の地形を活かし、土地の形質の変更は必要最小限に抑え、大きな法面や擁壁などを生じないように努める。 ○法面を必要とする場合は、緩やかな勾配とし、地域の風土に即した樹木・草花等による緑化に努め、周囲からの見え方に十分配慮する。 ○擁壁は、自然景観や周辺の景観に調和した形態・意匠、材料を工夫し、圧迫感の軽減と修景の工夫に努め、周囲からの見え方に十分配慮する。 ○敷地内の既存の樹林や樹木、湧水や水路等の水辺は極力保全し、活用に努める。 ○形質の変更・終了後は、土地の原状回復に努め、自然植生や周辺の樹木と調和した樹種により、敷地の復元緑化や、生物の生息環境に配慮した緑化に努める。
鉱物の掘採又は土石の類の採取	○掘採等は必要最小限に抑え、周辺からできるだけ見えないよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地の緑化に努める。 ○採掘等の終了後は、自然植生や周辺の樹木と調和した樹種により、跡地の復元緑化や、生物の生息環境に配慮した緑化に努める。
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積	○堆積規模は必要最小限に抑え、道路その他の公共の場からできるだけ離し、周囲から目立たない位置とする。 ○積み上げに際しては、整然と積み上げ、威圧感のないよう高さを低く抑え、周辺の景観を損なわないよう努める。 ○敷地周辺は、植栽など周辺景観と調和した遮へい措置を講ずるよう努める。
木竹の伐採	○森林の伐採は原則として抑制する。やむを得ず伐採する場合は、良好な森林景観を損なわないよう、伐採は目的に応じて必要最小限とする。 ○良好な眺望場所の近傍では、眺望確保のため、適切な維持・管理に努める。 ○既存の高木及び樹姿の優れた樹木は、まとまりを持たせて残すよう努める。特に、道路及び隣地と接する樹林は、残すように努める。 ○伐採した樹種及び周辺の植生を考慮し、代替措置（植栽等）の実施に努める。



・市役所前で実施した黒塀プロジェクト

第4章

景観資源等の質的向上に向けて



第4章 景観資源等の質的向上に向けて

■基本的な考え方

個性と魅力ある景観形成の推進に向け、第3章で掲げた建築物等の行為の制限に加えて、景観形成上重要な役割を果たしている景観資源等について、景観的な質の向上と景観まちづくりへの活用を図るため、次の事項を定めます。

■景観資源等の質的向上に向けて定める事項

景観法で定める事項

建築物・樹木

(1) 景観重要建築物・景観重要樹木に関する事項（法第8条第2項第3号関係）

▶ 景観上重要な役割を果たしている建築物や樹木を指定し、積極的な保全と景観の質的な向上を図る。

公共施設

(2) 景観重要公共施設に関する事項（法第8条第2項第4号ロ関係）

▶ 景観上重要な役割を果たしている道路、河川、公園などの公共施設を指定し、景観に配慮した施設整備を推進する。

屋外広告物等

(3) 屋外広告物の表示・設置等に関する事項（法第8条第2項第4号イ関係）

▶ 屋外広告物等の表示・設置等に関して一定の事項を定め、まちなみ景観の質的な向上を図る。

農の景観

(4) 農の景観の保全・活用に関する事項（法55条関係）

▶ 景観に配慮した農業施策の方向を定め、特色ある農の景観の維持・保全と質的な向上を図る。

都留市で定める事項

(1) 歴史的景観の保全・活用に関する事項

▶ 城下町の歴史文化を継承する歴史資産の保全と、各種まちづくり施策と連動した活用に取り組み、本市の顔となる歴史的景観の質的な向上を図る。

(2) 文化的景観の保全・活用に関する事項

▶ 富士湧水の里の景観や郷土の集落景観など、人々の永い営みにより創り上げられた文化的景観の維持・保全と質的な向上を図る。

(3) 眺望景観の保全・活用に関する事項

▶ 眺望の保全・活用、良好な眺望場所の指定、眺望場所の整備などに関する事項を定め、優れた眺望景観の保全と質的な向上を図る。

(4) その他の効果的な取り組み

▶ 都市計画法や文化財保護法等の法令などを活用し、景観の質的な向上を図る。

1. 景観法で定める事項

(1) 景観重要建造物・景観重要樹木に関する事項

【景観重要建造物・景観重要樹木の指定に関する事項(法第8条第2項第3号関係)】

① 基本的事項

景観的に特色のある建造物や樹木は、地域景観を特徴づける重要な景観資源であり、資源の保全とともに、景観まちづくりに積極的に活用します。

このため、市内の建造物及び樹木（樹林地は除く）のうち、景観形成上重要な役割を果たしているものを「景観重要建造物」及び「景観重要樹木」に指定^{*}し、それらの保存と周辺を含めた魅力ある景観形成を促進します。

なお、指定に際しては、土地・建物の所有者等や「都留市都市計画審議会」の意見を聴き、定めていくものとします。

② 指定に関する事項

景観重要建造物（建築物、工作物）

建築物や工作物のうち、地域の景観形成に大きく寄与し、道路などの公共の場所から容易に視認することができる建造物を、次の基準に基づき「景観重要建造物」として指定し、積極的に保全・活用を図ります。また、市内の近代土木遺産等についても、順次、指定に向けた取り組みを行っていきます。

■ 指定基準

- 地域固有の歴史・文化的な特色や価値を持ち、保全・継承していく必要性の高い建造物
- 優れたデザインを有し、市や地域のランドマーク、シンボルとなっている建造物
- 多くの市民や観光客等に愛され、親しまれている建造物
- 地域の景観形成に取り組むうえで手本となるような建造物

■ 景観重要建造物（候補例）

尾県郷土資料館、商家資料館 など

景観重要樹木

市内には、文化財や天然記念物の指定以外に、地域景観を特徴づけ、住民に大切に守られている樹木が分布しています。これら大木・古木・名木などのうち、地域の景観形成に大きく寄与し、道路などの公共の場所から容易に視認することができる樹木を、次の基準に基づき「景観重要樹木」として指定し、積極的に保全・活用を図ります。

■ 指定基準

- 固有の気候風土に根ざした特徴や学術上の価値を有する樹木
- 樹容（樹高、樹形など）が景観上優れており、地域のシンボル、ランドマークとなっている樹木
- 風景の一部として主要な場に位置し、地域の景観形成上重要な役割を果たしている樹木
- 多くの市民や観光客などに愛され、親しまれている樹木、地域住民に大切に守られている樹木

注) * 「景観重要建造物」及び「景観重要樹木」の指定基準は、歴史的・文化的価値だけでなく、景観形成上の役割からも判断しており、新たなものであっても、地域の景観形成上重要な役割を果たしていれば指定の対象となります。但し、文化財保護法により、国宝、重要文化財、史跡、名勝、天然記念物として指定されたものについては、同法に基づき保護・保存を図るものとし、ここでは指定の対象からは除外します。今後、上記を指定されると、所有者及び管理者には、管理義務が生じ、その現状を変更する行為については市長の許可が必要となりますが、一方、相続税が減免されるなどの優遇措置も受けられます。

(2) 景観重要公共施設に関する事項

【景観重要公共施設の整備及び良好な景観形成に関する事項(法第8条第2項第4号ロ関係)】

① 基本的事項

道路や河川、公園などの公共施設は、地域景観を構成する重要な要素であり、周辺の自然景観やまちなみ景観と調和した施設デザインや管理を行うことが求められます。

このため、本市の景観形成上重要な公共施設については、「景観重要公共施設」に指定し、今後、施設管理者等との調整や地域のまちづくりと連携し、先導的に景観に配慮した整備を推進します。

② 指定に関する事項

景観重要公共施設については、次の基準に基づき指定します。指定に際しては、景観条例の施行後、公共施設管理者との協議による同意を得るとともに、「都留市都市計画審議会」の意見を聴き、順次指定に向けた取り組みを行っていきます。

■ 指定基準

- 良好な景観を有し、本市の自然骨格、シンボルとなっている河川等
- まちなみや歴史文化、観光・交流の軸となる景観の骨格を形成する道路
- 優れた眺望景観を有する公共施設(道路、河川、公園など)
- 多くの市民、観光客等に親しまれ、地域の顔となる景観を有する公園等の公共施設
- 特徴的な景観を有する土木構造物(橋梁や堰堤、水路など)
- 整備・改修等により、効果的な景観まちづくりや周辺景観に及ぼす影響が大きいと想定される公共施設

注) * 公共建築や鉄道駅等の公共的な建造物は、景観重要公共施設ではなく景観重要建造物として指定します。

■ 景観重要公共施設 (候補例)

区 分		施設の候補例
景観重要河川		桂川、鹿留川、柄杓流川、家中川、寺川 など
景観重要道路	まちなみや観光・交流景観の軸となっている道路	国道 139 号、都留バイパス、県道高畑谷村停車場線、県道四日市場上野原線、県道戸沢谷村線、県道都留道志線、県道大野夏狩線、市道都留文科大学前通り線 など
	歴史的まちなみなど沿道景観との調和が求められる道路	富士みち(国道 139 号)、寺町通り、市道谷村東側通り線、市道寺前深田線 など
	今後景観の配慮が必要な道路・構造物	国道 139 号、都留バイパス、各駅周辺の主要アクセス道路、都留 IC 周辺 など
景観重要公園*		楽山公園、楽山風致公園、総合運動公園、田原の滝公園 など

注) * 景観重要公園の指定は、都市公園法による都市公園が対象となります。

③整備に関する事項

指定された景観重要公共施設については、公共施設管理者と協議を図り、次の考え方及び「山梨県公共事業における景観ガイドライン」に基づき、景観に配慮した施設整備に努めます。

今後は、本計画の策定と併せ、行政が率先し景観に配慮した施設整備を推進するため、市独自の「公共施設デザインガイドライン」や「サイン整備計画」などの策定を目指します。

■景観重要公共施設の整備方針(案)

区 分	整備方針(案)
景観重要河川	● 環境や景観に配慮した河川構造物の整備（護岸、水制工、河川占用物など） ● 地域特性を考慮した緑の連続性の創出、河川の環境美化、維持管理 ● 眺望スポット、親水空間の確保 ● 河川の水質や動植物の生息環境の維持・保全 ● 景観に配慮した公共サインの設置 ● 水質汚染、ごみの不法投棄など景観阻害要因の改善
景観重要道路	● 良好な自然景観、眺望景観、まちなみ景観などに配慮した道路の整備（歩行空間、交通安全施設、舗装、街灯、擁壁・法面、排水施設等の構造物など） ● 地域特性を考慮した緑の連続性の創出、道路の環境美化、維持管理 ● 景観に配慮した統一感のある公共サインや標識の設置 ● 補修・改修時の景観阻害要因の改善
景観重要公園	● 良好な眺望を活かした公園の整備 ● 地域特性を考慮した特色ある施設整備や緑化、環境美化、維持管理 ● 周辺との景観的な調和と統一感のある公園施設やサインの整備

(3)屋外広告物の表示・設置等に関する事項

【屋外広告物の表示・設置等の制限に関する事項(法第8条第2項第4号イ関係)】

①基本的事項

屋外広告物は、市民や来訪者に多くの情報を提供するだけでなく、その形態意匠や設置位置などがまちなみや地域景観に与える影響が大きいことから、良好な景観形成に向けた適正な規制・誘導が求められます。

現在、本市では、屋外広告物の表示または掲出物件の設置に関する行為については、「山梨県屋外広告物条例」に基づき一定の規制（許可申請）が行われています。

当面は、県条例の周知と適切な運用により、屋外広告物等の規制・誘導を図りますが、将来的には、本計画及び屋外広告物法に基づく、市独自の「屋外広告物条例」の制定を進め、これに基づく、本市の実情に即したよりきめの細かい規制・誘導をめざします。

②屋外広告物の表示・設置等の制限に関する事項

今後、本市独自の規制・誘導に向け、景観まちづくりの観点から、屋外広告物の表示または掲出物件の設置に関する基本的な考え方を次のとおり定めます。

■基本的な考え方

- 屋外広告物等の表示または掲出物件の設置に際しては、良好な景観の維持・保全を図る必要性の高いところや、衆目に触れることの多い場所周辺においては、著しく周辺景観になじまないもの、突出し目立つものとならないよう、周辺景観に十分配慮します。

■屋外広告物設置基準の考え方

項 目	設置基準の考え方
位置・形状・規模・意匠	●景観重要公共施設や景観重要建築物、景観重要樹木、良好な眺望場所の周辺など、景観の維持保全を図る必要性が高いところでは、当該施設が象徴する地域イメージを損ねないように、掲出位置に配慮する。 ●必要最小限の大きさ、設置個数にとどめるとともに、道路等の快適な見通しの確保、良好な自然景観や里山集落景観との調和に配慮する。 ●主要な幹線道路沿いに、幟や旗などの一時的な広告やサインを連続的に設置しない。やむを得ず設置する場合は、必要最小限の設置個数にとどめる。 ●広告看板の文字は、不必要に大きなものは使用しない。 ●幹線道路や IC、主要幹線道路交差点付近に設置する看板類は、コンパクトに集約化し、大きさや向きを揃えるなどまとまり感や整序感に配慮する。 ●放置された老朽看板は、撤去に努める。
色 彩	●基調となる色は、周辺の景観に配慮した色彩を用い、けばけばしくならないよう努める。 ●安全上の理由など、やむを得ない場合を除き、蛍光色や反射材の類は使用しない。
素 材	●周辺の良好な景観と調和する素材の使用や表面処理に努める。 ●耐久性に優れ、維持管理が容易な素材を用いるよう努める。
照 明	●照明機器は、必要最小限とするよう努める。 ●照明機器を設置する場合は、使用する光の色や方向、量などに十分留意し、周辺の良好な景観との調和を乱さないようにする。 ●ネオン管など光源が露出した素材は使用しない。

(4) 農の景観の保全・活用に関する事項

【景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項(法第 55 条関係)】

① 基本的事項

十日市場・夏狩湧水群をはじめとした特色ある農の景観や、山間・山麓地域に分布する農と里山の景観は、地域の営みの中で育まれ、風土や固有の文化を象徴するふるさとの原風景となる大切な景観といえます。

一方、農山村地域の過疎化、農地や農業従事者の減少、遊休農地の増加などが進行し、農業の活力の低下とともに、農村集落の維持や農の景観の魅力が失われつつあることが懸念されています。

本市では、「田園マスタープラン」や「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金に関わる活性化計画」などを策定し、農業の活性化に取り組んできました。

今後も、良好な農村里山の景観を維持・保全し、地域農業の活性化を図るため、「都留市農業振興地域整備計画」や「水田フル活用ビジョン」等との整合を図りつつ、次に示すような「景観農業振興地域整備計画」の調査・研究等を行います。



・十日市場・夏狩周辺の水掛菜の農の風景

■「景観農業振興地域整備計画」の概要

「景観農業振興地域整備計画」とは、美しい田園景観や農山村景観の保全・創出と景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するため、一定の区域を対象に、地域の特徴ある景観に配慮した土地利用のあり方や、農用地・農業用施設などの整備・保全の方向、具体的な事業・活動について定めるものです。

農振法に基づく「農業振興地域整備計画」とは別の計画として、市町村が作成することができるものとしており、計画策定にあたっては、「農業振興地域整備計画」や「中山間地域総合整備事業」等との整合を図る必要があります。

<計画づくりの動機>

- 湧水に育まれた固有の農の景観を守りたい
- 山間部の里山や農村景観を守りたい
- 遊休農地や耕作放棄地を解消したい
- 農山村交流を活性化させたい
- 景観に配慮したほ場整備や農道整備をしたい など

「景観農業振興地域整備計画」の策定

<計画に定める事項>

- 景観農業振興地域整備計画の区域
- 景観と調和のとれた農業上の土地利用に関する事項
- 農用地の保全・農業用施設の整備に関する事項

計画に基づく取り組みの推進

②計画で定める事項

景観農業振興地域の区域

計画の対象区域は、農業振興地域内のうち、農村景観の保全・創出、良好な営農条件を確保するために、景観的な施策を講ずることが望まれる次のような区域について定めます。

■区域の設定基準

- 良好な農の景観を形成している一団の農地で、今後とも保全・継承が求められる区域
- 農地と里山、集落地が一体となって特徴的な景観を形成している農山村地域
- グリーンツーリズムや体験農園など、農を通じて都市住民との交流の推進を図る地域
- 農の景観と調和する農業生産基盤整備の推進を図る地域
- 遊休農地が増加し、その利活用が求められる地域 など

景観と調和した農地の利用に関する事項

景観農業振興整備計画区域内の農用地、農業用施設等について、景観を維持した農地の維持管理や遊休農地の有効活用、景観作物の共同栽培など、地域景観に配慮した農地の利用のあり方について定めます。

農業生産基盤の整備、開発、保全に関する事項

農業生産基盤の整備、開発、保全に際して、景観形成上留意すべき次の事項を具体的に定めます。

■計画に定めるべき事項

- 農業生産基盤の整備及び開発に関する事項（農振法第 8 条第 2 項第 2 号）
 - ・ 景観に配慮した農道や用水路の整備、景観上必要な整備に関する事項や基準など
- 農用地等の保全に関する事項（農振法第 8 条第 2 項第 2 号の 2）
 - ・ 遊休農地に対する基盤整備や有効活用に関する事項など
- 農業の近代化のための施設の整備に関する事項（農振法第 8 条第 2 項第 4 号）
 - ・ 農業近代化施設に対する配置、形態、色彩、その他意匠に関する基準など

2. 都留市で定める事項

本市では、固有の景観資源の質的向上を図るため、前述の景観法で定める事項のほかに、次の事項を定め、景観資源等の保全と質的な向上及び景観まちづくりへの活用を図ります。

なお、これらの事項を定める際は、「都留市都市計画審議会」の意見を聴くものとします。

(1) 歴史的景観の保全・活用に関する事項

① 基本的な考え方

本市は、郡内唯一の城下町として、城山の城跡や城下町の町割り、野面積みの石垣、水路、社寺の集積などの景観資源を見ることができます。また、国道 139 号は「富士道（ふじみち）」といわれる信仰の道であり、本市には、古くから政治・経済の中心として周辺都市を結んできた多くの古道・旧道が残されています。

一方、由緒ある歴史的遺構やまちなみは、谷村大火により殆ど消失してしまい、明確な形で残されているものは少なくなっていますが、歴史的風土の継承は市民の心の拠り所ともなっています。

これらの城下町の歴史的景観は、後世に受け継ぐ本市の大切な歴史資産として、資源の保全と歴史的付加価値の創出に向けた取り組みを推進します。

② 取り組みの方向性

歴史的景観保全の指針の検討

本市の歴史的景観を守り・育むため、歴史的景観保全のための指針の作成を進め、この指針で示す基本的な考え方を踏まえ、地域のまちづくりと連携した、歴史的景観の保全と活用を図っていきます。

■ 歴史的景観保全の指針で定める事項(案)

- 歴史的景観保全に向けた基本方針
- 対象地域の選定(景観形成重点地区との連携)
- 歴史的景観保全の指針
- 歴史的景観への配慮を要する事項
- 歴史的景観保全条例について など

■ 対象となる歴史的景観(例)

- 城下町の歴史的景観資源（谷村地区の城下町の町割り、谷村城跡、史跡・文化財、歴史的建造物、小径、寺町と鎮守の森、野面積みの石垣、水路、烽火台の遺構、八朔祭り・お茶壺道中等の祭事・伝統行事など）
- 城山周辺（勝山城跡、石垣・土塁、堀、斜面樹林と里山、桜や桂川の景観、眺望など）
- 眺望景観（城下町と国道 139 号の延長線上に遠望する富士の眺望、城山からの富士と城下町の俯瞰、その他良好な眺望）
- 信仰の道と街道文化（富士道、その他古道・旧道、富士講参詣と庶民信仰、塚・祠、道祖神、甲斐絹等の伝統産業など）
- 自然景観・里山景観（市街地後背の里山・樹林、鎮守の森、屋敷林、小川、水路など）

歴史文化景観軸の形成

■良好な沿道まちなみ景観の誘導

富士道（国道 139 号）は、安全な歩行空間の確保や沿道まちなみ景観の整序が課題となっています。また、谷村地区中心商店街のにぎわい・魅力あるまちなみ景観の創出など、本市の顔となる骨格的な景観軸の改善及び修景整備を図ることが必要です。

そのため、「景観形成重点地区」の指定、助成制度などについて検討し、適切な規制・誘導方策の導入や支援を進めていきます。

■公共空間の景観整備とルートづくり

富士道（国道 139 号）及び寺町通りに連担する公共空間については、歴史文化景観軸にふさわしい高質な空間を形成する必要があります。そのため、前述した景観重要公共施設の指定等により、景観形成を推進します。

また、歴史的風土を楽しみながら歩き・回遊する小径づくりやフットパス、駅等からのアクセスルートの整備を進め、城下町や信仰の道の歴史文化を辿る景観軸の魅力の向上に努めます。

■市民・事業者・行政の協働による体制づくり

谷村地区では、これまでウォーキングトレイル事業により、まちなみの修景や歩行空間の整備を推進してきました。中心市街地においては、地域住民とともに商店街活性化や空き家対策、安全な歩行空間の確保等の検討を進めてきていますが、今後もそれらを継続するとともに、景観まちづくりの視点から、市民・事業者・行政が、景観まちづくりについて連携し、協働する体制づくりに取り組んでいきます。

地域活動や観光・交流施策と連携した歴史的景観の形成

本計画の策定に際しては、計画立案の初期の段階から「景観まちづくり市民懇談会」を立ち上げ、検討を進めてきました。また、谷村地区では、谷村地域協働のまちづくり推進会による「谷村八景」づくりや、つる城下町テイスト再生プロジェクト研究会の活動、城下町体感ツアーやまち歩きなど、地域住民が主体となった様々な取り組みが進められています。八朔祭り等の祭事は、市民や多くの観光客が一体となって、地域の魅力に触れ、郷土の歴史文化を体感する一大風物詩となっています。

景観形成は、このような活動と連携を図りながら取り組みを進めることが重要であり、効果的です。そのため、このような活動を継続し、市民意識の醸成を図りつつ景観形成の実績を積み重ね、景観のルールづくりや地域振興にも寄与する取り組みを推進していきます。

■地域活動や観光・交流施策と連携した歴史的景観の形成

- 景観形成重点地区の指定、景観形成基準に基づく行為の制限等による景観まちづくりの推進
- 富士の麓の小さな城下町事業の充実、まちなみ修景ガイドラインの策定とまちなみ修景事業の実施
- 風致地区、緑地保全地域制度等を活用した城山周辺の樹林・里山の維持・保全、歴史公園化の検討
- 国の補助金等の活用による郷土景観の維持・保全
- 城下町のまちなみ景観形成に向けた景観協定締結への取り組み
- 統一した屋号サイン等による街道景観の創出、水路・湧水・鎮守の森と寺町通りの一体的な修景整備
- 空き家・古民家等の有効活用（ゲストハウス、民泊、縁側カフェ、交流スペース等）
- 駅の顔づくりと駅からハイキング・フットパスの充実、駐車場の確保、休憩スポット・トイレの整備
- ミュージアム都留など文化交流施設を活用した意識啓発、郷土教育や情報交流の充実
- 人材交流とおもてなしの体制づくり（地域活動と大学等との連携強化、参加型祭りの充実、地域の祭事・伝統行事や食文化等を活用したツーリズム、ツアーやウォークラリー、インバウンド観光等の交流機会の充実、城下町・寺町巡りフットパスの充実、効果的な情報発信）
- 歴史的景観ガイドブックの作成、歴史散歩マップの作成、ボランティアガイドの育成 など

(2) 文化的景観の保全・活用に関する事項

① 基本的な考え方

自然との関わりが深い地域の人々の生活や生業の景観、歴史と風土に根ざした地域独自の暮らしの景観は、その土地の文化を理解する上でとても重要なものです。文化財保護法では、こうした景観を受け継ぐ土地を「文化的景観」として、文化財の一つに位置付けています。

制度の趣旨から、本市では、次のような景観が文化財保護法第2条第1項第5号に掲げる「文化的景観」の候補として挙げることができます。

■ 都留市文化的景観の候補地

■ 十日市場・夏狩湧水群周辺の「名水の里」と農村集落景観

十日市場・夏狩湧水群一帯は、平成の名水百選に選定された「名水の里」であり、溶岩造形の特徴的な地形と富士の湧水・水源地、特産物である水掛菜やわさびの栽培風景、さらには寛永時代から続く「定式」による用水路等の保全活動は、固有の風土と先人たちの営みが融合し培ってきた本市が誇る文化的景観といえます。

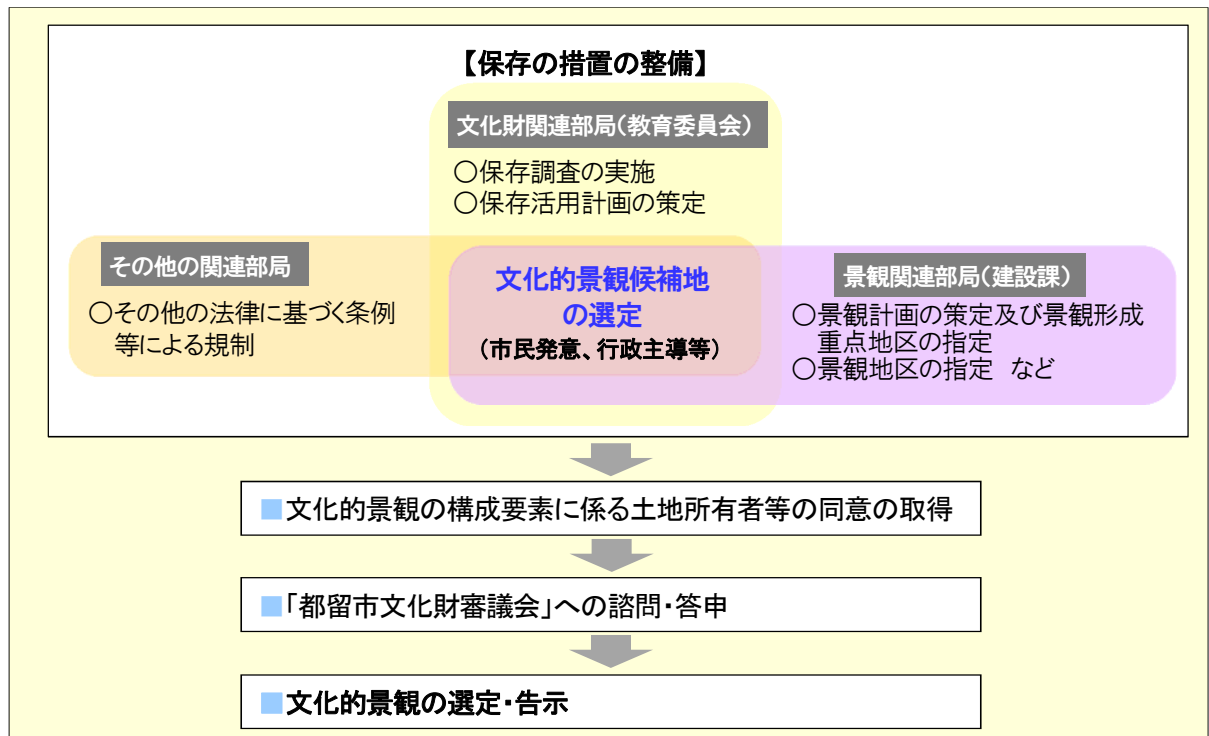
■ 「水のまち」を標榜する水に育まれた文化を継承する景観

近代文化遺産である落合水路橋や川茂発電所、ピーヤと呼ばれ親しまれる水路橋は、豊かな清流を象徴する本市を代表する産業遺構です。また、古くから開削された堰や用水、湧水が巡る水路の景観と甲斐絹織物等の伝統産業、まちなかの小水力発電施設と水車のまわる景観は、先人達の知恵に培われ、暮らしとともに水に育まれた文化をいまなお引き継ぐ文化的景観といえます。

② 取り組みの方向性

本市は、この文化財保護法に基づく保護制度*を活用し、「都留市文化財保護条例」に基づき文化的景観の選定に向けた取り組みを検討します。

■ 「都留市文化財保護条例」に基づく文化的景観選定の流れ



注) * 文化財保護法(第134条第1項)では、文部科学大臣は、都道府県または市町村の申出に基づき、都道府県または市町村が選定した文化的景観の中から、特に重要なものを「重要文化的景観」に選定し、景観保存の取り組みを支援する仕組みとなっています。

(3)眺望景観の保全・活用に関する事項

①基本的な考え方

山稜と谷筋が複雑に入り組む変化に富む地形は、眺望が幾重にも重なる特徴的な景観を生み出しています。この優れた眺望は、本市を代表する景観資源であり、市民や観光客など多くの人々の心を惹きつける重要な観光資源でもあります。

本市は、市域を囲む山々のうち景観が優れた21座を「都留市二十一秀峰」として定め、内外に広く発信しています。山々の眺望を含め、市内の良好な眺望景観を維持・保全し、その印象と魅力をさらに高め、積極的に景観まちづくりや観光に活かしていくため、次のような取り組みを推進します。

②取り組みの方向性

優れた眺望場所の抽出・選定

市民や観光客などからの公募、市民参加イベント等を活用し、民間施設も含め市内の優れた眺望場所を抽出し、選定委員会などにより、下記に示す選定基準のいずれかに該当する眺望場所を「都留市の良好な眺望場所（ビューポイント）」に選定します。

選定した眺望場所については、眺望景観マップ等を作成し、積極的なPRに努めます。

■選定基準

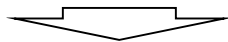
- 本市を代表する優れた眺望場所であること
- 都留市らしい固有の眺望景観が得られること
- 道路、公園、公共施設、河川沿いなど、市民や来訪者が容易にアクセスできること など

眺望景観の保全・活用指針

選定したそれぞれの眺望場所については、眺望景観の現状や周辺の状況を踏まえ、必要に応じて次に示すような「眺望景観の保全・活用指針」を作成し、指針に基づき、必要に応じて次に示す取り組みを推進します。

■指針の概要

- 場所ごとの眺望景観の保全・活用方針
- 眺望景観保全区域の設定
- 眺望場所の保全・活用に関する事項
- 眺望景観保全区域における建築物等の行為の制限に関する事項 など



■保全・活用事業

- 眺望場所の整備
(眺望広場、休憩スポット、滞留空間の整備、サインの設置、アクセスルートの整備など)
- 景観を阻害している要因の改善
(景観阻害樹木の伐採と維持管理、電柱・電線・鉄塔類、広告・看板類等の改善など)
- 良好な眺望景観に対する周辺の景観コントロールの推進
(行為の制限事項に基づく建築物等の適切な誘導、緑の連続性の確保など)
- 良好な眺望景観を活かした観光活性化
(眺望を活かした散策ルート、フットパスづくり、観光PR・情報発信、活性化イベントの充実など)

(4)その他の効果的な取り組み

景観形成上の課題については、全てを景観法で対応することは困難です。そのため、景観まちづくりの様々な課題や目標の早期実現に向けては、多様な手法を複合的に活用することが重要であり、次のような取り組みを進めています。

その他の法制度の効果的な活用

都市計画法は、土地利用の制限など、まちづくりにおいて基盤となる制度であるとともに、景観形成においても重要な役割を担っています。

宅地化が進む市街地縁辺部等においては、都市計画法に基づく開発許可制度との連携を図り、地域景観と調和した土地利用誘導や、地形改変等の行為についての適切な指導を図っていきます。河川や道路の整備、快適な歩行者ネットワークの形成などは、景観法の活用と併せ、都市計画法との連携により、効果的な取り組みを検討します。また、景観計画の策定及び景観条例の制定と併せて、地区の実情に応じた土地利用や建物の用途規制、幅広いルール設定が可能となる地区計画や建築協定等の制度の運用を図るなど、景観法と都市計画法の両輪による効果的な景観まちづくりに取り組んでいきます。

本市の景観の特徴である市街地に近接するまとまった樹林や里山等については、森林法に基づく「都留市森林整備計画」等との連携を強化し、また、本市固有の歴史文化的資源については、文化財保護法等との連携により、保全・活用に努めています。



・谷村地区に残るなまこ壁の蔵

第5章

計画の推進に向けて



第5章 計画の推進に向けて

1. 協働による景観まちづくりの推進

市民、事業者、行政など、
多様な人々の協働による「景観まちづくり」を推進します。

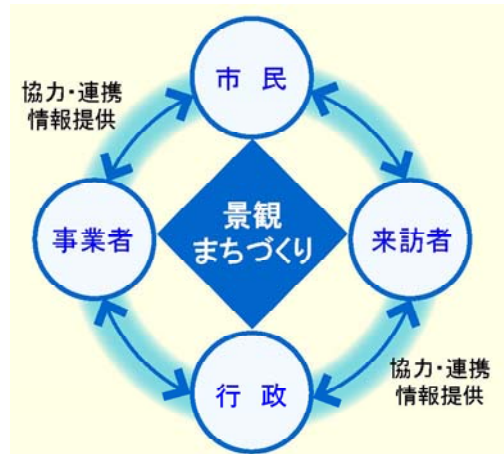
本市は、「都留市自治基本条例」の理念のもと、自助・共助・公助の考え方を基本とする、協働のまちづくりに取り組んでいます。

良好な景観を守り、育むためには、市民、事業者、行政をはじめ、観光客等の来訪者など、多様な人々の理解と協力がなければ実現できません。

一人ひとりが、本市の景観の価値や魅力を再認識し、本計画の基本理念や目標を共有したうえで、お互いの役割を理解し、できるところから一步一步着実に進めていくことが必要です。

そのため、本市の景観まちづくりは、多様な主体相互のパートナーシップを重視した、協働による景観まちづくりを基に推進していきます。

■協働による景観まちづくりのイメージ



■市民、事業者、来訪者、行政の役割

●市民

市民は、景観形成の主役です。市民一人ひとりの景観への関心や理解を深め、住んでいる地域の景観を「より良くしていこう」とする意識を持ち、自らできることに自発的に取り組み、積極的な景観まちづくり活動を実践していきます。

●事業者

建設に係わる事業者をはじめ、観光、農林水産業、商業、工業等に係わる事業者は、事業活動を通して景観形成に関与していることを意識し、その役割を理解し、先導的に取り組むなど、景観まちづくりへの関わりや協力を行っていきます。

●来訪者

観光客をはじめ、様々な目的により本市を訪れる来訪者は、マナーを守り、本市の景観まちづくりの考え方や取り組みについて理解し、景観まちづくりへの協力を行っていきます。

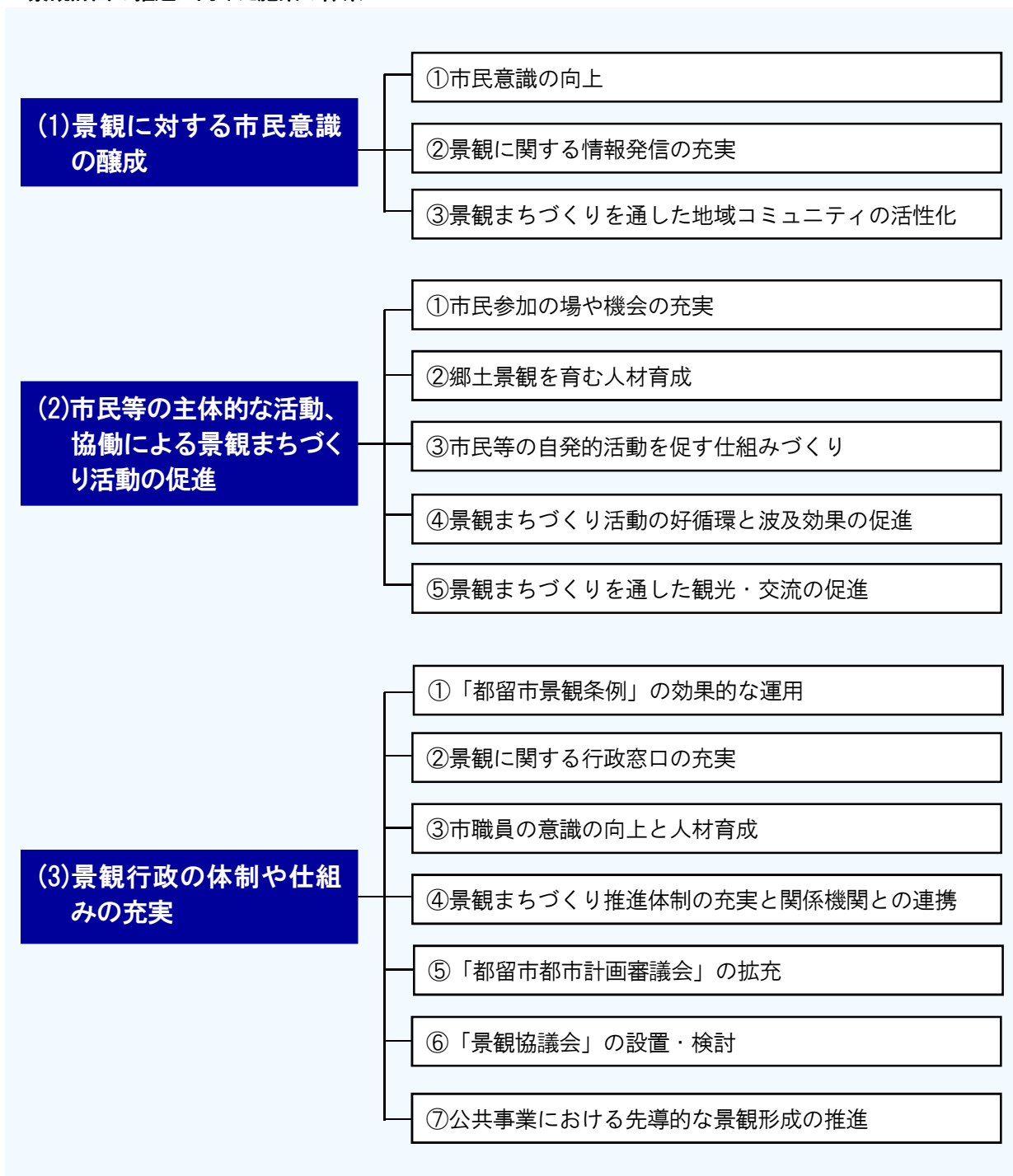
●行政

本計画に基づき、景観に関わる啓発活動や情報提供、市民の景観形成活動に対する支援、行政の推進体制の充実、各種景観形成事業の実施など、景観行政として先導的な役割を果たし、景観まちづくりを推進します。

2. 景観計画の推進に向けた施策

「都留市景観計画」の推進に向け、次のような施策に取り組みます。

■景観計画の推進に向けた施策の体系



(1) 景観に対する市民意識の醸成

① 市民意識の向上

景観まちづくりの第一歩は、景観について関心を持つことです。暮らしの中で、地域の景観に気づき、関心を持って多くの人と話し合い、共感するところから始まり、共通の価値観により地域景観を守り・育む活動へと気運を高めていくことが重要となります。

市民をはじめ事業者や来訪者など、人々の景観に関する理解と関心を高めていくため、景観に対する共通認識や愛着を育む次のような啓発活動を促進し、市民意識の向上に努めていきます。

■ 市民意識を高める主な取り組み

- 地域の潜在的な景観資源の掘り起こし、魅力資源の共有化
- 地域景観に親しみ・学ぶ機会の充実、景観まちづくりに関するシンポジウム・講演会、景観講座等の開催
- 地域的美観意識の向上、清掃・美化活動、ごみ対策等の促進
- 湧水や水路、河川等の水質の維持・管理、洗い場・水汲み場等の暮らしに身近な水資源の維持・保全
- 地域特性を尊重した景観への意識・配慮の醸成、地域・場所に応じた住民のルールづくり

② 景観に関する情報発信の充実

市民意識の醸成や主体的な活動を促すためには、本市の景観に関して、どんな資源がどこにあり、どんな人たちが活動しているのか、多様な情報を発信することが重要となります。

本市の景観に関する様々な情報を、市民、事業者、来訪者など誰もが気軽に入手できるよう、公共施設や観光交流拠点、市のホームページやパンフレットなどを活用し、次のような景観に関する情報発信を充実します。

■ 情報発信の充実

- 「都留市景観計画」のPR用パンフレットの作成、市ホームページの充実
- 景観資源の周知に向けたサイン、パンフレット、マップ、イメージ写真等による効果的な情報発信の充実
- 都留市フィルムコミッションの活用、景観を活用したインバウンド誘客・「つる観光」の促進
- インターネット・SNSの有効活用、都留市情報発信サイトの創設（つる情報ネット、都留市版ウィキペディア等）

③ 景観まちづくりを通じた地域コミュニティの活性化

本市は、少子高齢化の進行等による、地域コミュニティ衰退の懸念も課題の一つとなっています。子どもたちから高齢者、地域住民から事業者など多種多様な人が集い、景観まちづくりを通して地域に親しみ、共に活動することは、地域コミュニティを見直すことにもつながります。そのため、景観まちづくりの活動を、地域コミュニティの再生・活性化の契機として活かしていきます。

(2) 市民等の主体的な活動、協働による景観まちづくり活動の促進

① 市民参加の場や機会の充実

本市では、協働のまちづくり推進会の活動をはじめ、市民活動の場が少しずつ広がりつつあります。

市民の主体的な景観まちづくりを促進するため、景観まちづくり市民懇談会におけるワークショップや地区ごとの住民組織など、多様な市民活動が景観まちづくりに関して意見や情報を交換できる市民参加の場や機会の充実に努めます。



・景観まちづくり市民懇談会によるワークショップ

■市民参加の場や機会の充実

- 景観まちづくり市民懇談会の継続、活動の場の充実、地域における協働のまちづくり推進会活動の充実
- 市民主体のまち歩きイベントや景観体験イベント等の主体的な活動につながる機会や場の創出
- 景観まちづくり活動団体の認定・登録制度の創設(景観条例に基づく制度の創設)
- 景観サポーター登録制度の創設(景観に関する知識やノウハウを持つ市民等の登用、景観形成への提案等)

②郷土景観を育む人材育成

まちづくりは人づくりともいわれ、市民の自発的な景観まちづくり活動を促進するためには、地域への愛着や誇りを持ち、景観に関する高い意識や熱意を持った人材が必要です。

地域には、郷土の歴史文化や地域を熟知する達人、祭りや伝統文化、食文化を継承する達人、まち歩きや水守、花植えの達人など、景観まちづくりに関わる多様な人材が活動しています。

こうした身近な人材の発掘と活用により、地域リーダーや地域の魅力を伝えるまちの案内人(コンシェルジュ)、観光ボランティアなど、景観まちづくりを牽引する人材の育成に努めます。

また、次代を担う子どもたちの景観への関心や理解を深めていくため、総合学習や余暇活動を活用した郷土教育、体験や気づきを与える機会の促進に努めます。

■郷土景観を育む人材育成の充実

- 「地元学」を通じた人材育成の促進、都留市ボランティアセンターを活用したボランティアガイド等の育成
- 大学等と連携した景観学習や郷土教育(歴史探訪、自然観察、地学教育等)、景観まちづくり活動の充実
- 緑の少年隊等やふるさと探検隊等の活動促進、小・中学校の総合学習と連携した郷土教育、まち歩きや環境美化活動、余暇活動等を通じた景観形成を担う子どもたちの育成
- 祭り・伝統行事を継承する担い手の育成、景観まちづくりを牽引する地域リーダーの育成
- 「景観まちづくり教育」(景観まちづくり学習助成事業—国土交通省・都市文化振興財団)の活用など

③市民等の自発的活動を促す仕組みづくり

本市では、湧水を守り水環境を活かす活動や城下町の歴史文化を受け継ぐ活動、豊かな自然に触れあい・学び・守る活動、また、身近な美化清掃活動など景観形成に関わる様々な活動が行われています。

地域住民をはじめとした活動やボランティア団体、NPO法人、教育関係者や学生、事業者等は、景観まちづくりに対して大きな役割を担うことが期待されています。こうした主体による自発的な景観形成活動を促すため、次のような仕組みづくりを推進します。



・湧水池・バイカモ(梅花藻)の保全活動

■市民等の自主的活動を促す主な仕組み

- 公共施設の計画づくりへの市民参加の促進、緑や水環境など市民・事業者等と連携した維持・管理の促進、公共施設の維持・管理に向けたアダプトプログラム(里親制度)の活用
- 学生の活動と連携した、景観まちづくり活動への積極的な参加促進
- 既存の市民委員会制度の活用、「ふるさと普請制度」を活用した景観まちづくり活動に関する助成
- 環境美化活動や花壇・生垣の設置など、良好な景観形成に関する助成制度の充実
- 景観に関する行政窓口の設置(景観計画や景観条例、市内の景観まちづくり活動や支援に関すること等)
- 「景観顕彰制度」の導入、「都留市景観百選」、景観コンクール等の検討(公募による選定、観光PRなど)
- 山梨県景観アドバイザー制度の活用

④景観まちづくり活動の好循環と波及効果の促進

「景観は百年の計」ともいわれます。本計画に掲げた景観施策は、息の長い取り組みが必要となります。一方、本市はこれまでも市民を主体とした様々な活動が行われており、今後もこれら既存の活動が継続し、これらが連携しつつ本市の景観形成を牽引していくことが効果的であり、必要不可欠でもあります。

そのため、これらの活動の充実と連携を図り、景観まちづくり活動の波及効果に結びついていく、次のような取り組みを進めます。

■景観まちづくり活動の好循環と波及効果

- 地域ごとの魅力資源を結ぶフットパスづくり、景観ツアーの創出
- 「地区八景」の取り組み、地域の協働による景観まちづくりの促進
- 8つの駅が連携したローカル線駅の景観形成（「駅八景」、つる8駅ガイドマップづくり等）
- 地域活動の相互交流・情報交流の充実、都留市まちづくり市民活動支援センターを核とした活動拠点の創出
- 既存の市民活動や事業者、都留文科大学などとの連携による景観まちづくり活動の促進（都留文科大学の地域交流研究センターやフィールドノートの活用等）

⑤景観まちづくりを通じた観光・交流の促進

本市は、道の駅つるやリニア見学センター、登山やスポーツレクリエーション、八朔祭りなど、年間を通じて様々な観光・交流イベントが行われ、多くの観光客が訪れています。

今後も、こうした観光・交流イベントに加え、湧水群や歴史文化の体感ツアー、農業体験、森林環境学習、グリーンツーリズム、エコツーリズムなど、本市の景観の魅力を最大限に生かした観光・交流の促進を図ります。

また、交流活動を通じて景観まちづくりへの理解と協力を促すとともに、景観まちづくり活動が地域振興と結びつき、好循環を生み出すような取り組みを展開していきます。



・環境教育イベント（鹿留子どもふれあいの森）

(3)景観行政の体制や仕組みの充実

①「都留市景観条例」の効果的な運用

本計画に掲げる景観施策を総合的に推進していくため、「都留市景観条例」の適切な運用を図り、必要が生じた場合は適切な見直しを行います。

また、土地利用や環境保全など関連する条例や要綱と連携を図り、効果的な運用を図ります。

②景観に関する行政窓口の充実

景観に関する相談や情報提供、届出・審査の事務処理など、市民や事業者等に対する行政窓口としての役割を担う担当部署や窓口機能の充実を図ります。

③市職員の意識の向上と人材育成

協働による景観形成事業や活動の機会が増えることに伴い、景観行政を担う市職員には、協働の主体間の調整や指導を行う能力が必要となります。

そのため、市職員の意識を高め、専門的な知識や技術の取得、適切な人材の確保を図るため、職員研修や学習機会の充実、地域の景観まちづくりに対する職員の参加などを推進します。

④景観まちづくり推進体制の充実と関係機関との連携

本計画を効果的・効率的に推進するには、都市計画、建築、環境、農政、文化財、商工観光など、様々な行政分野が連携した総合的・一体的な施策の展開が重要となります。

そのため、本計画に基づき、横断的かつ柔軟に景観行政に取り組むことができるよう、景観づくり庁内検討会を中心に、景観に関する連絡・協議・調整を行うなど、推進体制の充実に努めます。

また、河川や緑など、景観は市域を超えて連続していることから、隣接する市町村や山梨県・国、その他の関係行政機関との円滑な協議・連携のもと、景観まちづくりを促進していきます。

⑤「都留市都市計画審議会」の拡充

景観まちづくりを推進していくにあたっては、用途地域をはじめとした各種都市計画制度との整合や連携を図っていくことが必要です。この都市計画の指定や変更は、有識者、市議会議員、関係機関・団体代表などにより構成された「都留市都市計画審議会」において審議を行っています。

本計画策定後は、「都留市都市計画審議会」において、景観に関する有識者を追加するなど組織の拡充を図ったうえで、本計画の策定及び変更、景観条例の変更、景観重要建造物・樹木や景観重要公共施設の指定、景観形成推進ゾーンの指定、建築物等の行為に関する勧告や命令など、本市の景観行政に関わる事項について総合的・効果的な審議を行っています。

⑥「景観協議会」の設置・検討

「景観協議会」は、地域の景観についての課題を解決しようとする際に、地域住民及び行政など多様な関係者が一同に会して協議する組織として位置づけられます。

本市では、今後、必要に応じて、公共施設管理者をはじめ、公益事業者（鉄道、バス、電気等）、市民活動団体、各種関係団体（商工会、観光団体、農業団体等）などで構成される「景観協議会」の設置を検討します。

⑦公共事業における先導的な景観形成の推進

公共建築物や道路、公園、河川等の公共施設は、地域の景観に大きな影響を及ぼすだけでなく、良好な景観を先導する役割を果たしています。

山梨県では、公共事業の実施にあたり、本県の優れた自然・歴史・文化的な景観を保全し、個性豊かで魅力ある景観を創造するため、「山梨県公共事業における景観ガイドライン」を令和2年3月に策定しました。

本市においても、庁内での「山梨県公共事業における景観ガイドライン」の周知徹底を図り、ガイドラインに基づき、公共事業における先導的な景観形成を推進します。

3. 景観まちづくりの実現に向けて

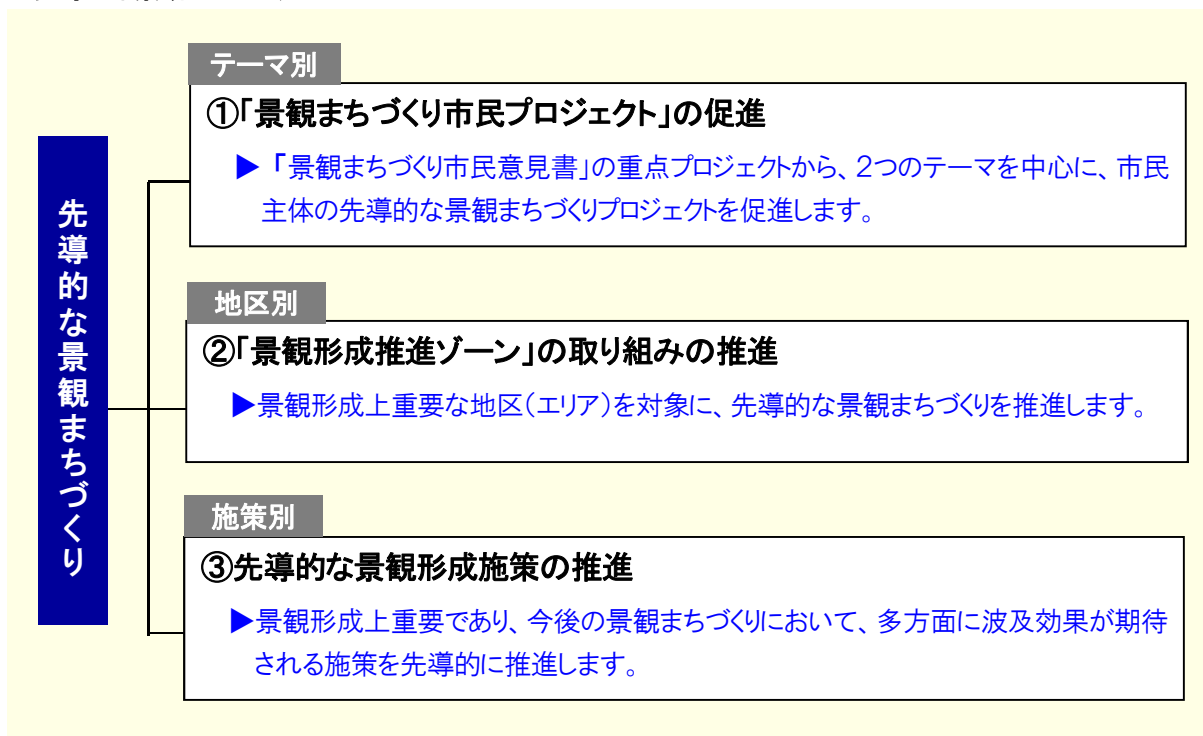
(1) 先導的な景観まちづくりの推進

■先導的な景観まちづくりの考え方

本計画における景観まちづくり施策は多岐にわたっており、本格的に景観行政が動き出すまでには一定の期間を要し、様々な試行錯誤を伴うことが予想されます。

そのため、景観行政の始動期において、取り組みの成果が目に見える形にしていけるよう、景観形成上の重要なテーマや地区、施策を絞り込み、先導的な取り組みを推進します。

■先導的な景観まちづくり



①「景観まちづくり市民プロジェクト」の促進

本計画の策定に際しては、都留市景観まちづくり市民懇談会による「景観まちづくり市民意見書」が提出されました。このなかで、今後の景観まちづくりを牽引する、市民を主体とした取り組みとして2つの「市民プロジェクト（先導的な取り組み）」が示されています。

本市では、この市民意見を協働による景観まちづくりの好機として受け止め、実現に向けて取り組んでいきます。

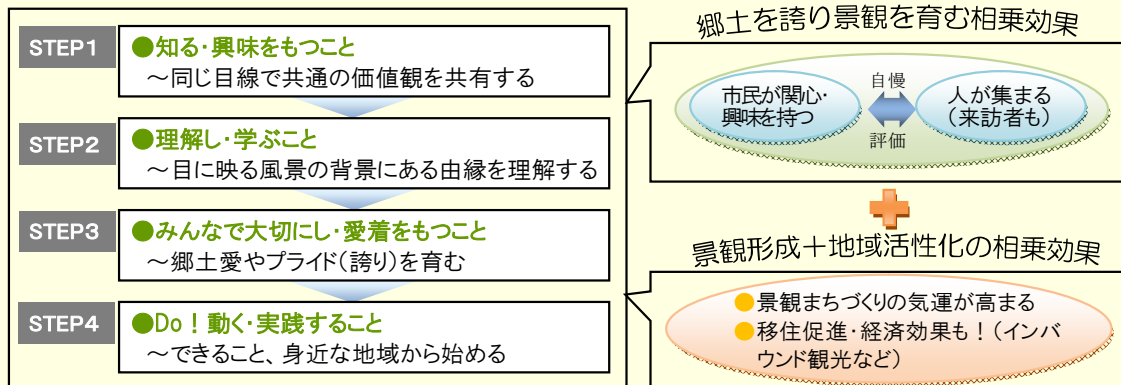
考え方

▶都留市の骨格となる景観を守り活かす

- 本市の景観の価値を、住んでいる市民が知らない・伝わっていない。気づく・気づかせる取り組みが必要
- まずは、景観について多くの人との共感を得られること、その共通の価値観が「心地良い風景」に結びつくことを理解する
- そこから、郷土の風景を大切に思う意識を育み、主体的な活動にまで高めていくことが重要

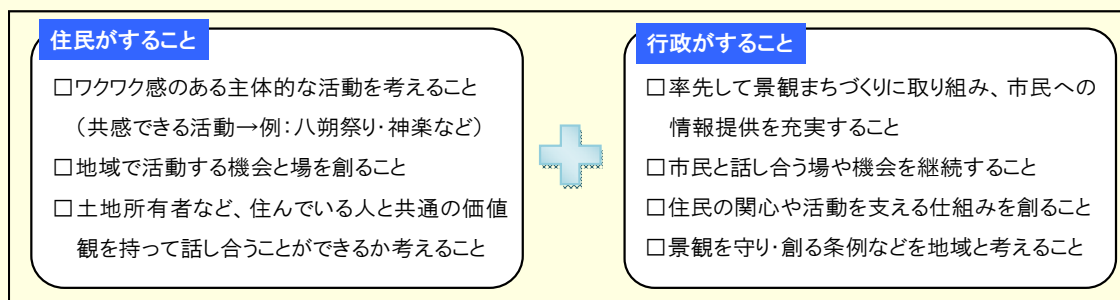
取り組みの方向

一相乗効果を生む 共感し・協働するすじみち（誘導シナリオ）一



継続していくために!!

～共感できる・ワクワク感のある取り組みで継続すること～



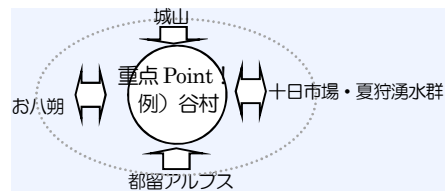
具体的な取り組み

1.「地元学」ー郷土景観を育む人づくりに取り組む

- 「風景100年の計」、郷土景観を継承する長期的視点を持った取り組みを進める
- 景観づくりを担う子どもたちの育成(体験・記憶の継承、歴史探訪教室・自然観察教室・地形・地学教室等のお宝が豊富な環境を活かす、ふるさと探検隊など学校の副読本の活用等)
- 地域を愛する人を育てる(「まちが舞台」の地区毎の八景づくり、地域ごとの共感を得る等)

2. 景観まちづくりのポイントを絞り込む

- 景観まちづくりの優先順位を絞り込む(アピールする場所をラインで結ぶ、共感できる景観を切り口とする等)



- 「どう見えるか」・「どう魅せるか」好循環する視点・ラインを検討
- 成果が好循環し波及するようにする(SNS等の情報作戦、写真コンテスト、人気投票、マップ等)
- 新たに創る景観も重要(効果的な景観を創る・魅せる、都留アルプスの活用等)
- 実現化の可能性や費用対効果も併せて検討

考え方

▶暮らしに身近な景観を活かし創る

- 景観づくりを進めていくためには、その重要な担い手である市民意識を高めることが大切。そのため、まずきっかけとして「できることから始める景観づくり」の取り組みをスタートさせる。
- 市内には8つの駅があり、まちの大きな特色となっているが、玄関口としての魅力に欠ける。
- 市内にはお宝(魅力資源)がたくさんあるが、あまり知られていない、関心も薄い。どこにあるのかわからない…お宝の価値を見直し(再発見)、多くの市民・観光客に知ってもらうことから始める。
- まちの魅力を再発見し、プロジェクトを通じて、市民の景観に対する意識を「つなぐ」、魅力ある景観資源を「つなぐ」、歴史を「つなぐ」ことを目指す。

取り組みの方向

ー(仮称)つる8駅物語ー

- 市民主体による本市の潜在的なお宝(魅力資源)の掘り起こしと魅力の再発見、効果的なPR
- 市内の8つの駅を起点とした、地域単位のお宝(魅力資源)を結ぶフットパスコースづくり
- 地域の魅力を内(市民)と外(観光客等)に広く発信

【主な提案】

- お宝探しを通じて市民の景観への意識を高める
- 身近な歴史資源の掘り起こし(道祖神など)や、使われなくなったもの(古民家、商家、蔵、空き地・空き家など)の魅力を再発見する
- 市民が主体となって地域のお宝(魅力資源)を再発見し、市民や観光客に広げていく
- 8つの駅があるという特色を活かす
(駅を活かして人を集める、駅を起点としたハイキングコースなど)
- 市民が主体のまち歩きイベントを実施する(都留市お宝探偵団など)
- 地域の小学校と連携したまち歩き(オリエンテーリング)の実施
- フットパスづくりを通じた交流の促進、景観まちづくりの促進・・・など

具体的な取り組み

1. 参加のしくみづくり

- 市民の話し合いの場や機会をつくる(市民懇談会の延長上の場づくりを検討)
- まち歩きイベントなど自発的な取り組みを実施する(実主体の検討)

2. 8つの駅の活かし方

- 駅の活かし方(俳句の活用、「つるっとハイキング」、「つるっ歩マップ」、駅前レンタサイクル・シェアサイクル等)
- 駅と地域の魅力資源を結ぶコースづくり

3. 情報発信の仕組みづくり

- 都留の情報発信サイトを創る(都留市版ウィキペディア「つるペディア」)
- その他のPR手法(SNS、乗り鉄・撮り鉄の活用等)

4. 行政の取り組み

- ハードなど資金を要するものの支援(ポケットパーク整備、案内サイン設置、公共レンタサイクル・シェアサイクル等)
- 富士急行への協力要請(都留市内共通乗車券の発行等)

5. 景観のルールづくり

- 清流を守るルール(条例など)
- 景観阻害要因に対するルール(ソーラーパネル、バラバラな看板、サインなど)

②「景観形成推進ゾーン」の取り組みの推進

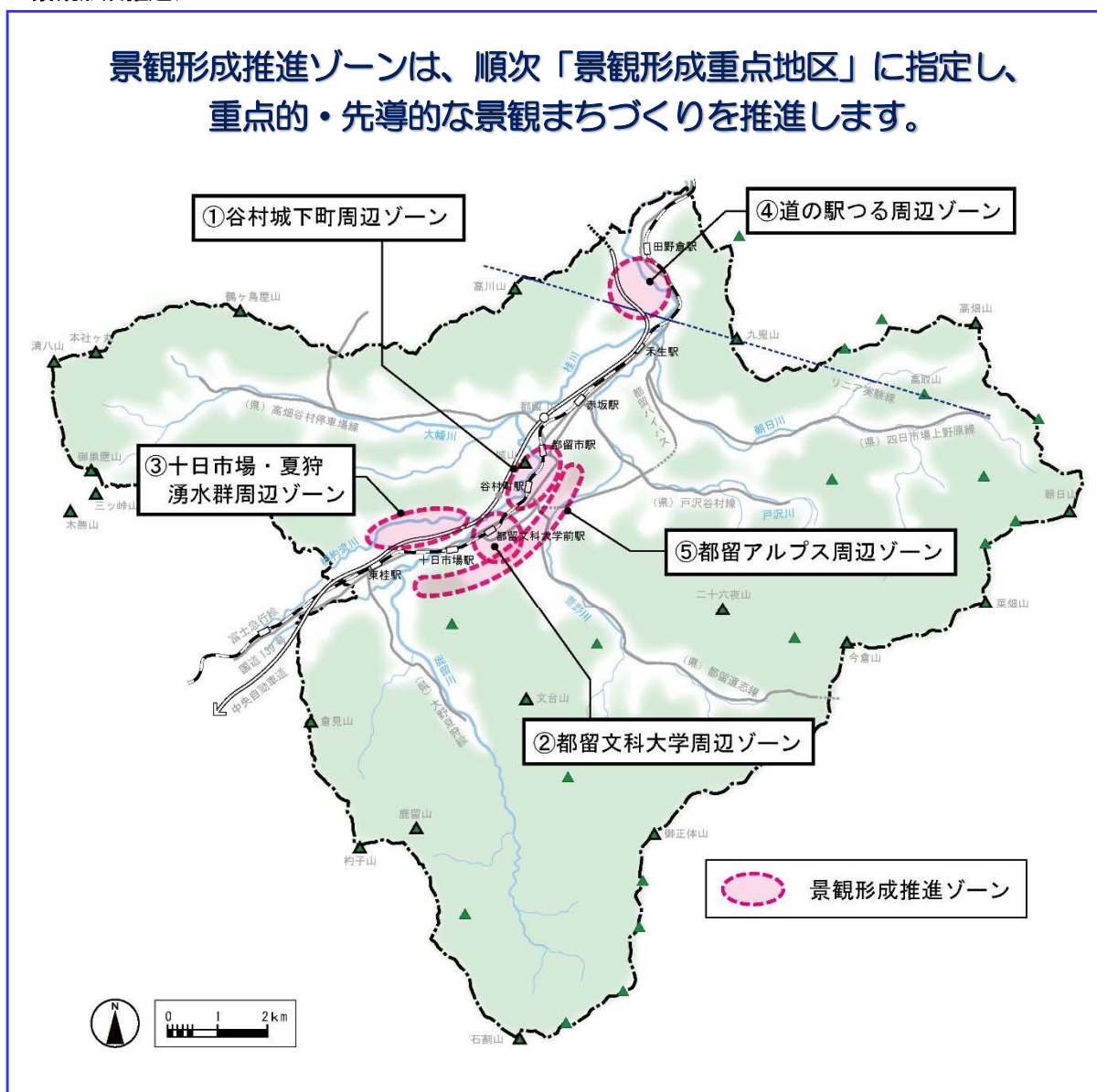
本計画では、良好な景観まちづくりを重点的に推進すべき5ヶ所の「景観形成推進ゾーン」*を選定しています。

このうち、特に、重点的に景観形成を図るべき必要性の高い地区を、「都留市景観条例」に基づき、次ページに示す手順により「景観形成重点地区」に指定し、協働による先導的な景観まちづくりの取り組みを促進します。

「景観形成重点地区」では、市民や事業者等の合意形成に基づき、地区独自の届出対象行為と景観形成基準に基づく適切な規制・誘導をはじめ、景観形成に係わる諸制度の活用等により、重点的な景観まちづくりを推進します。また、取り組みの熟度や地域特性などから、必要に応じ景観法に基づく「景観地区」や「準景観地区」等を指定していきます。

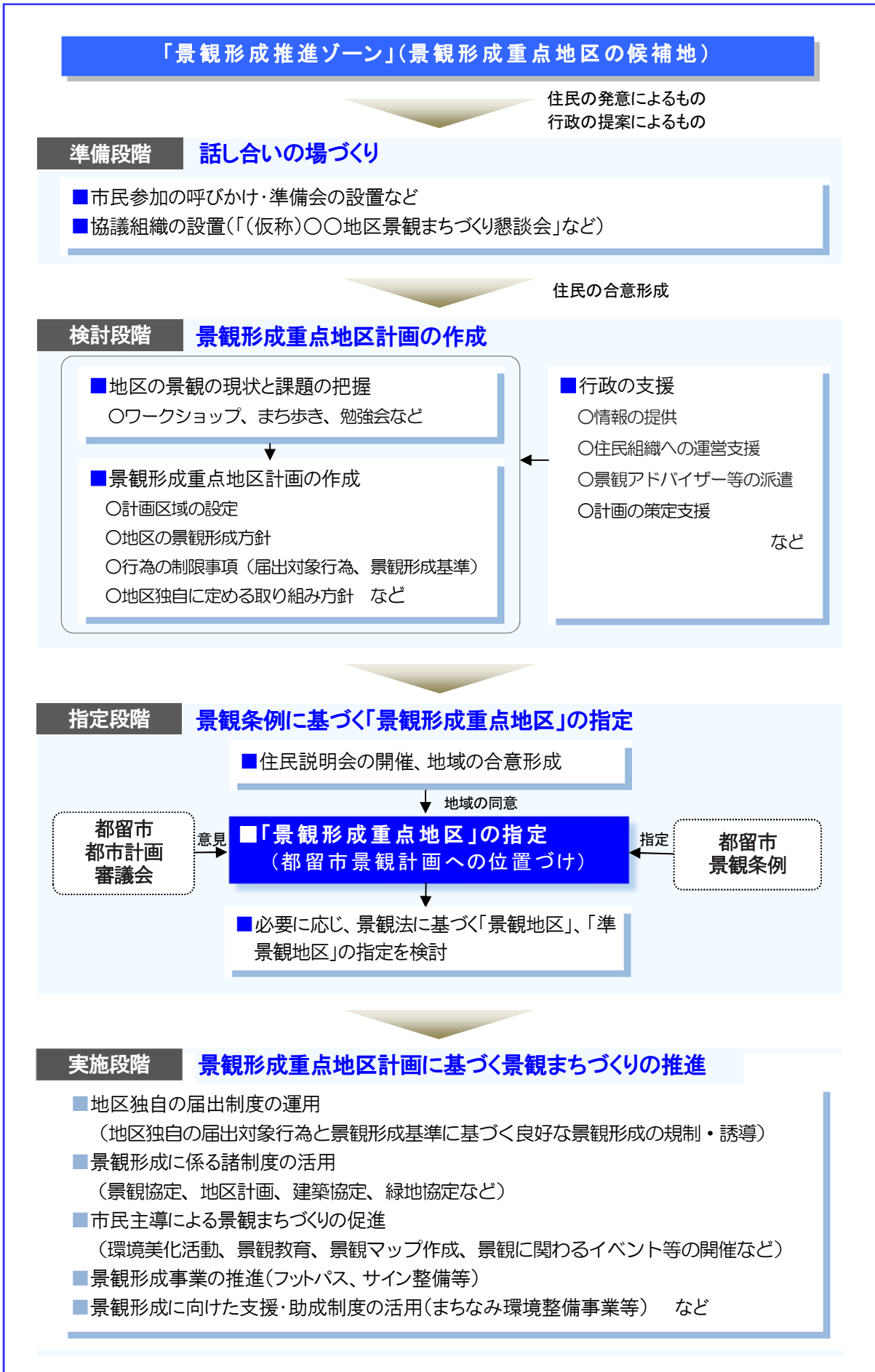
なお、景観形成推進ゾーンは固定的なものではなく、今後必要に応じ順次追加していきます。

■景観形成推進ゾーン



注) * 景観形成推進ゾーンの選定と景観形成方針については、「第2章-3. 景観形成推進ゾーンの方針」を参照下さい。

■「景観形成重点地区」の指定に向けた取り組みの流れ



③先導的な景観形成施策の推進

本市の景観まちづくりは、第一歩を踏み出した段階であり、今後も協働による息の長い取り組みが必要となります。一方、景観形成を継続していくためには、できるところから段階的な取り組みを積み重ね、成果が着実に目に見えるものにしていくことも重要となります。

そのため、本計画で示した施策より、多方面に波及効果が期待され、先導的に推進していくことが望まれる施策を「先導的な景観形成施策」として位置づけ、これらを進行管理できるよう3段階に分類し、段階的に取り組みを積み重ねていきます。

■景観まちづくりの方針に基づく先導的な景観形成施策

基本方針区分	短 期 (概ね2年以内の着手)	中 期 (概ね5年以内の着手)	長 期 (概ね10年以内の着手)
1.特徴ある地形や山 紫水明の景観を 守り、活かす	- 湧水を守る会などの団体と連携した十日市場・夏狩湧水群周辺の保全と景観活用 - 太陽光発電施設の設置に対する適正な規制・誘導 - 溶岩造形や河岸段丘など特徴的な自然地形の活用（フィールドワーク等）	湧水の里の景観の創出（駐車場、トイレ、サイン等の整備、アクセス強化、フットパスづくり等）	- 里山・森林のレクリエーション活用に向けた整備 - 親水性の高い河川整備
2.郷土の多彩な眺望景観を守り、魅せる	- 老朽化・錯綜するサイン類の統合整序 - 都留ビューポイントの選定、良好な眺望のPR・情報発信の充実	都留アルプスや城山など市街地に身近な良好な眺望景観の魅力の向上、アクセスの強化、サインの充実	潜在的な眺望場所の発掘と活用
3.先人たちの営みに 培われた歴史・文化資産を継承し、活かす	「富士の麓の小さな城下町振興事業」の充実、「谷村八景」事業の促進 - 城下町体感ツアー・まち歩き促進、案内ボランティアの育成促進 - 学校等での郷土教育・地域を学ぶ機会の充実	- 城下町と寺町の歴史文化的まちなみ景観の形成（社寺や町家の歴史的まちなみ景観の形成、路地やまちかどの修景等） - 城山の修景（散策路、駐車場、サイン整備、アクセスの向上）	- 一定のルールに基づく城下町の歴史的まちなみの形成 - 景観重要樹木・景観重要建造物の指定検討
4.里地・里山・里水が 織りなす農村景観を守り、活かす	- 水掛菜やわさび田の農村風景の保全、農の風景の景観活用 - 遊休農地の有効活用、中山間地の荒廃農地を活用した里山づくり	郷土景観や農を通じた地域交流、空き家や古民家の活用、農山村交流の促進	景観農業振興地域整備計画の調査・研究等
5.地域の表情を映す、心地よさと魅力ある暮らしの景観を育む	- 谷村地区の整序感あるまちなみ景観の形成、中心商店街の賑わい景観の形成 - 都留文科大学前駅周辺の賑わいと活気ある良好な市街地景観の形成	- 家中川、寺川、中川の親水空間の創出と修景 - 空き家・空地の景観まちづくりへの活用 - 主要道路沿道の歩行空間の確保、沿道まちなみ景観の整序・誘導	- 景観形成重点地区の指定検討 - 景観重要公共施設の指定検討
6.まちが元気になる、交流・おもてなしの景観まちづくりを進める	- 公共施設の先導的な景観整備 - 既設サインの統合・整序と公共サインの適切な設置 - 八朔祭りなど祭事・行事と景観まちづくりの連携 - 景観資源のネットワーク化、インバウンド観光の推進、効果的なPRの充実	- 駅等を起点としたレンタサイクル・シェアサイクルの設置 - 登山道の整備、公共交通の充実やアクセス強化、駐車場整備など	- 駅周辺の修景整備、駅を核とした景観まちづくりの推進 - 地域の景観特性に応じた「景観回廊の創出」

(2) 景観計画の見直しと進行管理

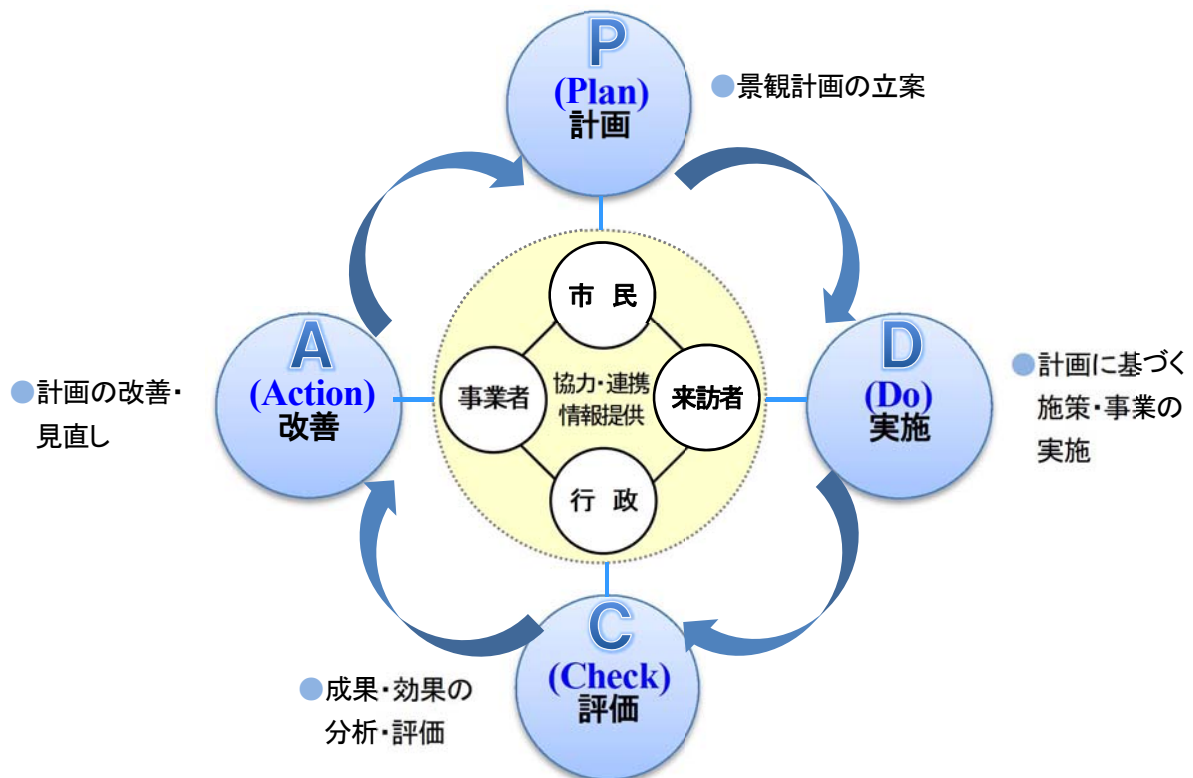
景観計画は、景観施策の総合的な方向性を示すと同時に、行為制限を定めることにより良好な景観形成を担保する規制・誘導の手段である側面を併せ持っています。

本市の景観まちづくりは、市民などの理解と協力を得ながら協働により進めることを基本としていることから、景観に対する意識の成熟度に応じた手段を適切に講じていくことが必要となります。そのため、本市の景観計画は、市民参加による協議・検討を通じた合意形成の段階が計画に反映されていく、「成長型の景観計画」としています。

一方、景観まちづくりは、景観行政のみで実現し得るものではなく、都市計画や農政、商工・観光など、多様な部署との連携により総合行政として取り組むことが重要です。そのため、景観まちづくりを取りまく社会経済情勢の変化や国、県、市の計画や事業等に変更が生じた場合には、各種のまちづくり施策とも連携しながら、適宜計画の見直しを図るものとします。

また、本計画に位置づけられた景観施策については、計画の目標等に照らしながら、実現に向けた実践、市民意識の高まり、地域の景観まちづくり活動等を通して施策・事業の点検、評価、見直しを行うPDCAサイクルにより、継続的な改善を行っていきます。これにより、景観まちづくりの達成度や評価を検証しつつ、適切な進行管理に取り組んでいきます。

■PDCAサイクルによる計画の推進



参考資料



1. 策定経過

【平成30年度】

- ▶ 景観現況調査
- ▶ 景観市民アンケート調査
- ▶ 景観まちづくり市民懇談会

- 平成30年 8月 ◇景観市民アンケート調査の実施
 9月 ◆第1回景観まちづくり市民懇談会
 10月 ◆第2回景観まちづくり市民懇談会
 11月 □庁内関係課ヒアリング
 12月 ◆第3回景観まちづくり市民懇談会
 (景観まちづくりフィールドワーク)
 平成31年 1月 ◆第4回景観まちづくり市民懇談会
 3月 ◆第5回景観まちづくり市民懇談会

【令和元年度(平成31年度)】

- ▶ 景観まちづくり市民懇談会
- ▶ 計画立案
- ▶ 調整と協議

- 平成31年 4月 ◆「景観まちづくり市民意見書」の提出
 令和元年 6月 □第1回庁内検討会
 7月 ●第1回策定委員会
 9月 □第2回庁内委員会
 10月 ●第2回策定委員会
 12月 □第3回庁内委員会
 令和2年 1月 ●第3回策定委員会
 3月 □第4回庁内委員会

【令和2年度】

- ▶ 調整と協議
- ▶ 計画素案の決定
- ▶ 住民説明
- ▶ 審議と協議
- ▶ 計画の策定

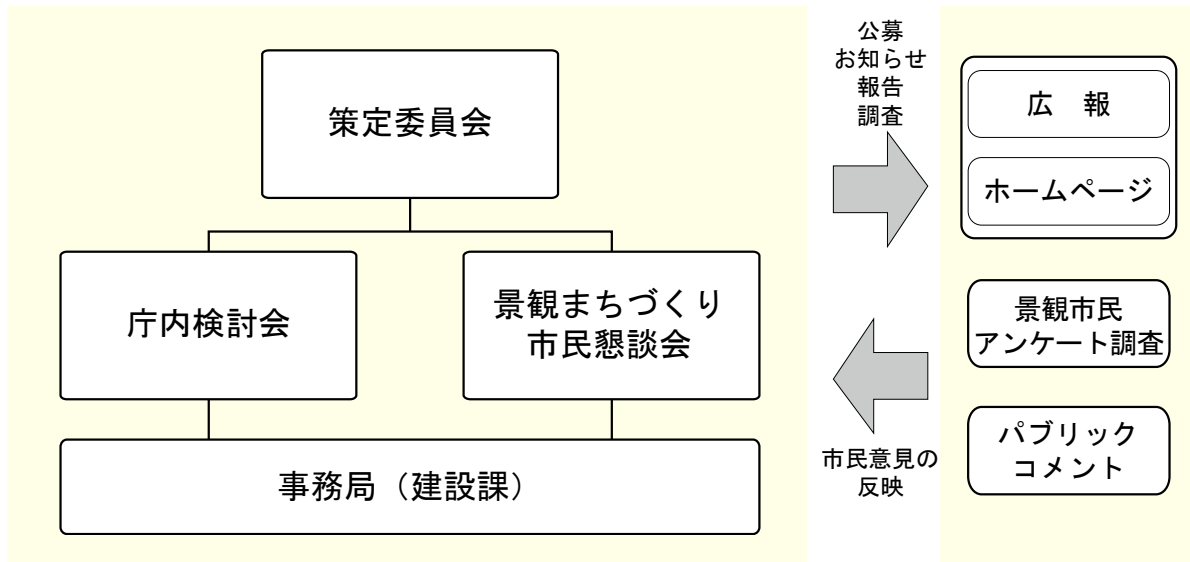
- 令和2年 5月 ●第5回策定委員会
 8月 ◆パブリックコメントの実施
 10月 ●都市計画審議会への諮問
 11月 ●都市計画審議会からの答申
 12月 ●都留市景観条例の制定
 令和3年 1月 ●計画の策定と公表

2. 策定体制

(1) 策定体制と組織

本計画の策定にあたっては、計画づくりの初期の段階から景観市民アンケート調査の実施や「景観まちづくり市民懇談会」を設置し、市民意見の把握と計画への反映に努めながら、次に示すような策定体制で進めてきました。

■景観計画の策定体制



■策定委員会

公募市民、学識経験者、景観まちづくり市民懇談会代表、関係機関職員、市職員により構成される景観計画策定に係る最上位組織として、総合的な見地から計画案全体についての検討と調整を行ない、計画素案の承認（原案の策定）を行いました。

■庁内検討会

都留市関係各課の代表者により構成される景観計画立案における庁内の検討組織として、行政の立場から所属部署の方針や所管計画との調整を行ない、計画素案の検討を行いました。

■景観まちづくり市民懇談会

公募市民、大学生や関係団体の推薦などの市民により構成される景観計画立案における市民の検討組織として、市民の視点から地域に身近な景観について協議を行い、協議の成果を「都留市景観まちづくり市民意見書」としてまとめ、市に提出しました。

「都留市景観計画」は、景観まちづくり市民懇談会から提案された意見書が検討ベースとなっています。



・景観まちづくり市民懇談会ワークショップ／フィールドワーク

(2)策定メンバー

■策定委員会名簿

(順不同、敬称略)

所 属	職 名 等	氏 名	備 考
公募市民		鶴 田 寛	
		高 橋 辰 弥	
識見を有する者	都留文科大学	鈴 木 健 大	委 員 長
	都留市観光協会	黒 澤 駿	
	都留市商工会	重 原 達 也	
	都留市学校経営研究会	浅 川 早 苗	
	都留市農業委員会	小 俣 正 孝	
	山梨県建築士会都留支部	山 口 清 一	副委員長
	都留市建設業協議会	志 村 俊 広	
	都留青年会議所	奥 秋 充 裕	
	つる大使	白 須 慶 子	
地域住民の代表者	景観まちづくり市民懇談会会員	奈 良 泰 史	
		水 庭 次 男	
		臼 井 久	
		山 中 敏 枝	
関係行政機関の職員	国土交通省甲府河川国道事務所大月出張所	堀 口 貞 浩	
	山梨県景観づくり推進室	深 澤 修 一	
	山梨県富士・東部建設事務所	金 子 伸 史	
市職員	生涯学習課（文化財担当課）	槇 田 仁	
	産業課（観光担当課）	小 宮 文 彦	



・第1回策定委員会



・第2回策定委員会



・第3回策定委員会

■庁内検討会名簿

(順不同、敬称略)

課 名	担 当	氏 名
企画課	政策担当	安 富 博 史
財務課	管財担当	小 林 誠
地域環境課	地域振興担当	加 藤 隆
	環境政策担当	山 本 香 栄
産業課	農林振興担当	森 嶋 昭 人
	商工観光担当	廣瀬 敬太郎
健康子育て課	子育て支援担当	相 川 薫
学校教育課	学校教育担当	小 俣 正 明
生涯学習課	文化振興担当	森 屋 雅 幸
都留文科大学総務課	財務担当	遠 山 政 司
建設課	道路担当	廣 嶋 正 寛
	河川担当	高 瀬 翔 太
	建築住宅担当	関 戸 章 雄



・第1回庁内検討会



・第2回庁内検討会



・第4回庁内検討会

■事務局名簿

(順不同、敬称略)

部署名	職名等	氏 名		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
産業建設部	部 長	小 宮 敏 明	柴 村 聡 仁	山 口 哲 央
建設課	課 長	清 水 正 彦		
	課長補佐	小 林 勝 之		廣 嶋 正 寛
	都市計画担当	勝 俣 彰 仁		
		田 邊 健 太		

3. 景観まちづくり市民懇談会の概要

(1) 目的と進め方

■景観まちづくり市民懇談会の目的

- ・都留市景観まちづくりの検討
- ・都留市への「景観まちづくり市民意見書」の提出
- ・策定委員会への市民意見書の提示と代表者の参画
- ・「都留市景観計画」への成果の反映

■景観まちづくり市民懇談会の進め方

- ・平成30年9月～平成31年4月
計6回開催（市民意見書の提出含む）
- ・ワークショップ手法による協議
- ・各回の協議のまとめ、各回ニュースの発行



・ワークショップによる協議

(2) 開催経過と市民懇談会名簿

■市民懇談会の開催経過

第1回 平成30年9月6日(木)

- 景観まちづくり市民懇談会発足式
- 「都留市らしい景観！何とかしたい景観！」
- ・自己紹介と景観への想いの一言

第2回 平成30年10月18日(木)

- 都留市景観市民アンケート調査報告
- 景観特性の再発見と課題の共有

第3回 平成30年12月8日(土)

- 景観まちづくりフィールドワーク
- 課題の再整理、検討テーマの確認

第4回 平成31年1月29日(火)

- 景観まちづくりの目標、重点プロジェクトの協議

第5回 平成31年3月18日(月)

- 景観まちづくり市民意見書のまとめ

意見書提出 平成31年4月24日(水)
景観まちづくり市民意見書の提出

■市民懇談会名簿

(順不同、敬称略)

氏 名	所 属 等
藤 本 紘 一	谷村地域協働のまちづくり推進会
渡 邊 喜 信	東桂地域協働のまちづくり推進会
矢 野 秀	禾生地域協働のまちづくり推進会
宮 澤 宏	開地地域協働のまちづくり推進会
佐 藤 和 徳	三吉地域協働のまちづくり推進会
小笠原 幸 夫	宝地域協働のまちづくり推進会
前 田 太 二	盛里地域協働のまちづくり推進会
志 村 浩 哉	都留市観光協会
重 原 達 也	都留市商工会
相 川 泰	都留市観光振興公社
中 村 吉 秀	都留青年会議所
齊 藤 健 司	都留ライオンズクラブ
臼 井 久	都留ロータリークラブ
岩 村 茂 樹	山梨県建築士会都留支部
小 林 正 道	山梨県宅地建物取引業協会富士・東部ブロック
田 中 治 夫	つる倫理法人会
奈 良 泰 史	都留市郷土研究会
内 野 一 洋	都留アルプス会
水 庭 次 男	湧水を守る会
安 田 豊 久	富士ゼックス(株) (地方創生連携協定締結者)
小 林 浩 樹	山梨中央銀行 (包括連携協定締結者)
山 中 敏 枝	生涯活躍のまち・つる推進協会
鐘ヶ江 里 菜	観光業
渡 辺 茉 奈	観光業
秋 山 美和子	農業
下 山 みなみ	都留文科大学生
林 田 莞 太	都留文科大学生
名 取 舞	都留文科大学生
本 多 孝 守	都留文科大学生
奈 良 美 緒	都留市地域おこし協力隊
高 尾 茉理乃	城下町テイストプロジェクト研究会

(3) 景観まちづくり市民意見書 ー景観まちづくりの実現に向けてー

■役割分担(協働体制)による行動指針

●私たち市民が進めること

- 地域の景観を知る・関心を持つこと、多くの人と共感を得ること
- 市民が主体となり、お宝(景観資源)を掘り起こし、魅力を再発見すること
- 市や地域の景観に誇りを持ち、景観への共通の価値観を共有すること
- 身近なことから動き始める一歩を踏み出すこと
- 地域でワクワク感のある主体的な活動を考え・話し合い、実践すること

●協働で進めること

- 景観まちづくりについて話し合う機会と活動の場を創ること
- 郷土景観を育み・継続するため、人材の発掘、地域を愛する子どもたちや人を育てること
- 地域とともに良好な景観を守り・維持するルールや条例を検討し、実践すること
- 住む人が誇りに思い、訪れる人が住みたいと思えるような、効果的な情報発信やPR手法を考えること
- 景観まちづくりを通して多くの人とのふれあい・交流を高めること

●行政が進めること

- 景観まちづくりのビジョンをすえ、市民意見を反映した景観計画を策定すること
- 市民の景観まちづくり活動を支える仕組みを創ること
- 都留市の身の丈にあった景観まちづくりに率先して取り組み、市民への情報提供を充実すること
- 費用対効果も考慮し、短期・中期・長期の計画的・戦略的な景観まちづくりの実現に取り組むこと
- 隣接するまちや富士急など関係する機関との調整と連携を進めること



・都留市景観まちづくり市民意見書表紙



・都留市景観まちづくり市民意見書の提出

4. 色彩基準について

(1) 色彩の表示方法

「集落景観形成地域」及び「森林景観形成地域」について、色彩の数値基準を定めています。色彩の基準は、「マンセル表色系」を用いており、色彩を数値化することで、客観的で公平な審査を行います。

「マンセル表色系」は、色の3つの属性「色相」、「明度」、「彩度」の組み合わせで表します。その概念を立体的に表したものが「マンセル色立体」になります。

■色相（色合いの違い）

赤や青などの色合いの違いを意味しています。赤、黄、緑、青、紫（それぞれ R、Y、G、B、P）の5つを基本として、さらにそれぞれの間の黄赤 YR、黄緑 GY、青緑 BG、青紫 PB、赤紫 RP を加えて 10 の色相とし、その変化を表す 0 から 10 までの数字を組み合わせで用います。

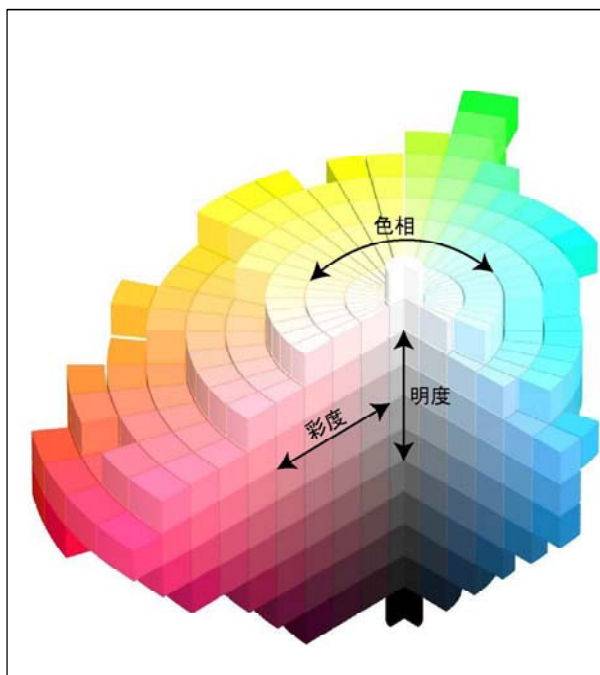
■明度（明るさの度合い）

明度とは明るさの度合いです。理想的な白を 10、理想的な黒を 0 とし、10 等分した数値を使って表しています。また、要素が明度だけの色を無彩色と呼んでいます。

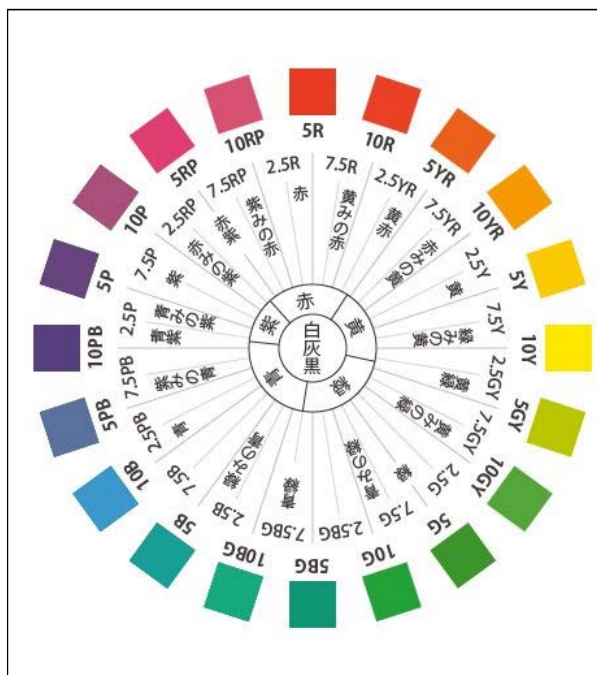
■彩度（鮮やかさの度合い）

無彩色（彩度 0）からどれだけ離れているかを表しています。数字が大きくなるほど彩度が高く、鮮やかな色になります。最高彩度の値は色相によって差があり、また同じ彩度でも色相によって鮮やかさが異なるように見えます。

■マンセル色立体

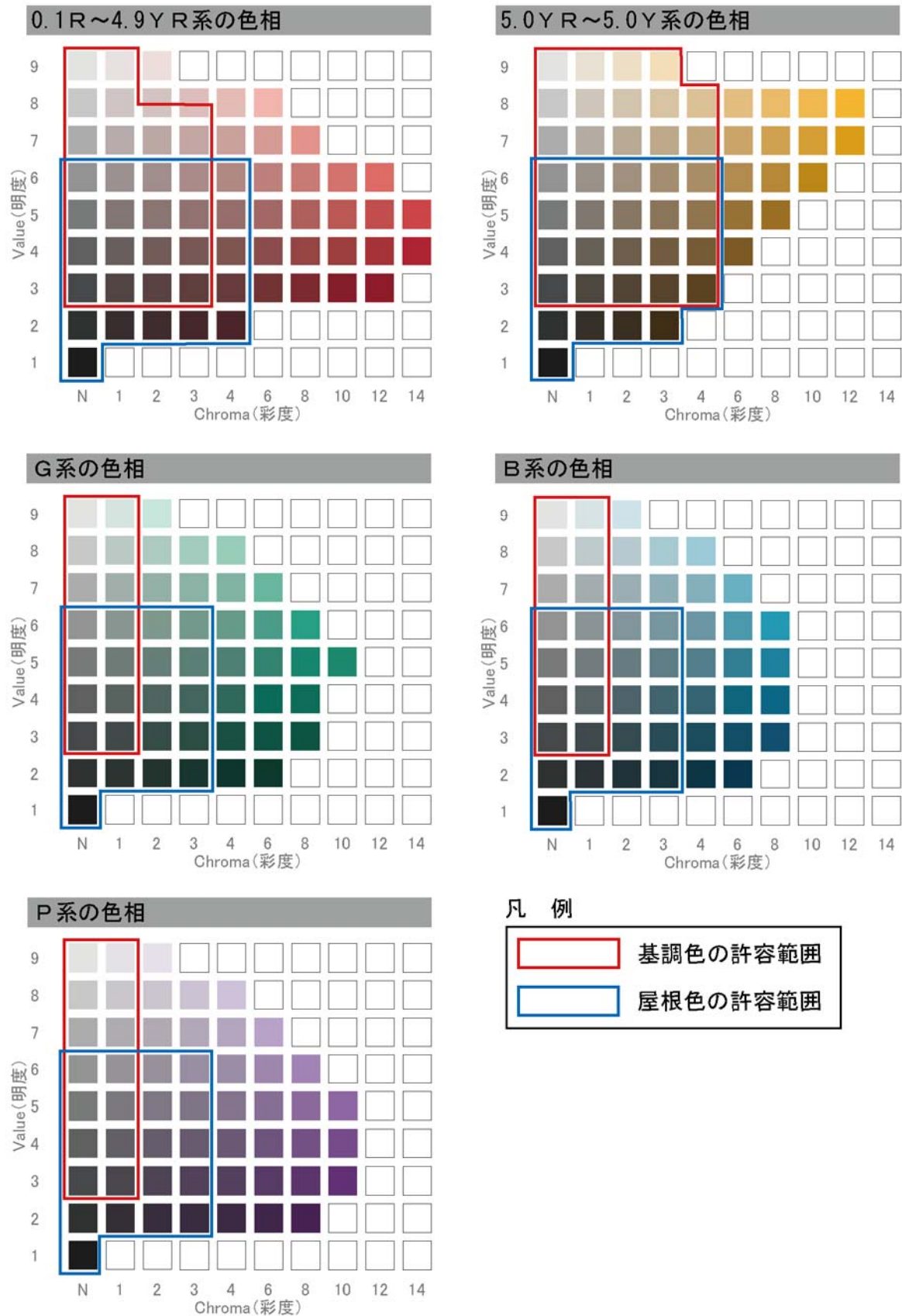


■マンセル色相環



(2) 色彩の許容範囲のイメージ

「集落景観形成地域」及び「森林景観形成地域」において、使用できる色彩の許容範囲のイメージは下図の通りです。ただし、印刷の関係上、実際の色彩とは異なります。実際の色彩の検討・選定にあたっては、正確な色票等での確認が必要です。



5. 用語解説

あ 行

アグリビジネス

農業に関連する幅広い経済活動の総称。農業関連産業。

アダプトプログラム(里親制度)

ボランティアとなる住民や団体が里親となり、一定区画(花壇など)を自らの養子とみなし、清掃・美化等の活動・面倒をみる仕組みのこと。

アプリケーション

特定の分野や作業を遂行・支援するためのプログラムやシステムのこと。

アプローチ

近づく、接近すること。建築などの分野では、門から玄関にかけての導入路のことをいう場合もある。

遺 構

昔の都市や建造物の形、構造などを知るための手がかりとなる残存物のこと。考古学では、住居跡・倉庫跡・水田跡など、その配置や様式を知る手がかりとなる基壇や柱穴などのことをいう。

意 匠

英語のデザイン(design)の訳語で、一般には形・色・模様・配置などの装飾上の工夫・図案などを意味する。広く建築や公園のデザインというように造形活動に関する創作、設計行為などにも用いられる。

インバウンド(観光)

外国人が訪れてくる旅行のこと。日本へのインバウンドを訪日外国人旅行または訪日旅行という。

ウィキペディア

ウィキメディア財団が運営するサイトで、アクセス可能な誰もが無料で自由に編集に参加できるオンライン百科事典のこと。

ウォークラリー

野外で開催され、グループ単位で与えられたクイズなどを解きながら一定の距離を歩くレクリエーションゲームのこと。

エコツーリズム

環境や社会的なものまで含めて、生態系の維持と保護を意識し、地域社会発展への貢献を考慮したツーリズム(旅行、レクリエーション)のこと。エコツーリズムを具体化したツアーをエコツアーと呼ぶ。

SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービス(英語: Social Networking Service)の頭文字をとった略

語で、インターネットを介してソーシャル(社会的な)ネットワーキング(繋がり)を構築可能にするサービスのこと。

NPO

ノンプロフィットオーガニゼーション(英語: Non-Profit Organization)の頭文字をとった略語で、特定非営利活動法人のこと。行政や民間企業に属さず、社会的に必要な公益的活動を行う住民による非営利の組織のこと。

か 行

ガイドライン

ある物事に対する方針についての指針・指標のこと。ルールやマナーなどの決まり事、約束事を明文化し、それらを守った行動をするための具体的な方向性を示すもの。

回 廊

寺院、教会、宮殿などで、建物や中庭などを屈折して取り囲むように造られた廊下のこと。本計画では、本市の景観の魅力を体感し、親しみ・楽しむルートを景観回廊と呼んでいる。

河岸段丘

河川に沿って分布する平坦面(段丘面)と急崖(段丘崖)から成る階段状の地形のこと。

佳 景

よい景色、よい眺めのこと。

架道橋

道路や鉄道線路の上をまたぐように架ける橋のこと。

勸 告

ある行動をとるように説き、勧めること。行政機関が、相手方の任意の協力・同意を得て、公共としての意思を実現しようとする行為のひとつ。

グリーンツーリズム

農山漁村において、その自然と文化や人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。また、そうした余暇の過ごし方を奨励することで地域振興を図ろうとする取り組みのこと。

景観サポーター制度

景観に興味を持ち、景観形成に関する活動を実践する個人または団体を募り、情報や交流の場を提供することにより、景観意識の醸成と景観形成活動の促進を図ることを目的とする制度のこと。

景観行政団体

景観行政を担う主体であり、政令指定都市、中核都市は自動的に景観行政団体になる。その他の市町村は都道府県との協議により、景観行政団体になることができる。

景観協定

地域の特性に即した細やかな景観に関するルールを定め、自主的な規制を行うことができる制度。景観法に規定された良好な景観形成に関する協定であり、協定の締結には景観計画区域内の一団の土地所有者や借地権者の全員の合意が必要となる。

景観地区

景観法の規定に基づき、市町村が良好な景観形成を図るため都市計画に定めた地区。市町村は、景観法に基づく景観計画区域よりも、より積極的に景観の形成や誘導を図りたい場合は、都市計画として景観地区を定めることができる。景観地区では、(1) 建築物の形態意匠、(2) 建築物の高さ、(3) 壁面の位置、(4) 建築物の敷地面積について制限できる。

啓 発

人が気づかずにいるところを教え示し、より高く深い認識や理解に導くこと。

ゲストハウス

一般に、アメニティサービスなどを省いた素泊まりの宿のこと。外国人旅行者やバックパッカー向けの比較的安く長期に泊まれる簡易宿泊施設の呼称として用いられることが多い。

顕在化

顕在とは、はっきりと形に現われて存在すること。
顕在化とは、これまであまりわからなかったものやことが、はっきりと現われてくること。

建築協定

区域の土地所有者により、区域内における建築物の用途や形態、構造などに関して、一般の建築基準法の規定より厳しい基準を定める協定。

コミュニティ

一般的に地域共同体、または地域共同社会のこと。まちづくりの分野では、主に住民相互の協力と連携により、地域のまちづくりを行う際の対象とする地域社会の意味などで用いられる。

さ 行

サイン

元来、記号(合図)のことをいうが、まちづくりの分野では標識、案内板、解説板、看板などの総称と

して用いられる。

里 山

人里の近くにあり、薪炭の利用や林業の場として生活や産業に結びつき維持されてきた森林のこと。人の手が入ることで生物生息環境としても独自の生態系を維持してきたが、生活様式の変化に伴い里山の荒廃が進んでいる。このため、各地でボランティア等による保全活動が盛んに行われている。

山紫水明

日に照りはえて山が紫に見え、川が清らかに流れること。美しい山水の形容。

山 稜

山頂から山頂へ続く峰すじ、山の尾根。

ジオパーク

「地球・大地(ジオ:Geo)」と「公園(パーク:Park)」とを組み合わせた言葉で、「大地の公園」を意味する。地球科学的な価値を持つ遺産(大地の遺産)を保全し、教育やツーリズムに活用しながら、持続可能な開発を進める地域認定プログラムをさす。

修 景

良好な景観を形成するために、周辺の自然景観やまちなみ景観と調和するよう、建築物や工作物の外観を改善したり、樹木などにより遮へいしたりして、景観の改良・改善を図ること。

定 式

寛永13年の谷村大堰完成以降から約400年続く、各村々で毎年4月に一斉に行った用水路の改修や川底さらい、湧水源周辺整備等の保全活動をさす。都留市特有の行事として現在も受け継がれており、毎年多くの市民が参加する行事となっている。

醸 成

ある状態・気運などを徐々に作り出すこと。

心 象

心の中に描き出される姿・形、心に浮かぶ像やイメージのこと。実際に目で見える景観に対し、心の中に思い描く風景を「心象風景」という。

親和(性)

親しむこと、なじみ・仲良くなること、異種の物質がよく化合することなどの意味があるが、景観では景観要素間の相性や組み合わせが良好で、良くなじんでいることをいう。

水源涵養

河川の水量や地下水が枯渇しないように補給する働き、能力を水源涵養機能という。河川上流に広がる森林は、雨水や雪解け水を貯え、徐々に河川水や地

下水として放出することで水源涵養機能を果たしており、こうした森林を水源涵養林という。

スカイライン

山や建築物などが空を画する輪郭線のこと。一般に遠景やシルエットとして眺められる場合に用いられることが多い。

整序(感)

一定の秩序が感じられ、整っている様子のこと。

生物多様性

色々な生物が存在している様子のこと。生態系、種、遺伝子など、各々の段階で様々な生命が豊かに存在すること。

堰

水路や河川などの水の分流や流量を調整するなど、水をせき止める目的で設けられる構造物のこと。

潜在的

表面に現れず、内部に隠れて存在している様子のこと。

た 行

滞留空間

立ち止まることのできる場所。人の流れを妨げず、かつ、人が溜まる場所。

地区計画

都市計画法に基づき、比較的小規模の地区を対象に公共施設の配置・規模、建築物などに関する制限などを定め、それぞれの区域の特性にふさわしい良好な環境の街区を一体として整備・保全するために定められる計画のこと。

柱状節理

火山性の玄武岩や安山岩に、五角形ないし六角形の柱状の割れ目が生じ、蜂の巣に似た形を示した岩石の柱が集合したもの。

鎮守の森

神社に付随して参道や拝所を囲むように配置・維持されている森林の通称。かつては神社を囲むように必ず存在した森林であり、杜の字をあてることも多い。

ツーリズム

観光事業、旅行業、または観光旅行のこと。

な 行

野面積み

加工していない自然石を、面を合わせてそのまま積み上げる石積みの手法。

法 面(のりめん)

切土や盛土によって造成された人工的な斜面のこと。

は 行

梅花藻(バイカモ)

キンボウゲ科の日本固有の沈水植物。初夏から初秋に水面に小さな「梅」のような白い花を咲かせ、流水に沿って1mほどの「藻」のような草をなびかせる。生育条件が厳しく、年間を通して安定した低水温(生育適温 14~15 度)で、水底が砂質の浅い清流を好む。種類によっては絶滅危惧種にも指定されている。

パブリックコメント

意見公募手続き、意見提出制度のこと。行政など公的な機関が、規制、規則などの制定・改廃、計画の策定などにあたり、原案を事前に公表し住民などから広く意見や情報提供を求め、意思決定に反映させる制度のこと。

フィールドミュージアム

地域の自然や人々の営みそのものを博物館とみなし、その価値を再発見し、研究・保全・普及という博物館の活動を通じて、社会的にも経済的にも活用を図ろうという考えのこと。

フィールドワーク

野外など現地での実態に即した調査・研究活動のこと。

フィルムコミッション

映画やドラマのロケーション(野外撮影)を地元に誘致し、スムーズに撮影が図られるよう支援する活動のこと。郷土の自然や歴史等を PR し、住民のふるさとへの愛着や意識の醸成を図る上で効果的である。現在、山梨県では「山梨フィルムコミッション」を推進している。

風 致

自然の風景などが持つおもむき、味わいのこと。「都市の風致」とは、都市において水や緑などの自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観のこと。

風致地区

都市の良好な風致景観を維持するために、都市計画法第8条第1項第7号に基づき定める地域地区のひとつ。

風 土

その土地の気候・地味・地勢・景色(景観)などのありさま。地域の文化の形成などに影響を及ぼす精

神的な環境のこと。

付加価値

生産過程で新たに付け加えられる価値のこと。新たなモノを生み出すと元々のモノより高価値なモノとなり、「価値が付加される」という意味合いで「付加価値」と呼ばれる。一般的に使われる場合、通常とは異なる独自の価値が付随することに用いることが多い。

俯瞰(ふかん)

山の上から市街地を眺める場合などのように高い所から見下ろすこと。見下ろした場合に見える景観を俯瞰景という。

富士講

「富士を拝み、富士山霊に帰依し、心願を唱え、報恩感謝する」という教えが広まり、江戸時代から昭和初期まで続いた庶民信仰のこと。浅間講ともいい、富士山へ登拝し修行することを目的とする。

フットパス

英語のフットパス (footpath) のことで、日本語では「散歩道」となる。森林や田園地帯、古いまちなみといった風景を楽しみながら散歩する小道のことをいう。そうした小道を散歩することをフットパスウォークという。

普遍

全体に広く行き渡る、例外なくすべてのものにあてはまること。共通すること。

分節(化)

全体をいくつかの区切りに分けること。また、その区切りのこと。

ポケットパーク

歩行者の休憩や近隣住民等の交流空間で、道路もしくは道路沿いに設けられた小さい広場のこと。

ま 行

マンセル値

マンセル表色系は、色を定量的に表す体系のひとつで、色の三属性（色相、明度、彩度）をそれぞれ記号と数値で体系的に表現している。この値をマンセル値またはマンセル記号という。色相は色合いの違い、明度は色の明るさの度合い、彩度は色の鮮やかさの度合いを示している。

みお筋

海・湖・川で、流れの作用で底がみぞ状に深くなった部分。川で水が流れる部分のこと。川や海の中で船の通れる水路となっている深みをいうこともある。

や 行

山あて

都市の町割りをする際、主要街路及び水路を近くの主要な山に向けて設置する手法。起伏に富んだ土地を有する日本では、古来より「山あて」という技法による都市計画が行われてきた。

谷村大火

1949年(昭和24年)5月13日午前2時30分、下谷下町の燃糸工場から出火し、火災は市街地の広範に及んだ。罹災地は谷村町の繁華街の中心地であり、全半焼併せて400棟以上、罹災者は1,500人以上で、東漸寺、専念寺、西涼寺の寺院や多くの文化財を焼失した。

遊休農地

過去一年以上にわたり耕作の目的に供されておらず、引き続き耕作の目的に供されないと思込まれる農地のこと。

擁壁

造成工事などで出現した崖や盛土を保持するために築造する壁状の構造物のこと。

ら 行

ランドマーク

地域が目印や象徴的な建造物、自然物のこと。建造物では記念碑や塔、建築物などがあり、自然物としては山や特異な地形、奇岩などがある。

緑地協定

都市緑地法に基づく制度で、一団の土地所有者等の全員の合意により、市町の認可を受けて締結される緑地の保全又は緑化に関する協定のこと。協定には、対象区域、樹木を植栽する場所や種類、違反した場合の措置などが定められる。

レクリエーション

精神的、肉体的な疲労回復や、日常生活に潤いを求めて行う余暇活動のこと。休養、娯楽という意味もある。

ローカル(線・駅)

ローカル (local) とは一定の地方、地域、またそこに限られた特有の物や状態のこと。ローカル線は、小規模な地域内輸送、ないしは地域間輸送に供する鉄道路線であり、近年、ローカル線やローカル駅はその土地ならではの魅力から、観光の起点として活用されている。

わ 行

ワークショップ

作業場・研修会などの意味を持つ言葉であるが、まちづくりの分野では、多様な地域課題に対応するため、様々な立場の参加者が、経験交流や合意形成の手法など多様な協働作業を通じて、地域の課題発見、創造的な解決策や計画案の考察、それらの評価などを行っていく活動のことをいう。

都 留 市 景 観 計 画

令和 3 年 1 月

発 行：都留市

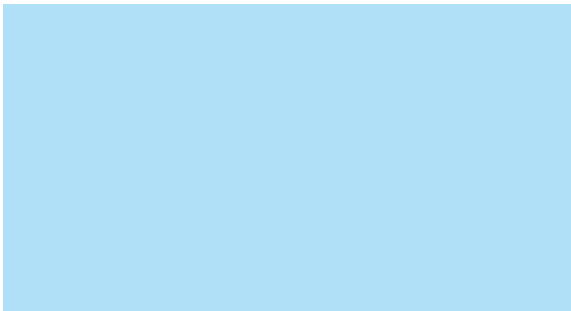
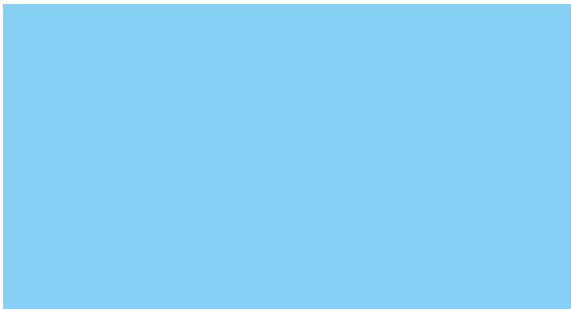
編 集：産業建設部 建設課

〒402-8501 山梨県都留市上谷一丁目1番1号

TEL 0554-43-1111 FAX 0554-43-5049

E-mail toshikeikaku@city.tsuru.lg.jp

協 力：株式会社 プレーンズ



LANDSCAPE PLAN OF TSURU CITY

都 留 市 景 観 計 画



都 留 市

